

資料 1

第2次菊川市総合計画 (基本構想案)

<H28. 3. 23 現在>

はじめに

市長のことば

平成 年 月 日

菊川市長 太田順一

<目 次>

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の名称	2
3 策定にあたっての基本的な考え	2
4 計画の構成と期間	3
第2章 菊川市のすがた	4
1 菊川市の位置・面積	4
2 合併の経緯	5
第3章 計画策定の背景	6
1 時代背景	6
2 菊川市の現況と特徴	10
第4章 まちづくりの課題	30

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像	34
1 まちづくりの基本理念	34
2 将来像	35
第2章 めざすまちづくりの方向性	36
1 目標人口	36
2 将来都市構造	37
3 基本目標	40
第3章 政策の大綱	42
第4章 基本目標別取り組み	44
基本目標1 子どもがいきいき育つまち	44
基本目標2 健康で元気に暮らせるまち	54
基本目標3 活気があふれ地域の良さを伸ばすまち	70
基本目標4 快適な環境で安心して暮らせるまち	80
基本目標5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち	92
第5章 基本構想の推進に向けて	100

第3編 資料編

1 第2次菊川市総合計画策定体制と市民参加	102
2 菊川市総合計画条例	106
3 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱	108
4 第2次菊川市総合計画策定経過	110
5 菊川市総合計画審議会への諮問	113
6 菊川市総合計画審議会の答申	114
7 用語解説	115

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

菊川市では、平成19年度を初年度とし平成28年度を目標年次とする「第1次菊川市総合計画」において、「みどり 次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少や少子高齢化、地球温暖化の進行、経済のグローバル化、東日本大震災を契機とした防災意識の高揚、地方分権改革の進展など本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況のなか、現行の「第1次菊川市総合計画」が平成28年度末をもって満了することから、本市を取り巻く社会環境・経済情勢・市民ニーズなどの変化に適切に対応するため、次期総合計画を策定します。

2 計画の名称

この計画の名称は「第2次菊川市総合計画」とします。

3 策定にあたっての基本的な考え

第2次菊川市総合計画は、大きく変動する社会情勢のなかで、その時々々の市民ニーズや新たな課題に適切に対応できるよう、現行の総合計画を踏まえながら、市民と行政との協働のもとで、実効性のある計画とするために、次の基本的な考え方のもとに策定します。

(1) 時代の要求に対応できる計画づくり

人口減少と年齢構成の変化に伴う超高齢社会の到来により、生産年齢人口が減少し経済成長の鈍化が予想され、税金などの減少が懸念されることに加え、公共施設の老朽化や社会保障費の増大、災害対策など新たな課題に柔軟に対応できる計画とします。

また、多様な市民ニーズを踏まえながら、その時々々の社会情勢や財政状況などを勘案し、それらに対応できる計画とします。

(2) 目標を明確にした市民に分かりやすい計画づくり

市民との協働によるまちづくりを推進するため、市民と目標を共有し、目標に関する指標や施策の達成状況、事業効果などをわかりやすく示した計画とします。

(3) 総合計画と個別計画の位置づけ

総合計画は市の最上位計画であり、市が策定する各分野における個別の計画や施策に方向性を示す上位計画として位置付けます。

4 計画の構成と期間

第2次菊川市総合計画は、平成37年度の本市のあるべき姿を展望し、「基本構想」及び「実行計画」により構成します。

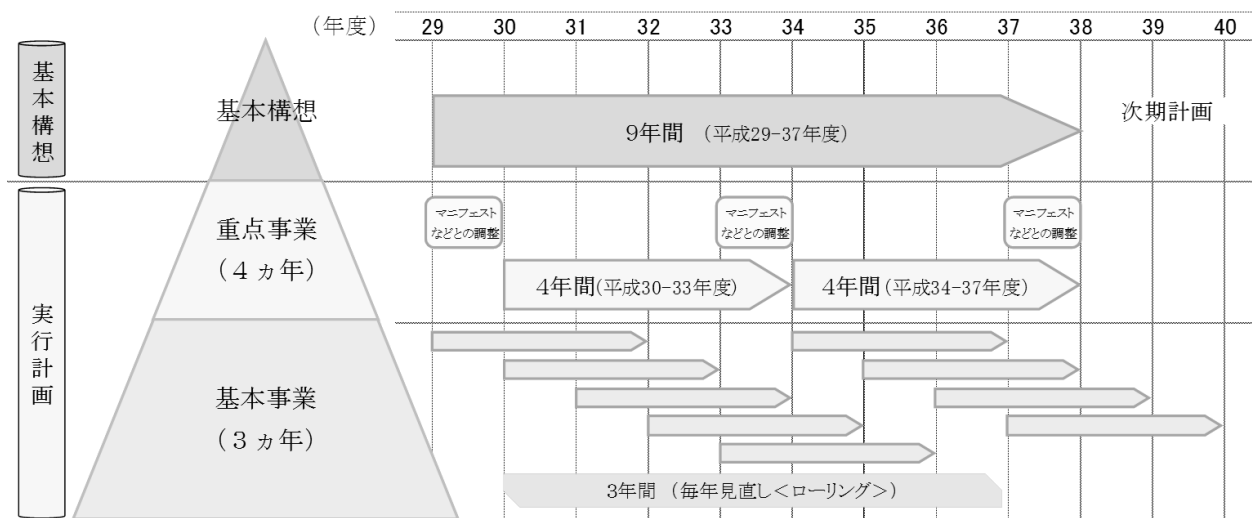
(1) 基本構想

合併時の理念を継承し、本市が目指す将来像を定め、その実現に向け5つの基本目標と28の政策、96の施策を体系的に定めました。

計画期間は、平成29年度から平成37年度までの9年間とします。

(2) 実行計画

基本構想に定めた政策、施策を推進するため、4年間の重点事業と3年間の基本事業を示すものです。また、基本事業については、毎年ローリングにより見直しや修正を実施していきます。



第2章 菊川市のすがた

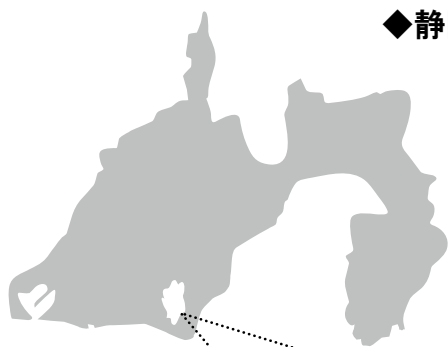
1 菊川市の位置・面積

菊川市は、静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、市の中央を一級河川菊川が流れ、みどり豊かな自然環境と都市機能が共存する地域です。

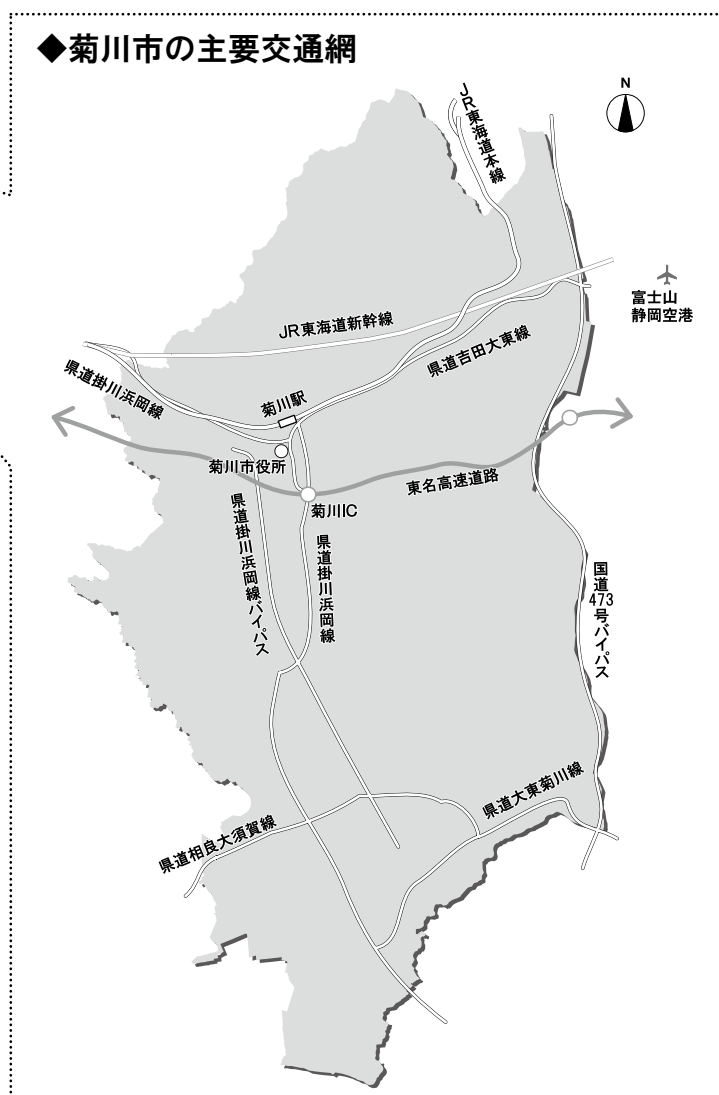
市域は、東西方向に約9km、南北方向に約17kmで、面積は94.19km²となっています。

市内には、J R 東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジを有しています。また、富士山静岡空港、J R 東海道新幹線掛川駅、御前崎港、新東名高速道路に近接し、交通の利便性を活かして将来に向け大きく発展することが期待されています。

◆静岡県における菊川市の位置

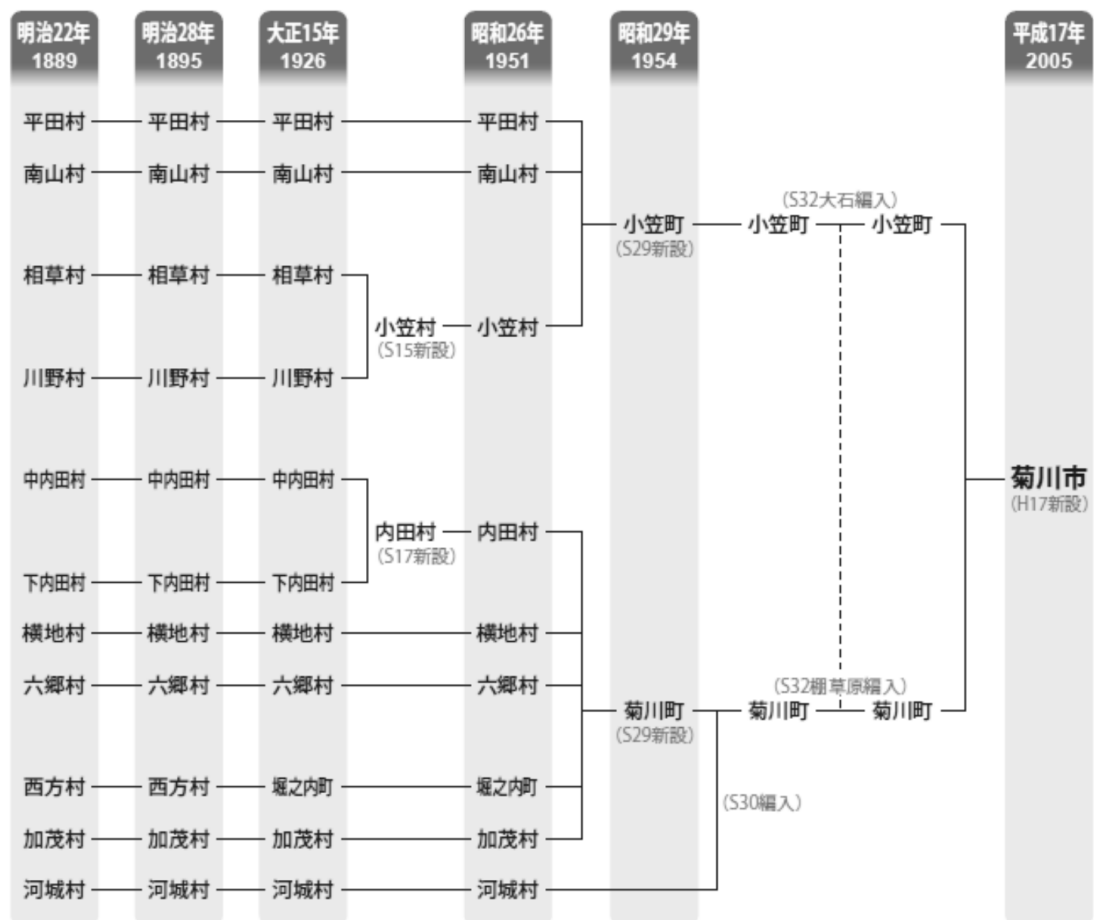


◆菊川市の主要交通網



2 合併の経緯

明治中期には、菊川市は 11 の村に分かれていましたが、昭和初期の合併により 1 町 8 村となり、昭和 29 年から 32 年の合併・編入を経て、小笠町・菊川町の 2 町になりました。平成期になり、いわゆる「平成の大合併」の動きのなか、一級河川菊川が流れ、病院、消防、ゴミ処理などの共同運営を通じ、最も関係が深い両町が平成 17 年 1 月 17 日合併し、菊川市となり現在に至っています。



第3章 計画策定の背景

1 時代背景

(1) 少子高齢化・人口減少、地方創生の取組

我が国の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面へと入っており、平成 25 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、平成 52 年には約 1 億 7 百万人になると見込まれ、全ての都道府県で平成 22 年を下回るとされています。また、合計特殊出生率は下げ止まったものの、出産が見込まれる年代の女性人口が減少している影響から出生数は減少し続け、少子高齢化は一層進行し、超高齢社会は、さらに進むことが見込まれます。このことから、これまでの人口増加を前提とした考え方からの転換が求められています。

平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国は平成 72 年に 1 億人程度の人口を確保する中長期展望を提示した「長期ビジョン」と、平成 27～31 年度（5 か年）の政策目標・施策である「総合戦略」を策定しました。これを踏まえて、全国の都道府県・市町村が、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定することとなりました。本市においても、目標や講ずべき施策などを自らが考え、責任を持って戦略を推進するため、平成 27 年 10 月に「人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

(2) 環境負荷に配慮する社会

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量は増加傾向にあります。地球温暖化の影響は年々深刻となり、大雨などの異常気象が発生し、地球環境への負荷低減が国際的な課題として掲げられるなか、平成 27 年 12 月の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）ではパリ協定が合意されました。合意された内容は、世界の気温上昇を 1.5 度未満に抑えるために、全ての国が排出量削減目標を定め、その達成のための対策を取ることが義務付けられました。

一方、国内では平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、原子力の安全性に対する信頼は揺らいでいます。省エネルギーの推進は事業者や個人が取り組む課題となり、加えて再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷に配慮する社会づくりが重要となっています。

また、国の行う規制緩和の一環として電力自由化が進んでいます。

(3) 地域経済をとりまく環境の変化

我が国は長らくデフレのもと経済が低迷していましたが、近年は政府が進める経済政策などの効果が現れはじめました。このようななか、一人ひとりの日本人、だれもがもっと活躍できる「一億総活躍社会」を目指した政策が打ち出され、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」によって、さらなる好循環を目指そうとしています。

一方で、経済のグローバル化が進み、経済活動の機会が拡大すると同時に国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、我が国を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況です。

また、平成 27 年には外国人訪日客数が 1,900 万人を超え、訪日客による地域への経済効果が大きくなっています。本市は、首都圏と中部圏、近畿圏を繋ぐゴールデンルート上に位置し、富士山静岡空港や J R 東海道新幹線掛川駅にも近接する立地条件を活かす取り組みが必要です。

さらに、国内ではラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなど国際的なスポーツイベントの開催が予定されており、今後も訪日客数は一定の水準が期待できることから、これらを活かす取り組みが求められています。

（４）高度情報化の進展

インターネットや I o T（Internet of Things）といった高度な情報通信技術の発達、スマートフォンやウェアラブル端末といった通信機器の急速な普及などにより個人の活動範囲が世界規模に広がり、「人」「もの」「情報」のスピード感ある流動化が進んでいます。

まちづくりに関連しても、インターネットや G I S（地図情報システム）、ビッグデータなどを活用した地域情報化の取り組みが進められ、様々な分野で市民生活の向上や地域活性化に情報通信技術が活用されています。

このように、高度に発達した情報社会において、昨今、様々な業界や企業、団体で個人情報の漏えい事故が度々発生しており、企業、団体の情報システムなどにおける個人情報保護や管理の厳格性が求められています。一方、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法が平成 25 年 5 月に公布され、平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始されました。平成 29 年 7 月からは全国での連携も開始されることにより、これまで以上に個人情報の適切な取り扱いとその保護の重要性が高まっていくことが予想されます。

また、I T 化が進展することで、情報を容易に入手、利用できるようになった半面、パソコン、インターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に格差（デジタル・デバイド）が生じることへの懸念も指摘されています。

（５）加速する高齢化への対応

団塊の世代の人々が 2025 年には 75 歳以上となり、今後は超高齢化が進む一方、少子化などにより、生産年齢人口は減少していきます。これにより、市財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。人口減少時代を迎え、高齢者も含めた様々な世代の市民が生きがいを持って暮らせるよう、それぞれが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら活躍できる社会の実現が求められます。リタイアした高齢者などが起業・就労すれば、実質的な生産年齢人口の増加となり財政面のみならず、社会的課題の解決にもつながります。

また、福祉と医療との連携強化、介護サービスの充実、高齢者の住まいの整備など包括的な取り組みが重要であり、できる限り住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、「健康長寿社会」を実現させていくことが求められています。

また、これまで拡大成長を前提としていたまちづくりについても、都市の中心部に様々な施設を集中させ、利便性が高い集積型まちづくりであるコンパクトシティの考え方が求められています。

（６）安全・安心意識の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災は、被災地をはじめ我が国全体に人々の意識やライフスタイルをも変える大きな影響を与えました。また、平成 26 年 8 月の広島土砂災害、9 月の御嶽山噴火、平成 27 年 9 月の鬼怒川の堤防決壊など、各地で様々な自然災害が発生しました。

このような大規模自然災害により、国土、経済、暮らしが致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさをもつため、国は国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を進めています。

また、高齢者や子どもが被害者となる犯罪も依然として発生しており、地域における防犯対策にも取り組む必要があります。

（７）教育や子育てに対する関心の高まり

近年、子どもの学力低下やいじめ、不登校、ひきこもりなど、子どもに関する問題が深刻となっています。このようななか、平成 25 年 6 月に第 2 期教育振興基本計画が策定され、教育行政の方向性として「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の養成」、「学びのセーフティネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が打ち出されています。これらの方向性のもと、子どもの成長に応じた柔軟な学制の在り方の検討などの取り組みが進められています。

女性の就労・共働き夫婦の増加に伴い、保育園や放課後児童クラブの利用ニーズは高まっています。また、少子化、核家族化、地域との結びつきの希薄化が進み、育児への不安の解消、地域での子育て支援、子どもに対する虐待防止など、孤立しがちな在宅の子育て支援も求められています。

将来の菊川市を担う子どもたちを育み、若い世代に住みたいと思われるまちづくりを進めるためにも、子育て支援施策や子どもが安心して健やかに学ぶことができ、特色のある教育施策のさらなる拡充が必要です。

(8) 地域の歴史、文化、景観の再認識

地域の特徴、独自の生活風景や文化財が、地域への帰属意識や住民の連帯感を強めるまちづくりのキーワードとして注目されており、富士山の世界文化遺産登録や静岡の茶草場農法の世界農業遺産登録、和紙や和食の無形文化遺産登録など地域遺産の登録が相次いでいます。また、国においても、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として認定する制度を始めています。先人の築いてきた歴史や文化、豊かな自然や景観は市固有の財産であり、これらの資源を再認識、再評価し、どのように活かしていくのか求められています。

(9) 市民参画、協働・共創意識の高まりと多様な人材の活用

協働のまちづくりを基盤として、住民活動が活発化しており、今後も市民協働の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。市民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、協働・共創でより良い社会サービスの提供を図る「新たな公」の考え方も広まりつつあり、公民が連携して公共サービスの提供を行うPPP (Public Private Partnership) の考え方のもと民間活力の一層の活用が求められています。

多様なニーズに対応していくためには、サービスの受け手である市民と、送り手である行政が、今後の市のあり方を共に考え、共に選び、そして共に提案していくといった、市民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められています。

また、平成 27 年 6 月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され、選挙権が 18 歳以上に引き下げられるなど、若い世代の社会参画がより求められるようになっていきます。

近年は、外国人を始め、多様な属性を有する人たちが増えてきています。そのため、違いを尊重し、その違いをまちづくりへと積極的に活かしていくことで、だれもが住みやすい社会を構築していくことが求められています。

(10) 公共施設等の更新時期の到来

公共施設の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となってきました。また、今後、人口減少などにより公共施設等の市民ニーズが変化していくことも予想されています。これを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、公共施設管理台帳の整備を進める必要があります。長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを行うとともに、民間活力の導入や地域住民との協働による施設管理など公共施設マネジメントの視点を重視した施設更新のあり方を検討することが求められています。

2 菊川市の現況と特徴

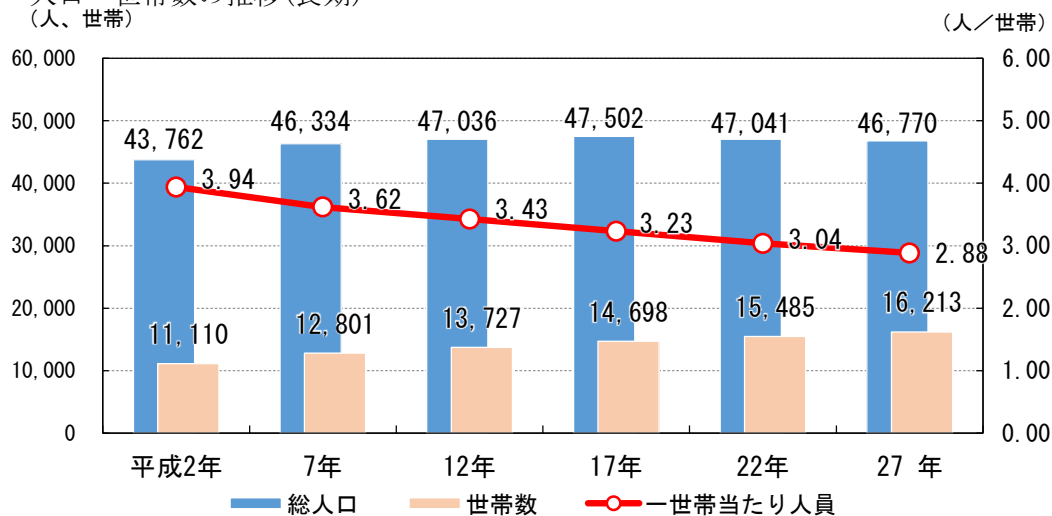
(1) 菊川市の概況

【人口等の状況】

■人口・世帯数の推移(長期)

- ・平成 27 年の国勢調査（速報値）による人口、世帯数は、46,770 人、16,213 世帯で、一世帯当たり人員は 2.88 人となっています。人口は平成 17 年をピークに減少に転じています。
- ・世帯数については、増加傾向にあります。

図 人口・世帯数の推移(長期)
(人、世帯)

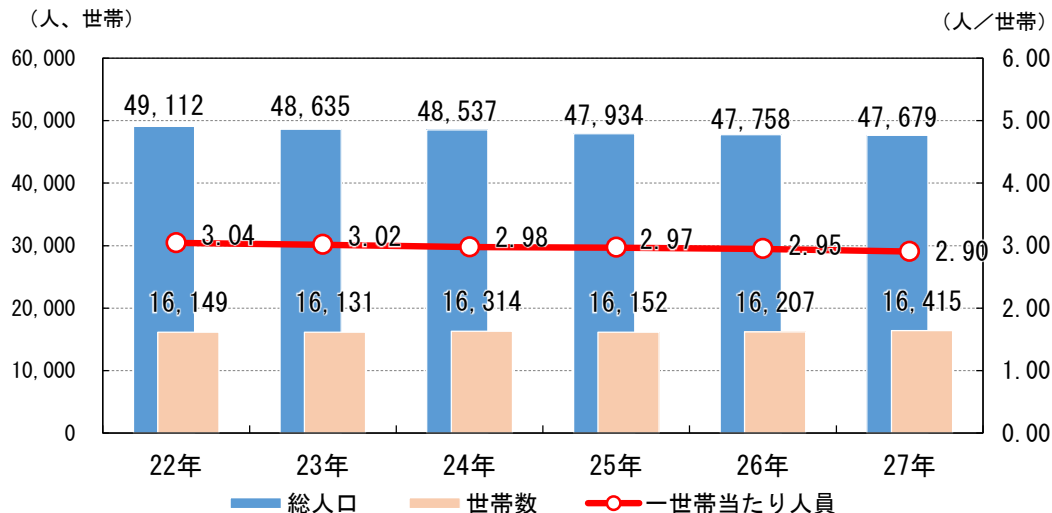


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）
※平成 27 年は速報値

■人口・世帯数の推移(短期)

- ・住民基本台帳による直近の推移をみても、人口は減少傾向となっています。
- ・世帯数については、増減があるものの増加傾向にあります。

図 人口・世帯数の推移(短期)
(人、世帯)



資料：住民基本台帳、外国人登録数（各年 3 月 31 日現在）

※ 1 住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録法が廃止されたため、平成 25 年度からは住民基本台帳に外国人も含む

※ 2 住民基本台帳と国勢調査とは調査方法が違うため、同じ年度であっても人口は異なる。

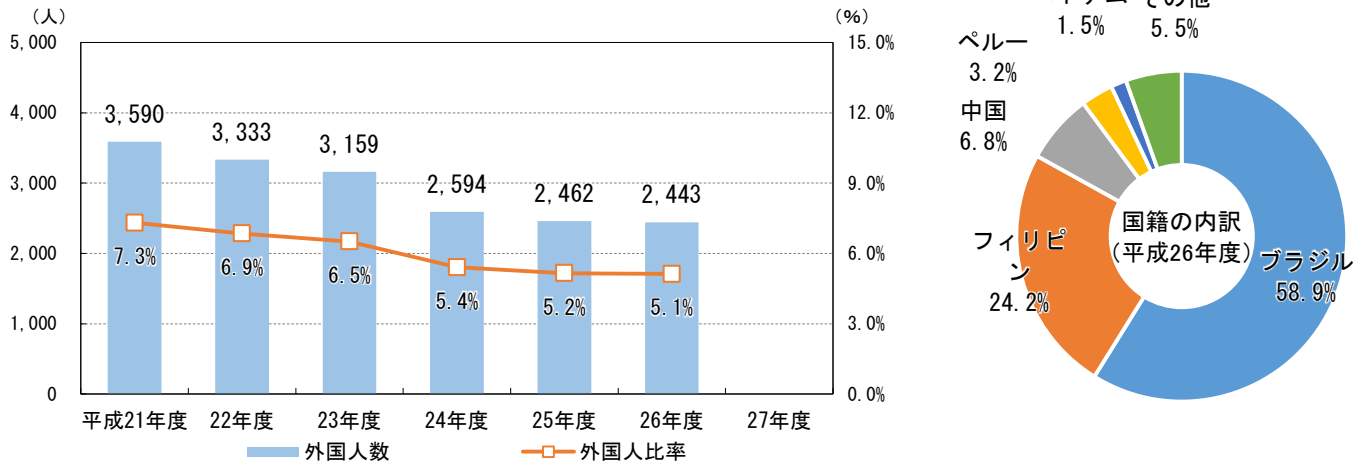
住民基本台帳：住民票がある市町村で集計したもの。実際に居住しているかどうかは確認しない。

国勢調査：5年に1度、調査時点で居住している市町村で集計したもの。住民票の届出があるかどうかは確認しない。

■外国人数の推移及び国籍の内訳

- ・外国人の推移をみると、平成20年に発生したリーマンショックの影響や平成24年の住民基本台帳法の改正により、減少傾向が見られますが、人口に占める外国人の割合は5%を超える高い状況が続いています
- ・外国人の国籍については、ブラジル、フィリピンが多くを占めています。

図 外国人数・比率の推移及び国籍の内訳



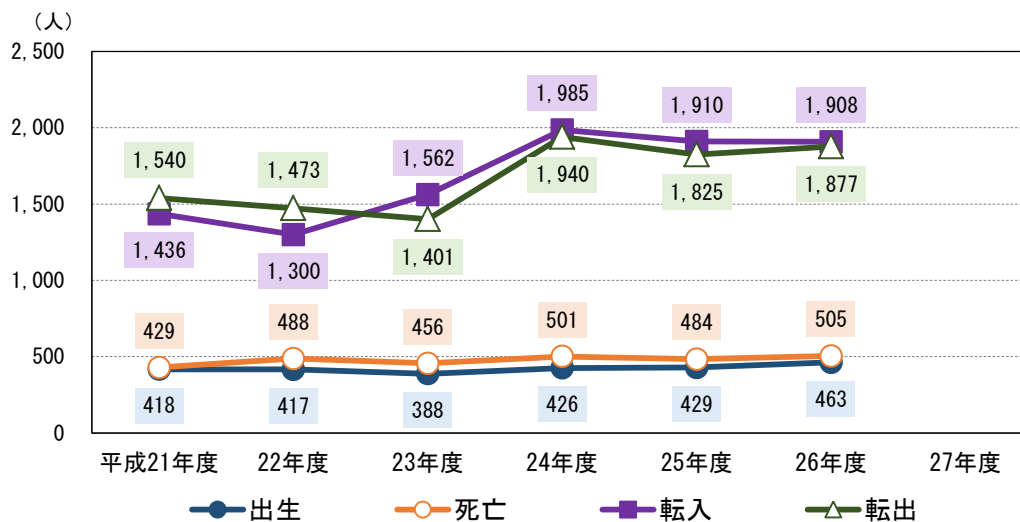
資料：菊川市データルーム平成27年度（各年度3月31日現在）

※ 外国人比率：住民基本台帳の外国人数÷住民基本台帳の総人口

■人口動態

- ・自然動態は、近年死亡が出生を上回る「自然減」が継続しています。社会動態は、平成23年度から転入が転出を上回り、「社会増」となっています。

図 人口動態

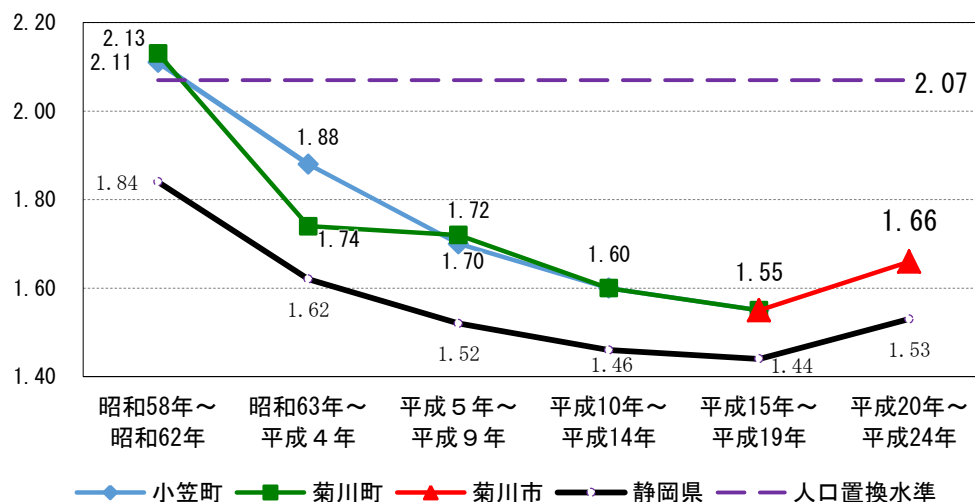


資料：市民課

■合計特殊出生率

- ・合計特殊出生率をみると、昭和 58 年から平成 19 年まで減少していましたが、平成 24 年にかけて回復に向かってきています。また、昭和 58 年から県の平均より上回っています。県下では 35 市町のなかで 8 番目に位置していますが、長期的に人口を維持できるとされる人口置換水準 2.07 を下回っています。

図 合計特殊出生率

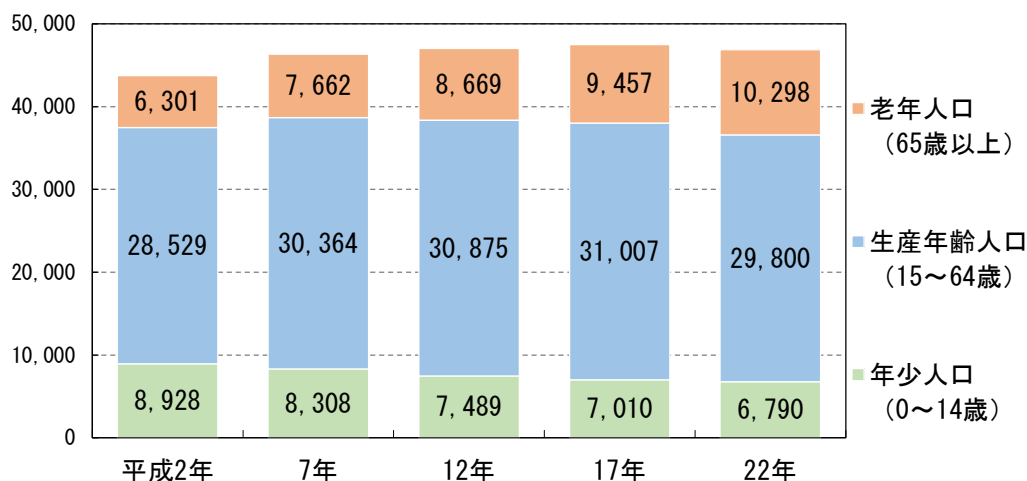


資料：人口動態保健所・市区町村別推計（人口動態特殊報告）厚生労働省

■年齢別人口の状況（3区分）

- ・平成 22 年の国勢調査によると、年少人口は 6,790 人、生産年齢人口は 29,800 人、老年人口は 10,298 人となっており、平成 2 年からみると年々老年人口の増加、年少人口の減少が進み、少子高齢化が進行しています。また、人口の減少に伴い、生産年齢人口も減少しています。

図 年齢別人口の状況（3区分）
(人)



資料：国勢調査

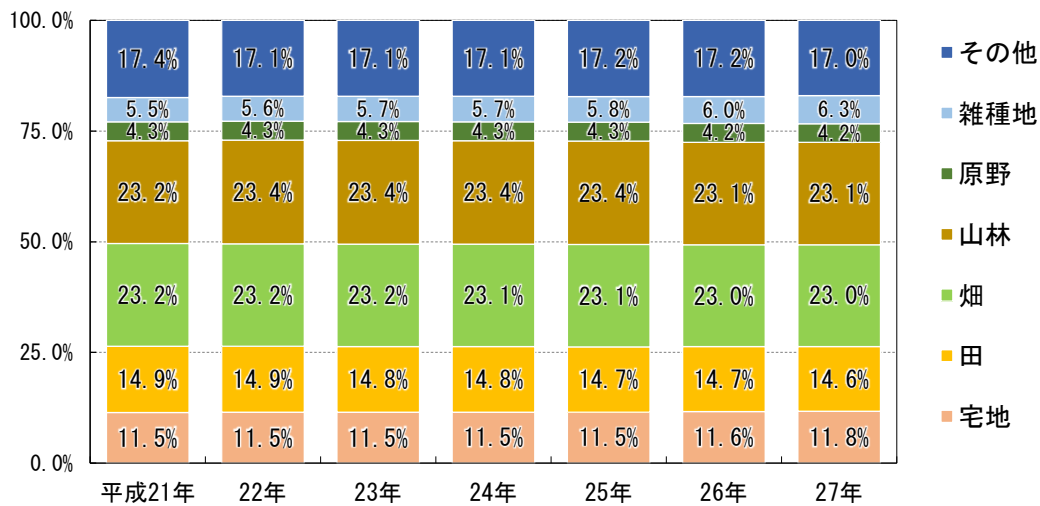
※年齢不詳を除いているため、3区分別人口の合計と総人口は一致しない場合がある

【土地利用、交通条件など】

■地目別土地利用面積

- ・本市を地形的要素で見ると、掛川丘陵、小笠山丘陵、牧之原台地及び牧之原周辺丘陵と、河川の堆積作用によって形成された菊川低地で構成されています。
- ・本市の東部に日本一の大茶園牧之原台地が広がっており、山林、田畑などの自然的土地利用が多くを占めています。

図 地目別土地利用面積割合

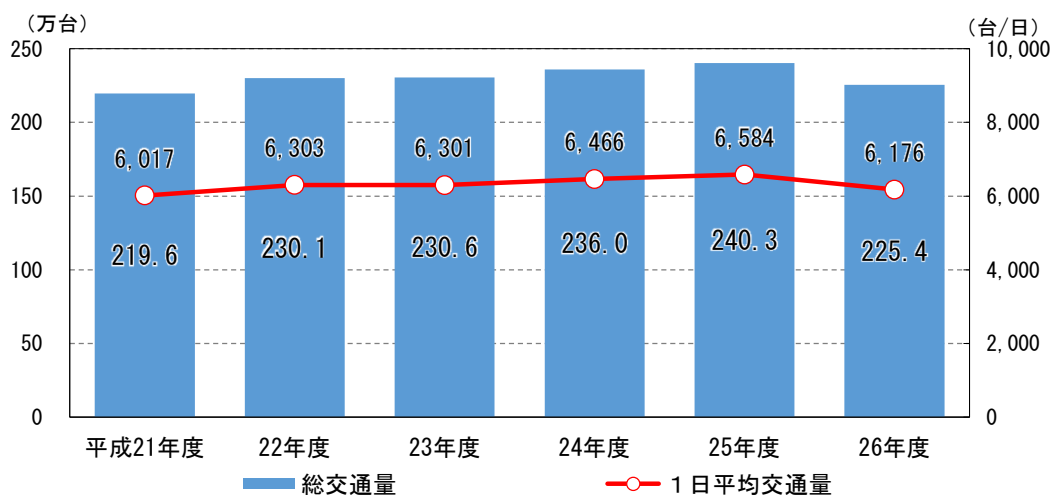


資料：菊川市データルーム平成 27 年度版（税務課「概要調書」各年 1 月 1 日現在）

■東名高速道路菊川インターチェンジ交通量

- ・市内には J R 東海道本線、東名高速道路が横断し、J R 東海道本線菊川駅を中心とした公共交通網が形成されています。東名高速道路菊川インターチェンジの利用については平成 25 年度まで増加傾向となっていました。料金制度の変更や新東名高速道路の開通、景気情勢といった複合的な要因が重なり、平成 26 年度は減少に転じています。

図 東名高速道路菊川インターチェンジ交通量

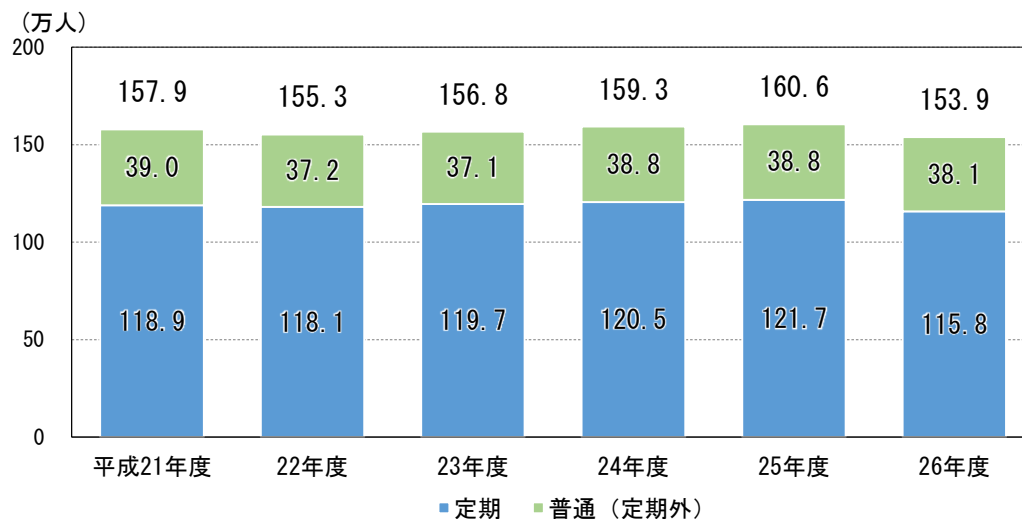


資料：NEXCO 中日本高速道路株式会社

■ J R 東海道本線菊川駅乗車人員

- ・ J R 東海道本線菊川駅の乗車人員の推移をみると、近年はほぼ横ばいで推移していますが、平成 26 年度はやや減少し、153.9 万人となっています。

図 J R 東海道本線菊川駅乗車人員



資料：東海旅客鉄道株式会社 静岡支社

■ 通勤・通学流動

- ・ 平成 22 年の国勢調査による流出人口は 12,445 人、流入人口は 10,156 人で、流出超過になっています。周辺都市の掛川市、御前崎市、牧之原市などとの結びつきが強くなっています。

表 通勤・通学流動

	流出人口			流入人口			夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者			
平成 17 年	12,395	10,958	1,437	10,105	8,475	1,630	47,474	45,184	95.2
平成 22 年	12,445	11,097	1,348	10,156	8,694	1,462	47,041	44,752	95.1

資料：国勢調査

表 平成 22 年の流出・流入先市町村（上位 5 市町）

流出				流入			
上位 5 市町	流出			上位 5 市町	流入		
	流出総数	通勤	通学		流入総数	通勤	通学
掛川市	5,855	5,460	395	掛川市	4,233	3,727	506
御前崎市	1,440	1,293	147	御前崎市	1,532	1,344	188
牧之原市	1,230	1,223	7	島田市	1,089	908	181
袋井市	739	641	98	牧之原市	869	770	99
浜松市	705	569	136	袋井市	515	460	55

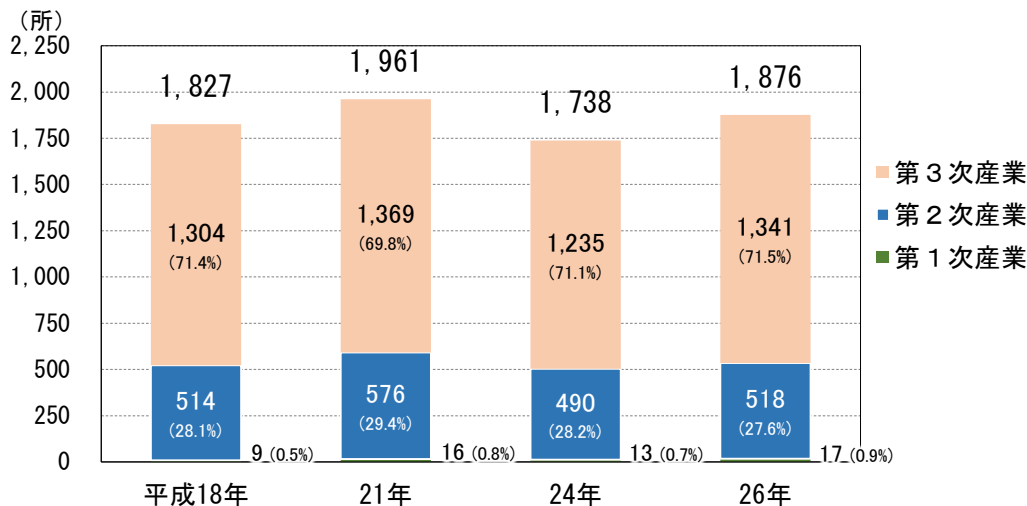
資料：国勢調査

【産業】

■事業所の状況

- ・産業大分類ごとの事業所数をみると、第3次産業の割合が高く推移しています。
平成24年にやや減少しましたが、平成26年は増加に転じています。

図 事業所の状況

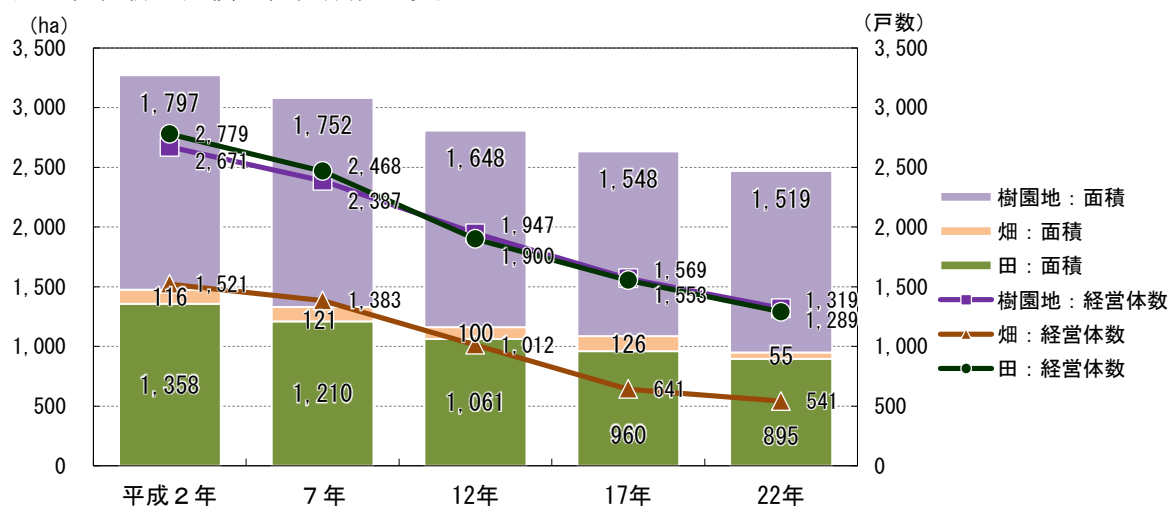


資料：平成18年事業所・企業統計調査報告書（平成18年10月1日現在）
 平成21年経済センサ基礎調査（平成21年7月1日現在）
 平成24年経済センサ活動調査（平成24年2月1日現在）
 平成26年経済センサ基礎調査（平成26年7月1日現在）

■経営耕地面積・経営体数の状況

- ・平成2年から見ると、樹園地・畑・田とも、面積・経営体数は減少傾向にあります。特に、畑の面積や樹園地・畑・田の経営体数は、平成22年には半数以下に減少しています。

図 経営耕地面積・経営体数の状況



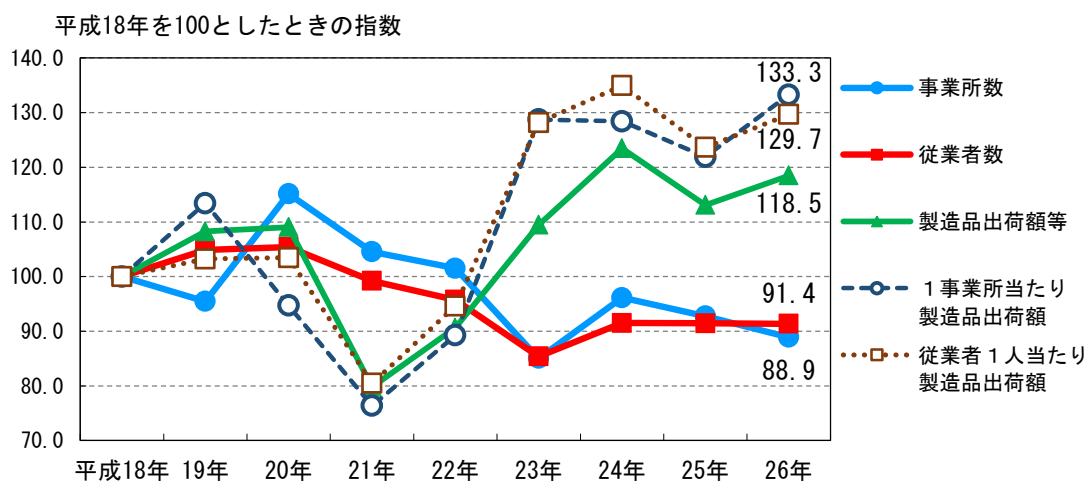
資料：農業センサ（各年2月1日現在）

- ※1 経営体：農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数の規定に該当する事業を行う者をいう。
- ※2 平成12年から調査対象が販売農家になっている。
- ※3 経営耕地：自作地と借入地の合計。なお、耕作放棄地はこれに含めない。
- ※4 樹園地：果樹園、茶園、桑園等を含む。

■工業の状況

- 工業統計調査によると、平成 26 年の事業所数は 184 事業所、従業者数は 7,727 人、製造品出荷額等は 2,540.5 億円となっています。平成 18 年を 100 として、各年の推移をみると、平成 21 年に製造品出荷額等が 80 程度にまで落ち込みましたが、その後、回復し、平成 26 年時点では 118.5 となっています。一方、事業所数、従業者数は、平成 20 年から平成 23 年まで減少傾向にありましたが、その後回復し、近年横ばい傾向にあります。

図 工業の状況



項目[単位]	平成 18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
事業所数[所]	198	189	228	207	201	176	199	192	184
従業者数[人]	8,525	8,941	8,986	8,458	8,164	7,223	7,739	7,735	7,727
製造品出荷額等 [億円]	2,686.2	2,908.3	2,929.4	2,144.3	2,434.1	2,346.9	2,647.3	2,424.8	2,540.5
1事業所当たり [億円]	13.6	15.4	12.8	10.4	12.1	13.3	13.3	12.6	13.8
従業者 1 人当 たり[万円]	3,151.0	3,252.8	3,259.9	2,535.2	2,981.5	3,249.3	3,420.8	3,134.8	3,287.8

資料：菊川市データルーム平成 27 年度版

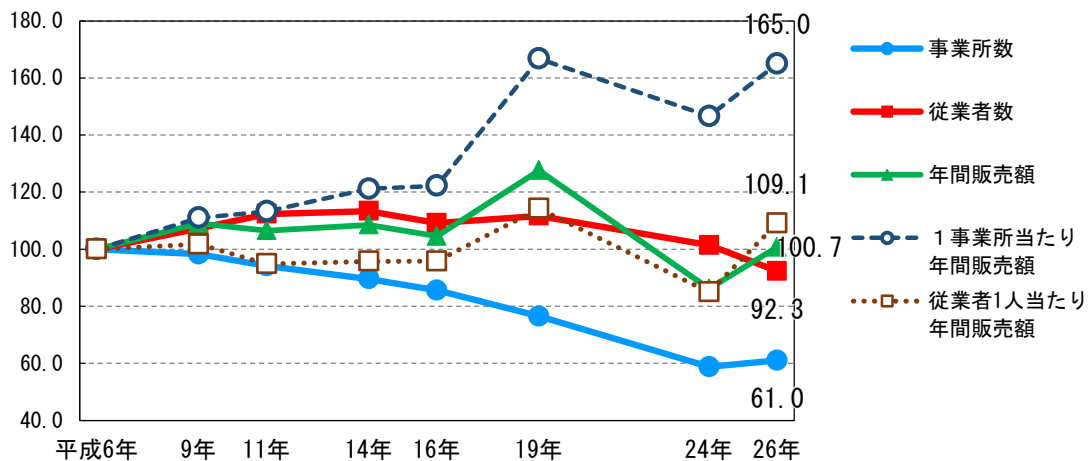
平成 23 年の値は経平成 24 年経済センサス活動調査、その他は工業統計

■商業の状況

- ・平成 26 年時点の商業に関する事業所数は 351 事業所、従業者数は 2,195 人、年間販売額は 610.6 億円となっています。平成 6 年を 100 として、各年の推移をみると、事業所数は減少傾向、従業者数はやや減少傾向、年間販売額は横ばいとなっています。

図 商業の状況

平成6年を100としたときの指数



項目[単位]	平成 6 年	9 年	11 年	14 年	16 年	19 年	24 年	26 年
事業所数[所]	575	565	541	515	492	440	338	351
従業者数[人]	2,378	2,550	2,671	2,695	2,596	2,656	2,411	2,195
年間販売額[億円]	606.3	661.3	645.8	657.9	634.0	773.5	522.5	610.6
1事業所当たり年間販売額[億円]	1.1	1.2	1.2	1.3	1.3	1.8	1.5	1.7
従業者1人当たり年間販売額[万円]	2,550	2,593	2,418	2,441	2,442	2,912	2,167	2,782

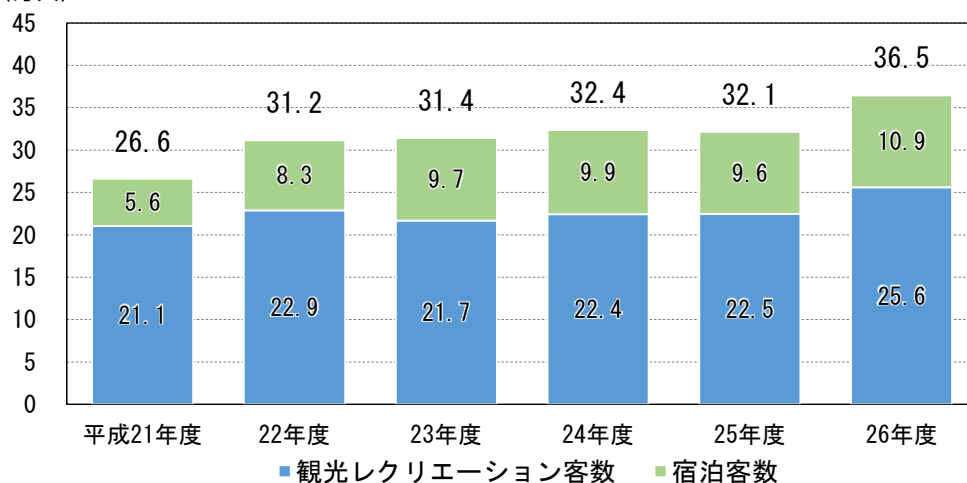
資料：菊川市データルーム平成 27 年度版（商業統計調査・経済センサス）

■観光客数

- ・観光客数については近年概ね微増で推移しています。

図 観光客数

(万人)



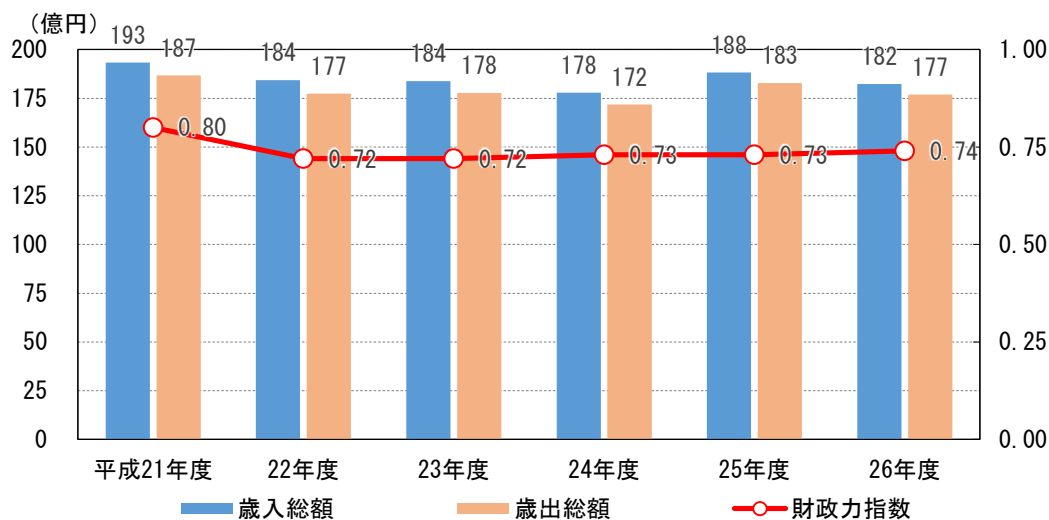
資料：静岡県観光交流の動向

【財政事情】

■財政状況

- ・本市の平成26年度の歳入額は約182億円となっており、ここ数年はおおよそ170～190億円の範囲で推移しています。
- ・財政基盤の状況を示す財政力指数は、おおよそ0.7～0.8の範囲で推移しています。

図 財政状況

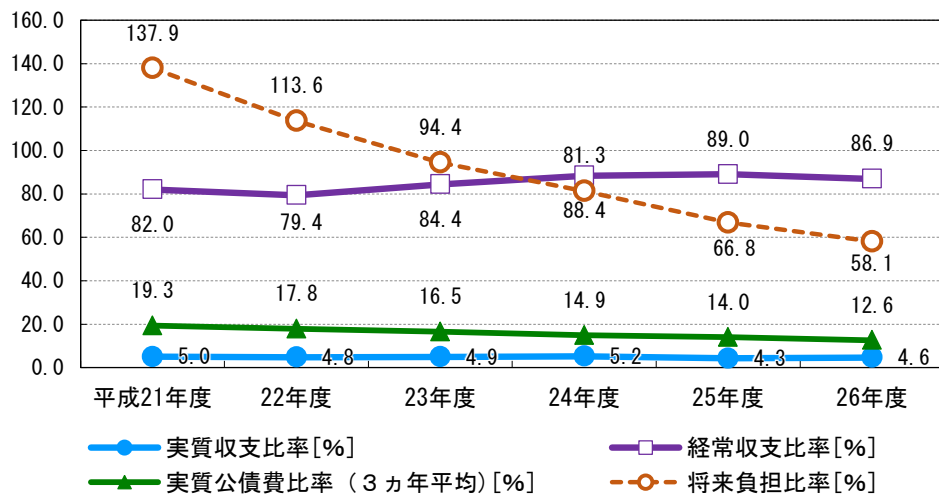


資料：財政課（菊川市事業成果書）

■その他財政指数の推移

- ・その他、財政の健全性をあらわす各指標についてみると、将来負担比率や実質公債費比率は低下していますが、経常収支比率の上昇により、財政の硬直化がみられます。

図 その他財政指数の推移



資料：財政課（菊川市事業成果書）

(2) 意識調査

第2次菊川市総合計画の策定にあたり、市民目線からみる目指すべきまちの将来像、重点課題の解決や施策展開の方向性を把握するために、「市民」、「企業」、「団体」、「自治会」、「中学生」、「高校生」、「大学生」を対象に意識調査を行いました。

(※ 詳細については「第2次菊川市総合計画策定に関する意識調査結果報告書」に掲載)

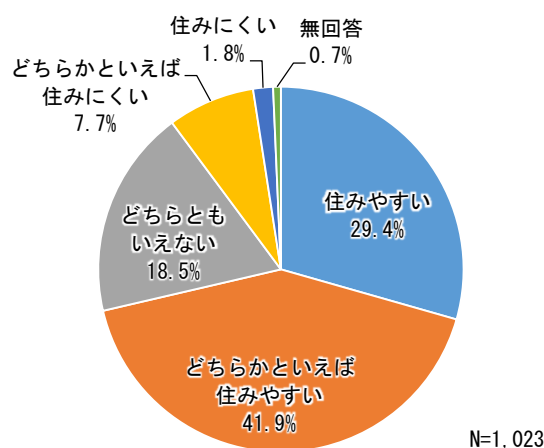
- 調査期間 平成26年11月～平成27年1月
- 調査対象
 - ・市民：菊川市に住む20歳以上の市民
 - ・企業：菊川市内の企業・事業所
 - ・団体：菊川市で活動している各分野の団体
 - ・自治会：菊川市内の自治会長
 - ・中学生：菊川市内の中学校に在籍する中学生
 - ・高校生：菊川市内の高校に在籍する高校生
 - ・大学生：菊川市出身の学生
- 調査方法 郵送や学校を通じた配布・回収
- 配布数及び回収数（回収率）

対象	配布数	回収数	回収率
【市民】	2,000 票	1,023 票	51.2%
【企業】	96 票	58 票	60.4%
【団体】	145 票	93 票	64.1%
【自治会】	128 票	111 票	86.7%
【中学生】	485 票	459 票	94.6%
【高校生】	472 票	447 票	94.7%
【大学生】	100 票	76 票	76.0%
合計	3,426 票	2,267 票	66.2%

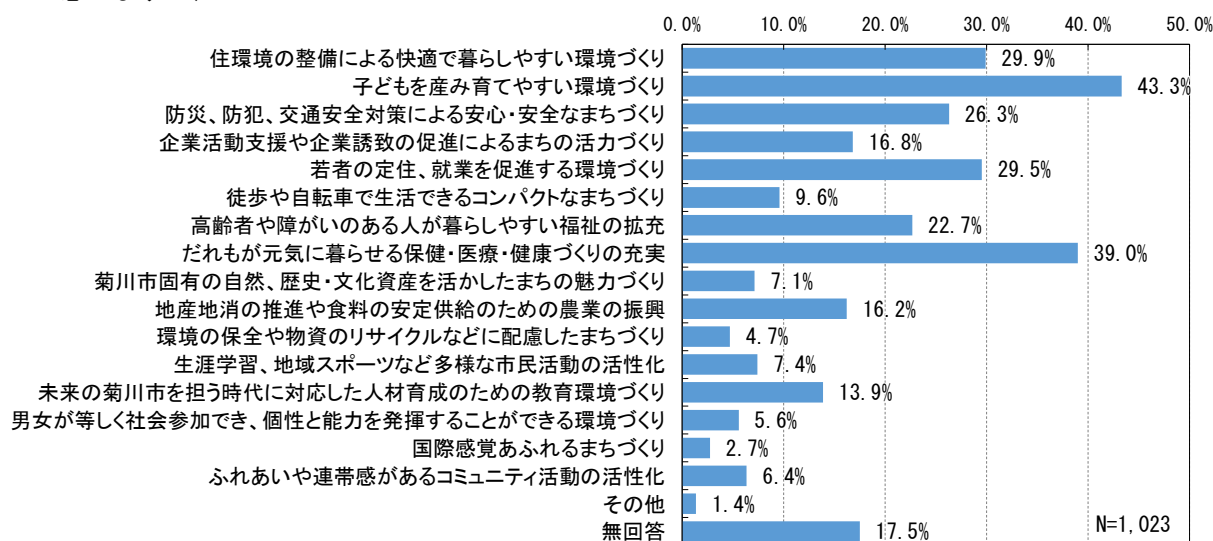
【一般市民調査結果】 (1,023/2,000 票 回収率：51.2%)

- ・菊川市の魅力としては「自然・緑」、「茶」、「交通利便性」に多くの意見が集まっています。
- ・住みやすさの評価については、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」との合計が約7割、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」との合計が約1割となっています。
- ・市政の重点事項としては、「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「だれもが元気に暮らせる保健・医療・健康づくりの充実」、「住環境の整備による快適で暮らしやすい環境づくり」、「若者の定住・就業を促進する環境づくり」などがあげられています。

■菊川市は住みやすいまちであると感じますか



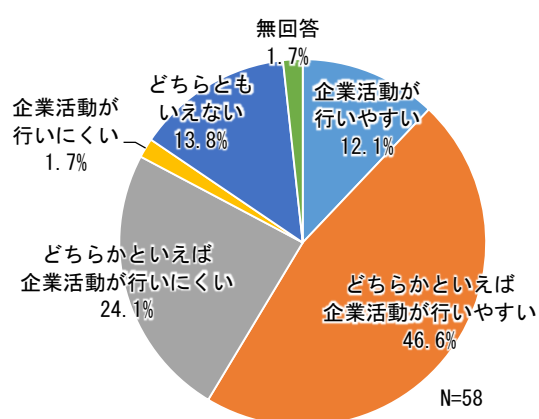
■市政の重点（あなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか）



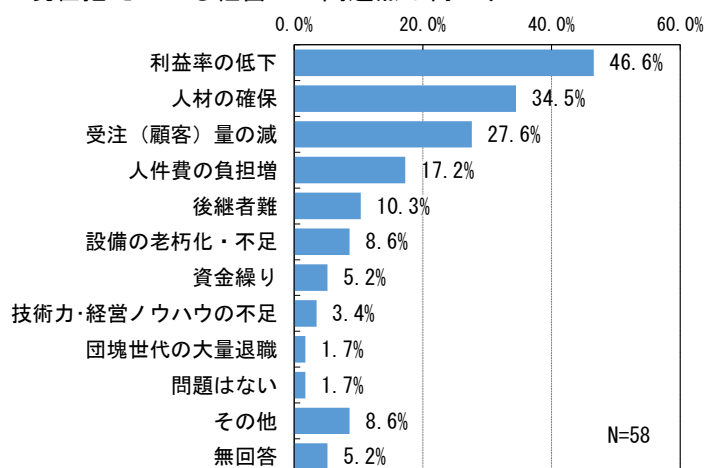
【企業調査結果】(58/96 票 回収率：60.4%)

- ・企業活動のしやすさについては、「企業活動が行いやすい」と「どちらかといえ
ば企業活動が行いやすい」との合計が約6割、「企業活動が行いにくい」と「ど
ちらかといえ企業活動が行いにくい」との合計が約3割となっています。
- ・経営上の課題については、「利益率の低下」や「人材の確保」などが多くなっ
ています。
- ・雇用対策・勤労者対策として、「若者や学生の就職活動や就業意識の啓発に対す
る支援」が求められています。

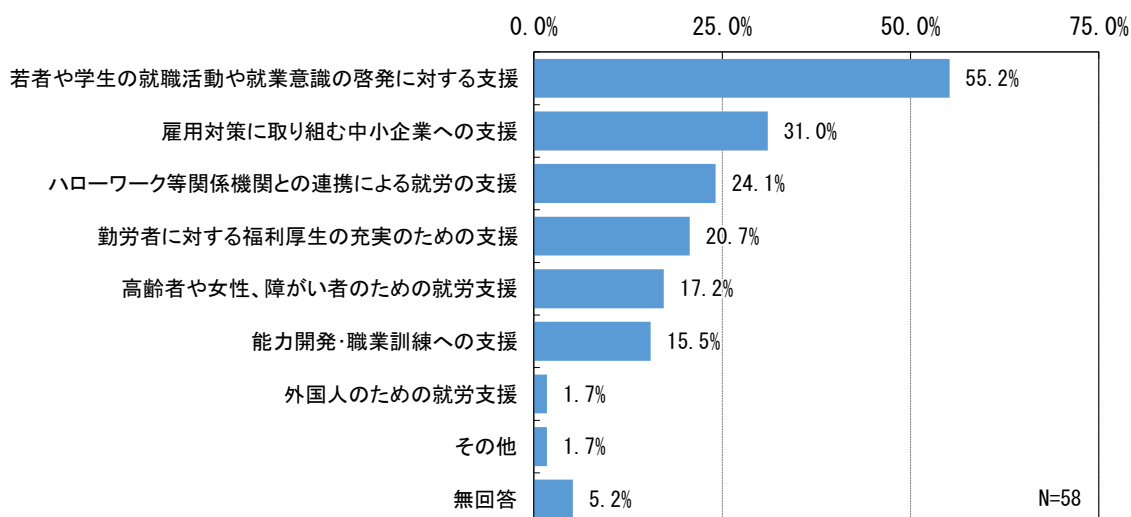
■菊川市は、全体として企業活動が
行いやすい地域だと思いますか



■現在抱えている経営上の問題点は何ですか



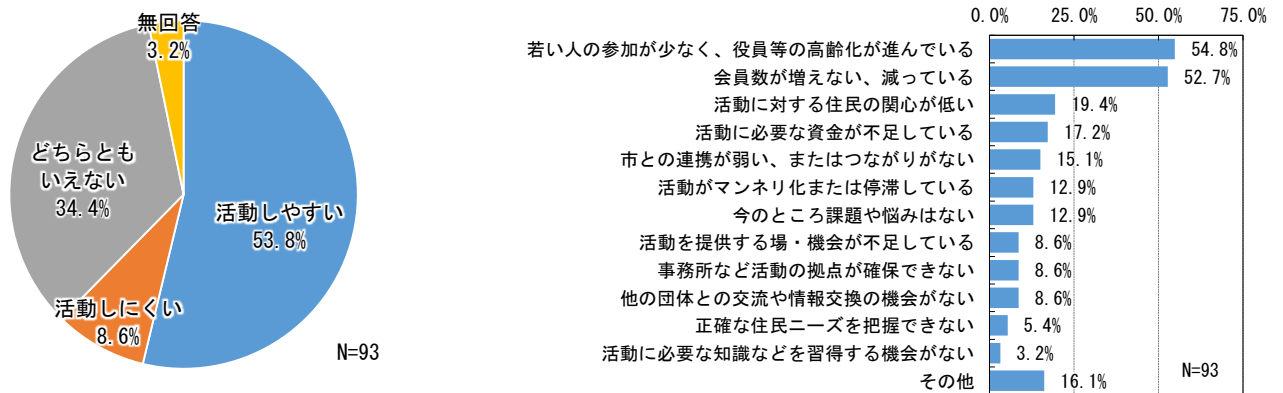
■菊川市における雇用対策・勤労者対策として、どのような取り組みが必要だと思いますか



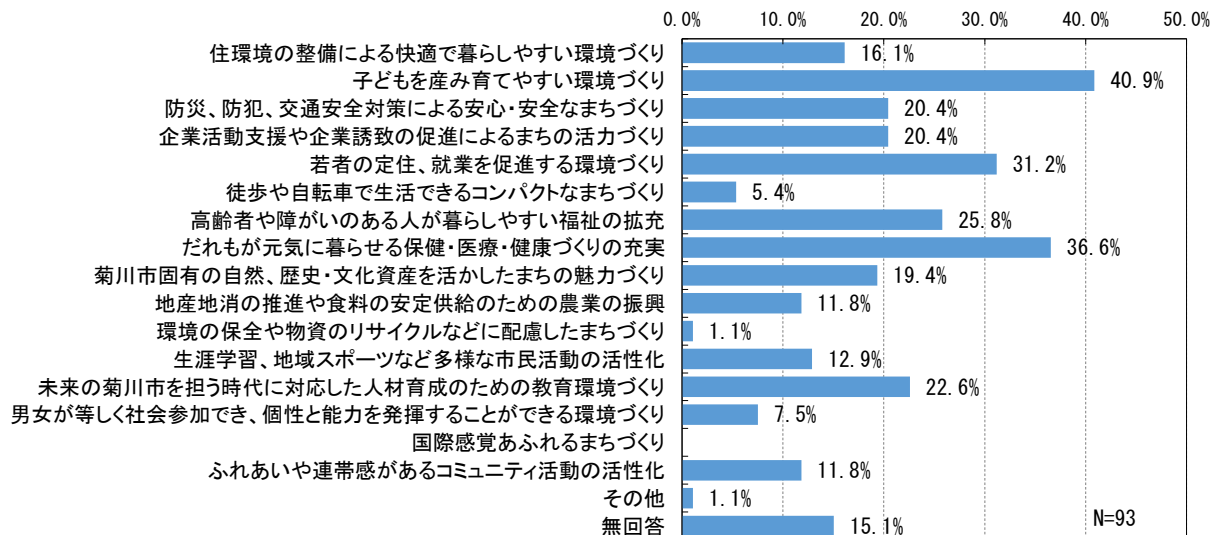
【団体調査結果】（93/145 票 回収率：64.1%）

- ・団体活動のしやすさについては「活動しやすい」が約5割、「活動しにくい」が約1割となっています。
- ・団体活動の課題としては「若い人の参加が少なく、役員等の高齢化が進んでいる」と「会員数が増えない、減っている」があげられています。
- ・市政の重点事項としては「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「だれもが元気に暮らせる保健・医療・健康づくりの充実」、「若者の定住・就業を促進する環境づくり」などがあげられています。

■菊川市は活動しやすいまちであると感じますか ■現在、貴団体が抱えている課題は何ですか



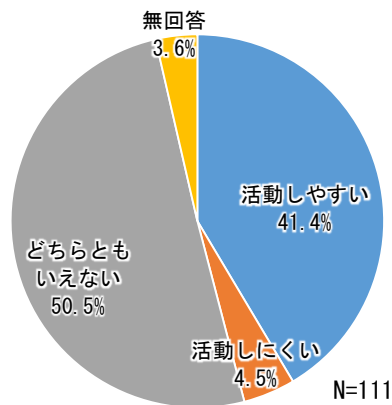
■市政の重点（今後の約10年間で菊川市が目指すべきまちづくりの方向性は何だと思いますか）



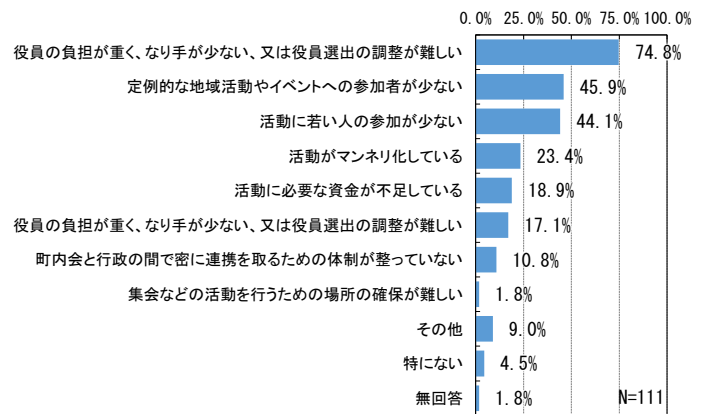
【自治会調査結果】（111/128 票 回収率：86.7%）

- ・自治会活動のしやすさについては、「活動しやすい」が約4割、「活動しにくい」が1割未満となっています。
- ・自治会活動の課題としては「役員の負担が重く、なり手が少ない、又は役員選出の調整が難しい」、「定例的な地域活動やイベントへの参加者が少ない」、「活動に若い人の参加が少ない」などが多くなっています。
- ・市政の重点事項としては「だれもが元気に暮らせる保健・医療・健康づくりの充実」、「若者の定住・就業を促進する環境づくり」、「子どもを産み育てやすい環境づくり」などがあげられています。

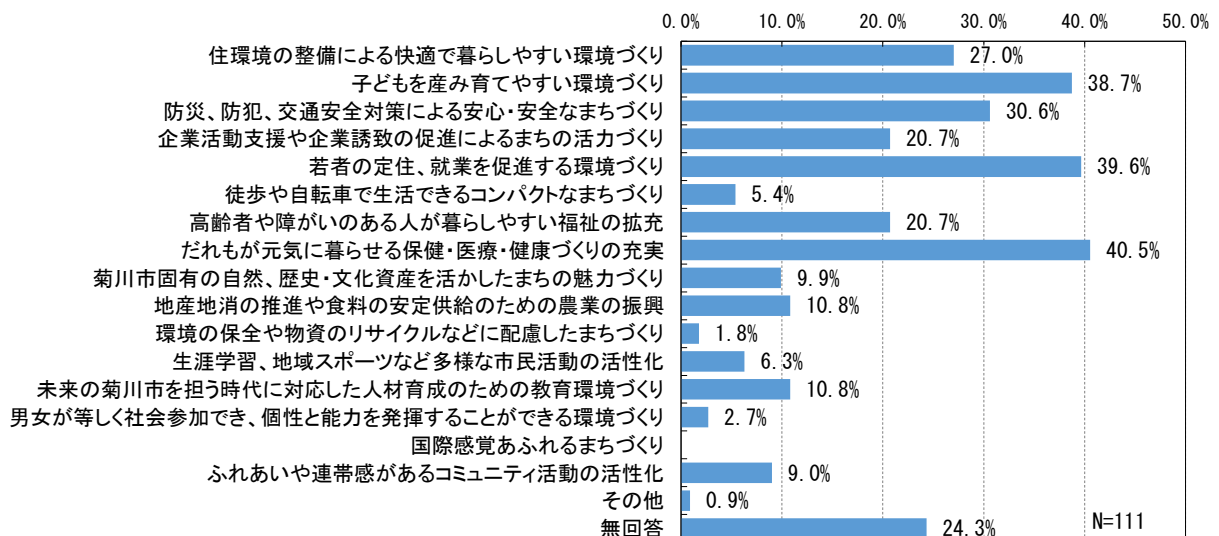
■自治会活動において、菊川市は活動しやすいまちであると感じますか



■自治会活動を行う上での問題点がありますか



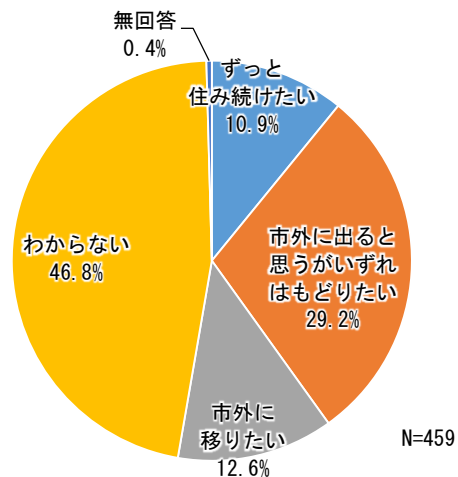
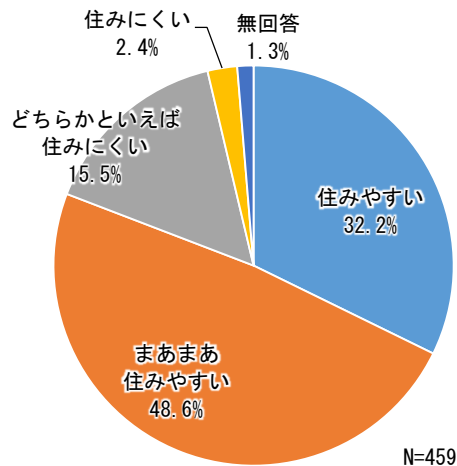
■市政の重点（今後の約10年間で菊川市が目指すべきまちづくりの方向性は何だと思いますか）



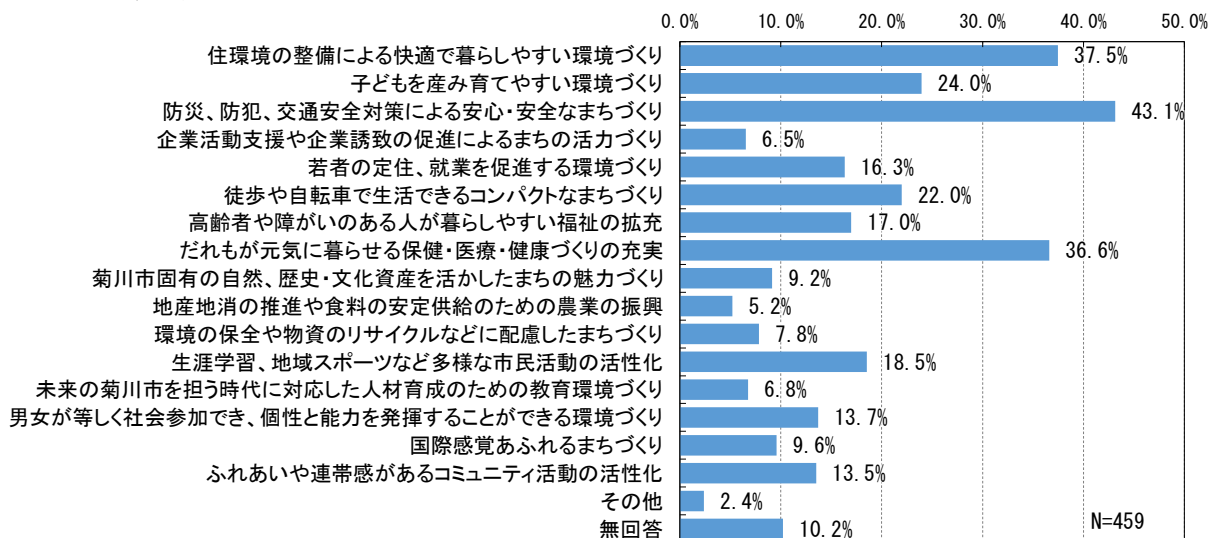
【中学生調査結果】（459/485 票 回収率：94.6%）

- ・住みやすさについては、「住みやすい」と「**まあまあ**住みやすい」との合計が約8割、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」との合計が約2割となっています。
- ・将来も菊川市に「ずっと住み続けたい」と「市外に出ると思うがいずれは戻りたい」の合計は4割となっています。
- ・市政の重点事項としては「防災、防犯、交通安全対策による安心・安全なまちづくり」、「住環境の整備による快適で暮らしやすい環境づくり」、「だれもが元気に暮らせる保健・医療・健康づくりの充実」などがあげられています。

- 菊川市を住みやすいまちだと思いますか ■あなたは、働くようになって菊川市に住みたいですか。
あるいは進学や就職などで、菊川市以外に住むこととなった場合、その後菊川市に戻りたいですか



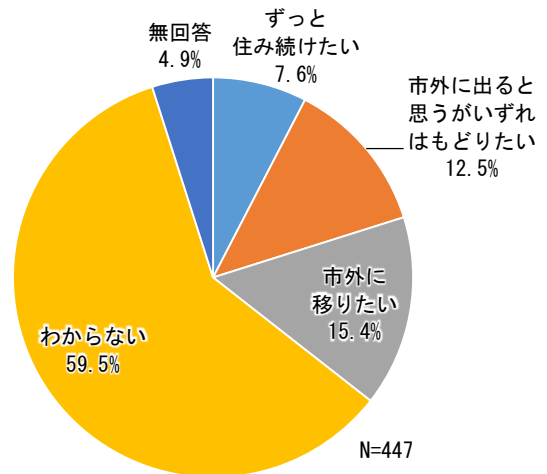
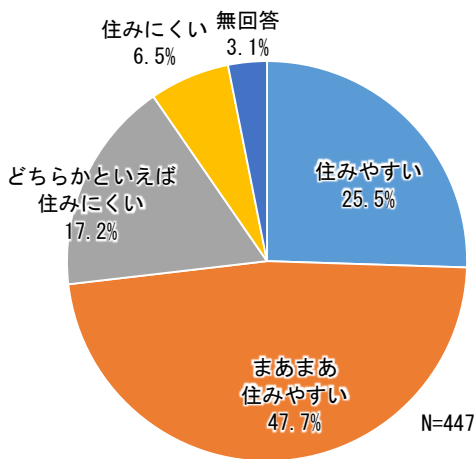
- 市政の重点（もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか）



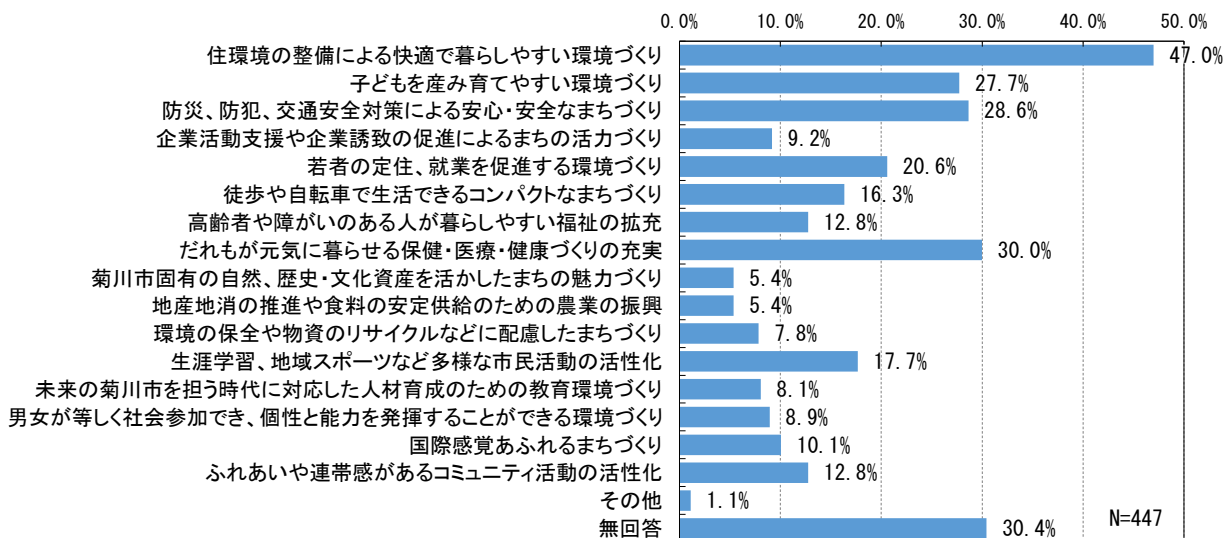
【高校生調査結果】（447/472 票 回収率：94.7%）

- ・住みやすさについては、「住みやすい」と「まあまあ住みやすい」との合計が約7割、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」との合計が約2割となっています。
- ・将来も菊川市に「ずっと住み続けたい」と「市外に出ると思うがいずれは戻りたい」の合計は約2割となっています。
- ・市政の重点事項としては「住環境の整備による快適で暮らしやすい環境づくり」が最も多くなっています。

■菊川市を住みやすいまちだと思いますか ■あなたは、働くようになっても菊川市に住みたいですか。あるいは進学や就職などで、菊川市以外に住むこととなった場合、その後菊川市に戻りたいですか



■市政の重点（もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか）

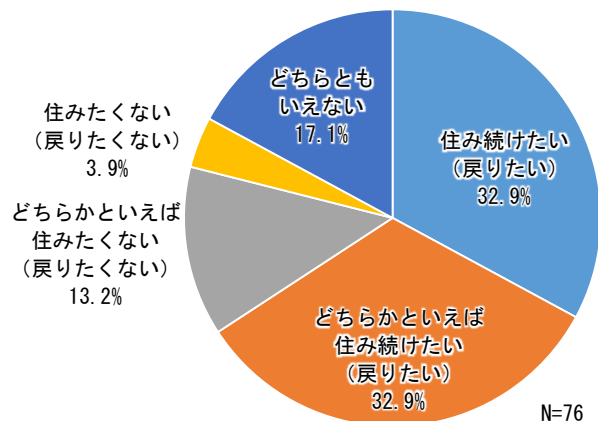
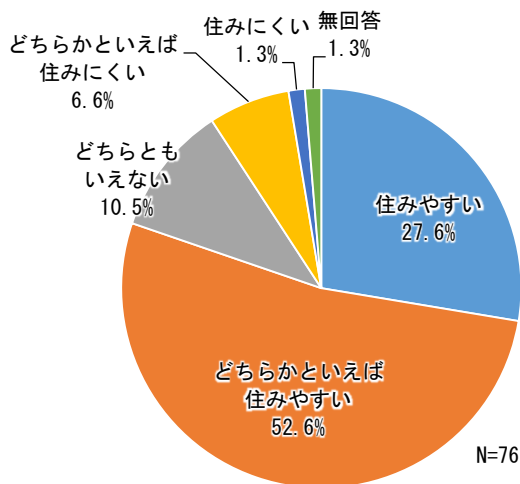


【大学生調査結果】（76/100 回収率：76.0%）

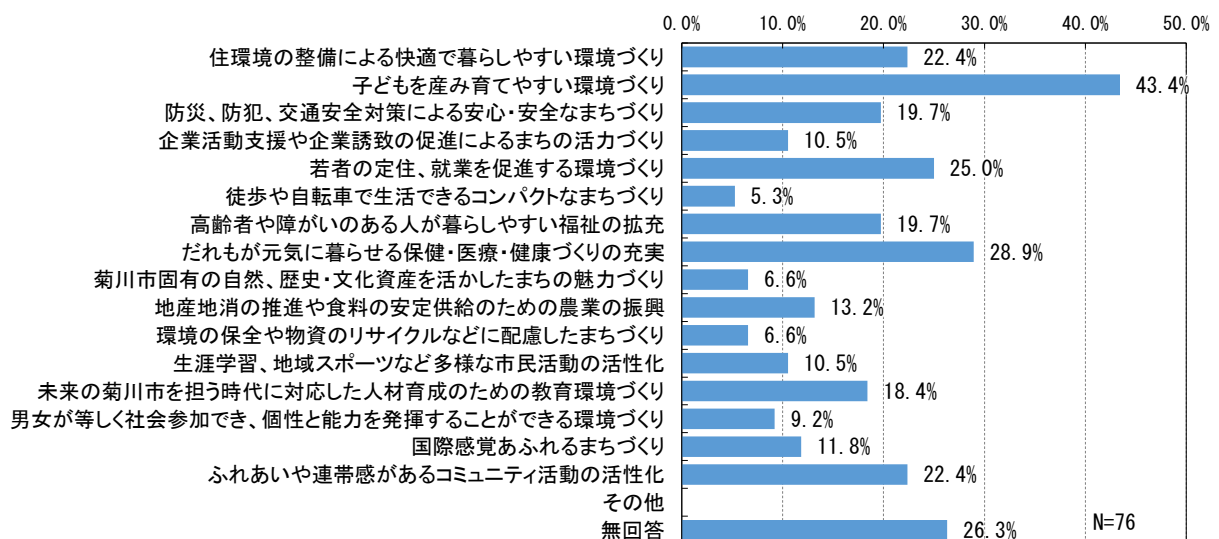
- ・住みやすさは、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」との合計が約8割、「住みにくい」と「どちらかといえば住みにくい」との合計が約1割となっています。
- ・将来も菊川市に「住み続けたい（戻りたい）」と「どちらかといえば住み続けたい（戻りたい）」の合計は約7割となっています。
- ・市政の重点事項としては「子どもを産み育てやすい環境づくり」が最も多くなっています。

■菊川市は住みやすいまちであると感じますか

■現在通う学校卒業後、菊川市に住み続けたい（戻りたい）と思いますか



■市政の重点（もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか）



(3) 市民からの提案

「未来のきくがわまちづくりワークショップ in2015」の開催により、これからの菊川のまちづくりに向けた、具体的な提案事項を示します。

テーマ	A：産業（農工商）、観光	B：生活（自然）環境、都市基盤、防災	C：子育て、教育健康福祉
検討事項	◆工業（企業）、商業の産業振興 ◆茶産業・農産業の振興 ◆地域の雇用 ◆観光 など	◆生活（自然）環境の整備 ◆コミュニティの推進 ◆都市基盤・土地利用の推進 ◆安全、安心の確保 など	◆子育て支援 ◆スポーツ、文化の振興 ◆教育（学校教育・生涯学習）の推進 ◆福祉（高齢者・健康づくり・医療）の充実 など
重点的な取組提案	①農商工の活性化 ②6次産業の促進 ③観光資源の整理と効果的なPR	①四季を楽しめる自然味のあるまちづくり ②防災に強いまちづくり ③各年代が参加できるコミュニティ改革	①子育てしやすいまちづくり ②未来の菊川を担う人づくり ③世代間交流できる場づくり

（※詳細については「未来のきくがわまちづくりワークショップ in2015 意見書・提言集」に掲載）

(4) 菊川市の特徴

SWOT分析手法の分類により菊川市の特性「強み」「弱み」に区分して整理します。

①SWOT分析について

組織の内部環境を「S（強み）」、「W（弱み）」の観点から、組織の外部環境を「O（機会：プラス要因・追い風）」、「T（脅威：マイナス要因・逆風）」の観点から整理し、組織の資源と課題を抽出・把握するための分析手法の1つです。

通常、次のような表を用いて分析を行い、事業・施策や政策の選択や集中といった「戦略」を検討・立案するために活用します。

	外部環境	機会（プラス要因・追い風） （Opportunity）	脅威（マイナス要因・逆風） （Threat）
内部環境			
市の強み （Strength）		【成長戦略】 強みによって機会をさらに活かす方向	【回避戦略】 強みを発揮して脅威を回避・克服する方向
市の弱み （Weakness）		【改善戦略】 機会を逃さないように弱みを改善する方向	【改革戦略】 最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する方向

②菊川市の地域特性

強 み	●豊かな自然環境 ●ほど良い自然とほど良い都会度の調和 ●県平均より高い合計特殊出生率 ●ICTを活用した教育環境 ●運動公園などのスポーツ施設の充実 ●社会福祉法人の活動が活発 ●高齢者や障害者支援施設が充実 ●家庭医療センターによる在宅医療の充実 ●温暖な気候と長い日照時間による高い農業生産性 ●深蒸し茶発祥の地 ●世界農業遺産「茶草場農法」の認定 ●自治会・地区単位での防災組織の確立 ●公共交通の利便性（JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジの立地、空港、港、新幹線が近接）
--------	---

成長戦略（強みによって機会をさらに活かす）

- ①自然資源、風景を活かした菊川市のイメージアップ
- ②環境と共生するまちづくりの実践
- ③子育てしやすい、子どもにやさしいまちとしてのブランド向上
- ④ICT環境を活かした教育力の向上
- ⑤今後の国際大会開催などを背景にした「スポーツ文化」の醸成
- ⑥健康都市としてのイメージアップ
- ⑦内陸フロンティアを拓く取組など広域プロジェクトの推進による市内産業の活性化
- ⑧自然資源、特産物の地域ブランドとしてのブラッシュアップや6次産業化などの展開
- ⑨「茶」を活かしたブランドイメージの見直し、さらなる発信
- ⑩地域のつながりを活かした防災、減災対策の充実
- ⑪広域交通アクセス性を活かした公共交通の充実
- ⑫JR東海道本線菊川駅周辺などの都市拠点の充実
- ⑬JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジといった広域交通拠点を中心にした利便性の高い市街地形成を維持
- ⑭市民の「地域愛」の醸成や市民参加による、住みよいまちの環境維持

回避戦略（強みで脅威を回避・克服する）

- ①残存する自然環境の保全と共生
- ②生活コストの見直しなど経済性を意識した無駄のない日常生活の実践
- ③居住や子育てに対する環境の優位性を維持
- ④のびのび学ぶことのできる環境の維持
- ⑤各世代がスポーツに親しめる環境づくり
- ⑥既存病院の立地を活かした地域に密着した医療の充実
- ⑦地元中小企業などの支援による市内産業力の底上げ
- ⑧農業生産の体制・環境の改善
- ⑨茶などの市の特産品による地域独自ブランドの確立と収益性の確保
- ⑩様々な災害リスクへの対応強化
- ⑪既存交通拠点の利用促進
- ⑫開発コストを抑えた駅周辺整備の促進
- ⑬JR東海道本線菊川駅や東名高速道路の利用者に向けた菊川市のPRなど
- ⑭転入者や若年齢層の定着による都市活力の維持

弱 み	▼子育て支援ニーズの多様化 ▼若年層の地域活動への関心の低さ ▼社会保障費の増加 ▼市の人口規模に対する医師数の不足 ▼工業用地の不足 ▼農家の高齢化、後継者不足 ▼農産物の価格低迷 ▼商業施設の分散化 ▼「菊川」の知名度の低さ ▼集中豪雨による 水害発生の恐れ ▼バスなど生活の足となる公共交通の不足 ▼公共施設等の老朽化に伴 う維持費の増加 ▼災害時における主軸道路網の分断 ▼JR東海道本線菊川駅周辺の乱 開発の恐れ ▼若者の市外への流出
--------	--

改善戦略(機会を逃さないように弱みを改善する)

- ①自然と調和した屋外環境(施設・公園・空き地など)の整備
- ②学力の向上、進学に対する相談機会などの充実
- ③スポーツ、地域文化に対する市民の関心を醸成
- ④市民の見守りに基づく地域コミュニティ機能の充実(地域福祉の展開)
- ⑤産業活動における新規参入の促進
- ⑥菊川市の「特産物」のPR
- ⑦広域交通アクセス性を活かした市外からの人の誘導
- ⑧災害危険箇所の再確認と地域の協力に基づく整備の推進
- ⑨広域交通網とのアクセス性向上(コミバス・道路整備など)
- ⑩JR東海道本線菊川駅周辺市街地の改善
- ⑪住・商・工や、自然環境のバランスに配慮した市街地形成
- ⑫市民主体による地域に身近なまちづくりの展開

改革戦略(最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する)

- ①暮らしに身近な(商店、各種生活サービス機能を有する)施設の確保
- ②高等・専門性の高い教育機関の誘致検討
- ③スポーツに親しむ機会の充実、啓発活動の推進
- ④安定的な財源確保と効率的な福祉サービスの実践
- ⑤雇用促進策の展開
- ⑥農業従事者の確保
- ⑦JR東海道本線菊川駅周辺などの再活性化の推進
- ⑧ハザードマップなどの見直し、周知
- ⑨交通機関へ利便向上の要請
- ⑩公共施設等の適切な維持・管理及び整備の推進
- ⑪JR東海道本線菊川駅周辺地域の外部からの吸引力向上
- ⑫若年世代に対する菊川市の住みよさなどのPR
- ⑬安全安心な地域生活環境形成

第4章 まちづくりの課題

時代背景や菊川市の**現況**と特徴、市民意識調査の結果などを踏まえ、本市のまちづくりの主な課題を以下に整理します。

課題1 家族形成世代の暮らしの安定を保つ

- 本市の人口は国勢調査によると、平成17年をピークに減少しており、今後も人口減少が見込まれています。人口減少を抑制するためには、出生数、転入人口の増加が必要です。特に若者や子育て世帯が住みやすいまちづくりを進める必要があります。
- 将来を担う若年世代が安心・安定して暮らせるよう、やり甲斐のある働き場の創出が必要です。
- 本市で暮らすことの魅力をPRし、市外への流出人口を抑制するとともに、UIターンなど流入人口を増やすために、さらに子育て支援や教育環境を充実していくことが必要です。
- 少子化の進行や、地域とのかかわりの希薄化など、子どもの教育をとりまく環境は変化していくことが予想され、子どもの成長に応じた柔軟な教育の在り方を検討していくことが必要です。

課題2 少子・超高齢社会に応じた社会環境の再整備

- 少子高齢化の進行により生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。これにより、経済成長の鈍化、社会保障制度の支え手である将来世代の費用負担の増加、税収の減少など様々な問題の発生が懸念されます。
- 若者の出会いから結婚、出産、子育て、就職にいたる各段階に応じた適切な支援を充実していくことが必要です。
- 超高齢社会に応じ、健康寿命を伸ばし、切れ目のない医療や介護を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

課題3 既存産業・特産物を活かした地域振興

- 農家の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地が増加**傾向**にあります。耕作放棄を未然に防止し、**安定的な経営を図るため**新規就農者の**増加**や農地の集約、茶を含めた農産物の**ブランド化や高付加価値化**などを推進していくことが必要です。
- 利益率の低下や人材確保の困難**など**、経営上の課題による事業所の減少や、大規模商業施設の**進出****など**による中心市街地（商店街）の衰退が進み、市の活力低下が懸念されます。今後のまちづくりでは、新たな働き手の確保や魅力ある特産物の開発**など**を通じた賑わいの創出が必要です。
- 本市の活力を維持していくために、**既存企業との連携をさらに強化するとともに**、新たな企業を誘致するための土地を確保していくことが必要です。

課題4 便利で安全・快適な市街地の形成

- 本市は、地域生活圏が広範囲にわたって分布しています。今後は、J R 東海道本線菊川駅周辺などの都市拠点に、都市機能を集約したまちづくりを進め、地域生活圏とのネットワークを結んでいく必要があります。
- 市内には J R 東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジがあり、富士山静岡空港や J R 東海道新幹線掛川駅が近接しています。これらの交通網を活用し広域的に人やものの移動を促進するため、交通ネットワークの充実が必要です。
- 近年増加する大雨などの異常気象や、想定される大規模地震などに備える防災対策が必要です。
- 世界的に地球温暖化防止対策が求められるなか、本市においても、環境負荷に配慮したまちづくりをさらに進め、あわせて、新たなエネルギーの活用に積極的に取り組むことが必要です。

課題5 「菊川文化」の醸成と外部に向けた情報発信

- 先人の築いてきた、歴史や文化遺産などは本市の貴重な財産であります。これらを保全するとともに、再認識し、活用するまちづくりを進め、将来に継承していくことが重要です。また、新たな資源を発掘することや、これらに関する情報を市内外に発信し、市の活性化に繋げることが必要です。
- 文化・芸術活動は、市民の人生を豊かにし、まちの活力にもつながることから、これらを活かしたまちづくりを進めていくことが必要です。
- これら歴史・文化遺産や市民の文化芸術活動に加え、茶畑や棚田、菊川のせせらぎ、ホテルの里などといった、菊川らしい豊かな自然環境と調和したライフスタイルを「菊川文化」として醸成していくことは重要です。
- 選ばれるまちになるためには、子育て環境の充実、豊かな自然環境や交通アクセスの利便性など、本市の魅力を市内外に向けて積極的に情報発信していくことが必要です。

課題6 自助・共助・公助による安全安心な環境づくり

- 複雑化・多様化する地域課題や社会的問題に対応するため、市民と行政がお互いに協力して取り組む「協働」によるまちづくりが必要です。また、民間企業、関係団体、学校などと行政が連携を深め、それぞれが持つ知恵や力を結集させ取り組む「共創」のまちづくりを行うことが重要です。
- 定住促進に向け、人口流出を抑えつつ、市外の人々を惹きつける魅力があるまちづくりを創出することが必要です。
- 安全安心なまちづくりにおいても、協働による取組みが重要です。自助・共助・公助による協働の意識を醸成し、安全安心な菊川市を実現する必要があります。
- 人口減少などにより公共施設等に対して市民ニーズが変化していくと予想されます。このことから、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを行うとともに、民間活力の導入や地域住民との協働による施設管理など公共施設マネジメントの視点を重視した施設更新のあり方を検討することが必要です。

第2編 **基本構想**

第1章 まちの将来像

1 まちづくりの基本理念

平成17年合併時の理念を今後も受け継ぐため、第1次菊川市総合計画のまちづくりの理念を継承していきます。

とも い 共に生きる 《共生と協働》

市民と豊かな自然環境が共生し、市民と行政が互いの役割分担を認識し、顔の見える関係を保ちながら協働するまちづくりを目指します。

そのため、地域が自らの意思と責任で行動し、互いに協調・協力して地域のために活動することを重視します。

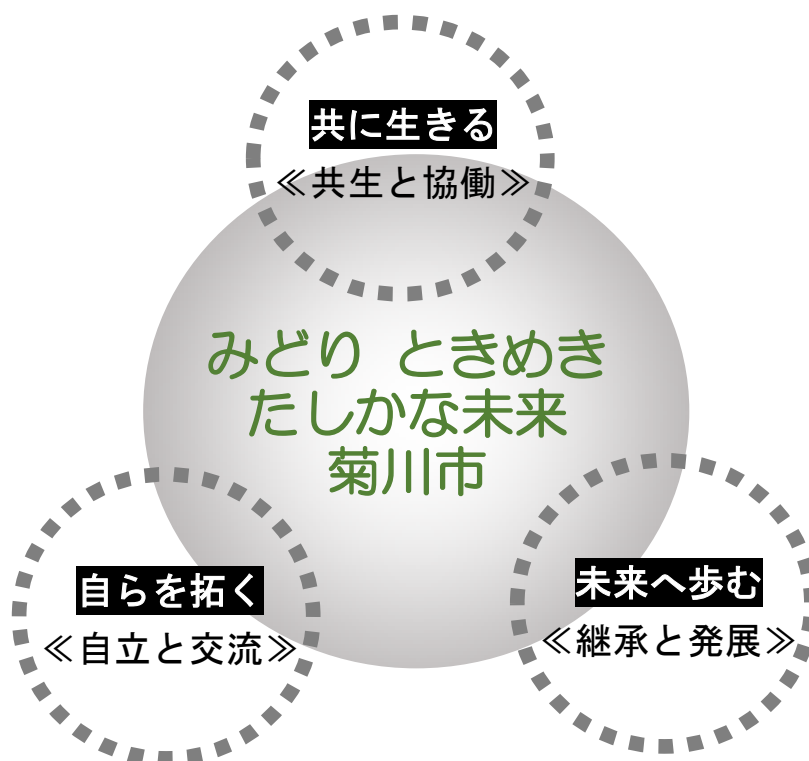
みずか ひら 自らを拓く 《自立と交流》

安心して暮らせることはもとより、特色がある魅力的なまちづくりを目指します。

そのため、市民が生涯学習や幅広い分野での交流を実践して、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視します。

みらい あゆ 未来へ歩む 《継承と発展》

ふるさとの「よさ」を再発見し、誇れる資源を活かし、長い歴史のなかで受け継がれた伝統文化や形成された技術をたたえ、継承し、新たな発展を加えて、未来に向かって確実に進歩することを重視します。



2 将来像

菊川市の将来像は、まちづくりの基本理念を踏まえ、次のように設定します。

みどり ときめき たしかな未来 菊川市

人口減少が進むなかで「住んでよかった、住み続けたい」と思われるまちであるためには、人を惹きつける魅力があり、ここに住む市民がいきいきと安定的に暮らせるまちであることが重要です。

素晴らしい自然環境のもとで、だれもがこのまちで生きていきたいと思えるために、生活環境の充実、優れた人材の育成・確保、経済的安定などに取り組むことが必要です。

みどりあふれる自然、ふるさとの素晴らしさ、市民一人ひとりが活発で活力がある菊川市を未来へ繋げていくため、将来像として目指していくものとします。

「みどり」

- ◆多くの市民が本市の魅力と感じている、あふれる自然など次世代に引き継ぐべきふるさとの素晴らしい環境をイメージしています。

「ときめき」

- ◆市民一人ひとりが未来へ希望を持ちながら、豊かにいきいきと人生を送ることができ、活発で活力ある人々の心躍る様子をイメージしています。

「たしかな未来」

- ◆素晴らしい環境のなかで、本市がこれからも、安定的に活力があるまちづくりを続け、未来へ繋げていくことをイメージしています。

第2章 めざすまちづくりの方向性

1 目標人口

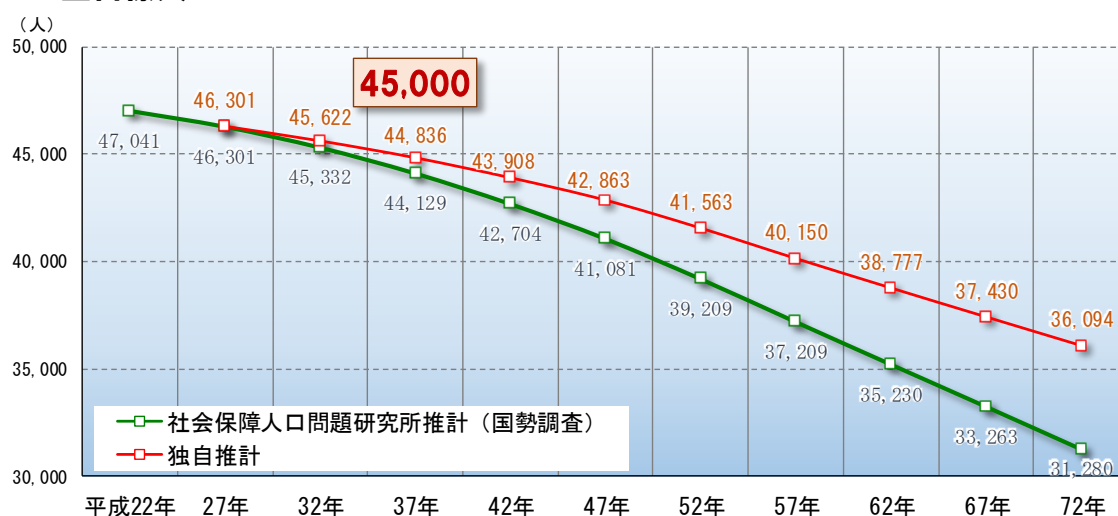
平成37年における目標人口 45,000人

本市の人口は国勢調査によると、平成17年をピークにそれ以降は減少しており、平成22年で47,041人となっています。国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査結果をもとにした推計によると、将来人口は今後も減少傾向となり、目標年次である平成37年には44,129人と平成22年よりも3,000人程度減少するものと見込まれます。

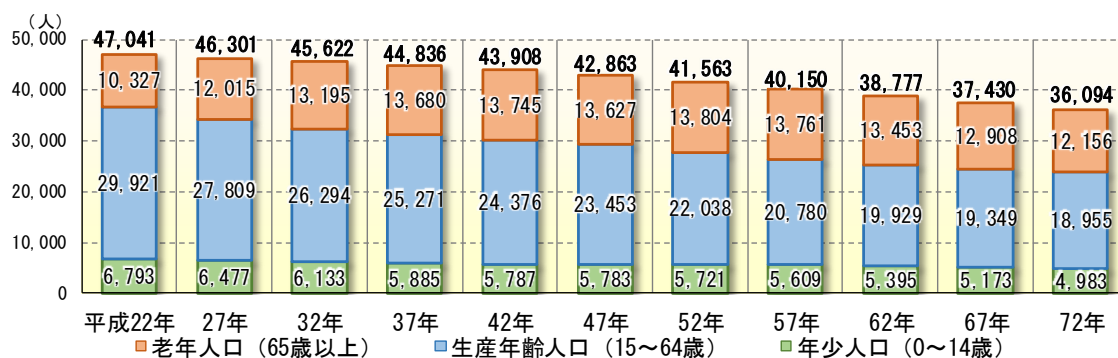
人口ビジョンにおいては、この国勢調査結果による推計値を基本としつつ、施策実施効果として、出生率を高め移動率を改善し、平成37年の人口を44,836人（国立社会保障・人口問題研究所による推計より約700人増）としています。

第2次菊川市総合計画では、この人口ビジョンによる将来人口を踏まえて、目標年次である平成37年の人口を、45,000人として設定します。

■目標人口



■独自推計に基づく年齢別人口の推移



2 将来都市構造

(1) 基本的な考え方

目標人口を達成し、計画的な土地利用や都市機能の確保を図るための、将来の都市構造のあり方を示します。

●自然と住環境が調和した都市づくり

菊川をはじめとする河川や周辺の森林・里山といった豊かな自然環境を保全し、市民が気軽に親しむことができる都市づくりを進めます。

また、誰もが安全・安心・快適に定住し続けることができるように、生活の場を適切に確保するとともに、安全性と快適性を高め、良好な住環境を維持・創出する都市づくりを進めます。

●賑わいと活力を生み出す都市づくり

都市拠点や産業拠点など、都市機能の整備・充実と適切な土地利用を進めるとともに、拠点間の人・もの・情報の連携や交流を促進し、賑わいと活力を創出する都市づくりを進めます。

また、広域交通拠点の利用促進を図りながら、自然・産業・観光など、本市の魅力を発信する取り組みを推進します。

●地域間や広域のネットワークが充実した都市づくり

市内の地域生活圏と都市拠点とのネットワークを結び、連携を強めることにより一体性を高める都市づくりを進めます。

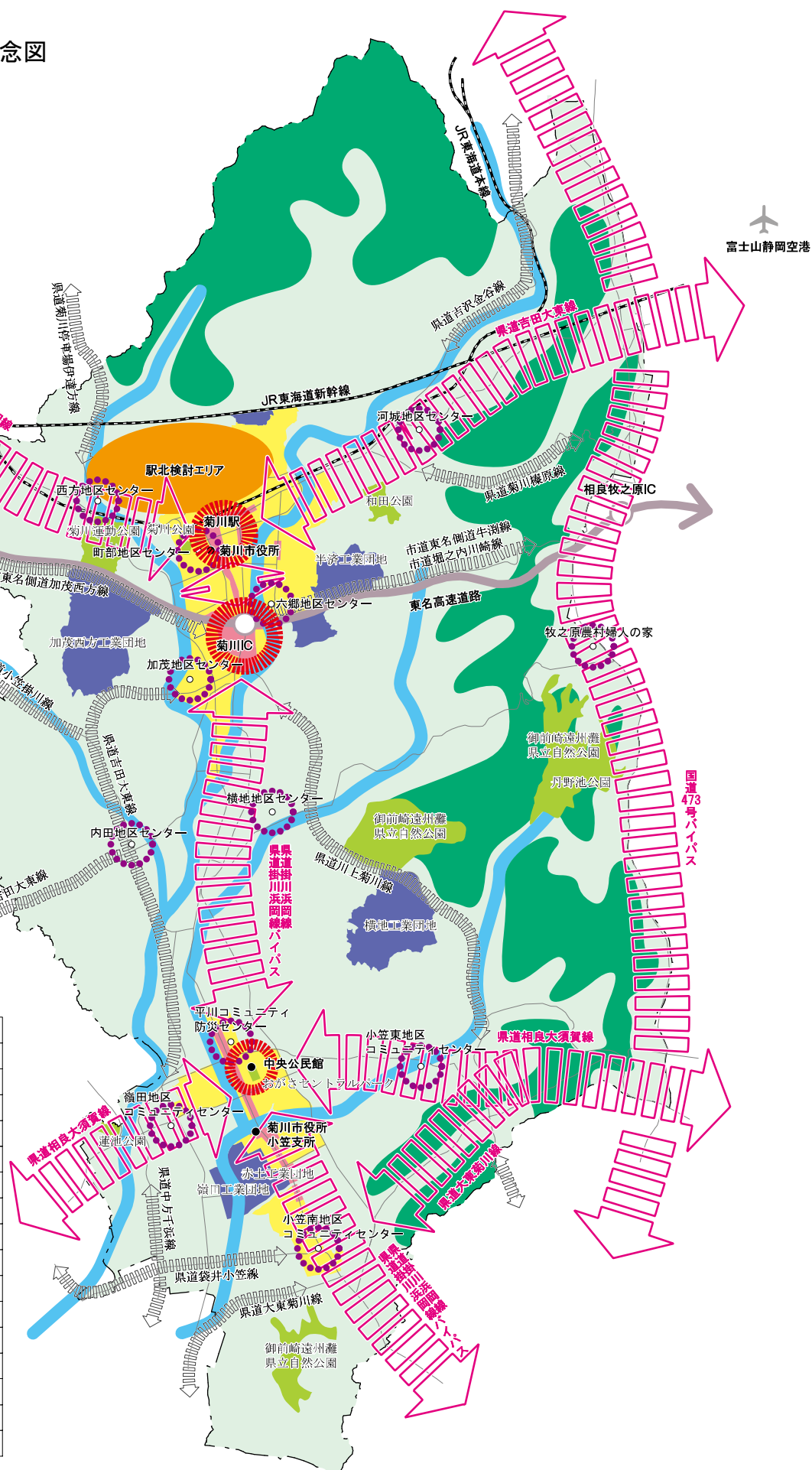
また、都市拠点や産業拠点と広域交通拠点を効果的に利用促進する幹線道路も整備し、広域的なネットワークが充実した都市づくりを進めます。

(2) 将来都市構造

区 分	内 容
都市拠点	・ J R 東海道本線菊川駅（駅北周辺）、東名高速道路菊川インターチェンジ、中央公民館の周辺への都市機能集積を図ります。
都市軸	・ J R 東海道本線、東名高速道路、県道掛川浜岡線バイパスなどを位置づけ、市内外を結ぶ広域交通網を形成します。
地域コミュニティゾーン	・ 地域のコミュニティ施設を核とした生活に身近な行政サービスを充実します。 ・ 「地域コミュニティゾーン」相互や「市街地ゾーン」との連携を図ります。
市街地ゾーン	・ 商業系機能などの強化を進めながら土地利用を高度化し、まちの象徴的な空間となるようにします。
産業ゾーン	・ 東名高速道路や隣接する富士山静岡空港など広域交通拠点との隣接性を活かし、既存産業の振興や新たな業種・業態の導入を促します。
緑・茶園・田園ゾーン	・ 茶の生産環境の維持・保全を図ります。 ・ 自然生態系、地域振興、周辺の土地利用に配慮し、観光・レクリエーション、学習などの場として活用します。 ・ 優良な農地の保全に努め、生産性の向上に向けた基盤整備を進めます。
親水ゾーン	・ 菊川をはじめとする河川と沿川部について、自然景観の保全とともに、河川の浄化に努め親水性を高めます。
里山ゾーン	・ 棚田・雑木林などの良好な里山の環境や景観、歴史や伝統を踏まえた文化資源の保全に努めます。

■将来都市構造概念図

凡 例	
	都市拠点
	都市軸（東名高速道路）
	都市軸（新幹線・東海道本線）
	都市軸（主要道路）
	地域コミュニティゾーン
	市街地ゾーン（住居系）
	市街地ゾーン（商業系）
	産業ゾーン
	駅北検討エリア
	緑・茶園・田園ゾーン
	親水ゾーン
	里山ゾーン
	主要県道
	主な道路
	行政界



3 基本目標

まちの将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性を示すため、以下の5つの目標を掲げます。

目標1 「子どもがいきいき育つまち」【子育て・教育】

子どもが健やかに育つ環境の整備はもとより、経済的な子育て支援や母子保健の充実など、安心して子育てができるまちを目指します。

また、小中一貫教育、総合的な学習の時間やICTを活用した授業など、次世代を担う子どもたちに、これからの社会において必要となる、たくましく「生きる力」が身に付く教育環境の整備に努めます。

あわせて、地元への愛着を育むキャリア教育などを実施することで、市内で育った子どもたちが本市に暮らし、子どもを産み育て、住み続ける魅力があるまちを目指します。

目標2 「健康で元気に暮らせるまち」【保健・福祉・医療・社会教育】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心していきいきと暮らしていけるよう、健康づくりや介護予防への参加を促し、福祉・保健・医療・地域など関係機関の連携による、切れ目のない医療や介護を受けられる環境を整えるとともに、障がいなどの有無によって分け隔てられることなく、尊重し合いながら共生するまちの実現を目指します。

また、子どもから高齢者まで市民だれもが健康で活動的に暮らせるよう、健康寿命の延伸などの健康増進や医療の充実、生涯学習活動との連携により、市民自らが積極的に健康づくりや生きがいづくりに取り組むまちを目指します。

目標3 「活気があふれ地域の良さを伸ばすまち」【産業】

温暖な気候や広い農用地面積などの特徴を活かし、高収益作物との複合経営による儲かる次世代農業や、農業女子が輝けるプロジェクトなどの、菊川型農業モデルの創出を目指します。

また、市内に立地するJR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジ、近接する富士山静岡空港、JR東海道新幹線掛川駅、御前崎港など、産業や物流、交流の拠点となる施設を効果的に活用し、商業振興、企業誘致、観光資源の掘り起しなどに取り組み、人、ものの流れが活発で、誰もが活躍できる活気があふれるまちを目指します。

目標4 「快適な環境で安心して暮らせるまち」

【防災・環境・社会資本整備】

大規模地震や大雨などの自然災害等に備えるため、施設や住宅の耐震化、計画的な河川改修などを進めるとともに、避難体制の強化を図ります。また、市民の防災活動への参加を促進し、災害に強いまちを目指します。

J R 東海道本線菊川駅北側など、本市が持つポテンシャルを活かし、豊かな自然と良好な住環境が共存した、快適で安心して暮らせるまちを目指します。

良好な自然環境の保全、地球温暖化対策や新たなエネルギーの活用など、環境負荷に配慮したまちづくりを進め、良好な環境を将来へつなぐまちを目指します。

目標5 「まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち」

【コミュニティ・自助・共助・公助】

市政情報の積極的な発信や、市民と行政がお互いに協力して取り組む「協働」、民間企業、関係団体、学校などと行政が連携を深め、それぞれが持つ知恵や力を結集させ取り組む「共創」のまちづくりを目指します。

性別や国籍に関係なく、誰もが暮らしやすい環境づくりなど、基本的な人権擁護に取り組むまちを目指します。

人口減少に対応するため、定住促進に向け、市内外の人々を惹きつける魅力があるまちを目指します。

また、公共施設の老朽化が進むなか、多様なニーズに対応し施設を提供できるよう、公共施設マネジメントの視点を重視した、効率的な行財政運営を推進します。

第3章 政策の大綱

計画期間における目指すべき将来像「みどり と きめき たしかな未来 菊川市」とその実現を支える基本目標、政策体系を以下に示します。

基本目標1 子どもがいきいき育つまち 【子育て・教育】

- | | | | |
|-------------------------------|-------|--|-------|
| 1. 安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちづくり | P. 44 | 1 教育・保育サービスの充実に取り組みます
2 幼児教育・保育の質の向上を目指します
3 安心できる子育て環境を整備します
4 子育て世代を応援します | P. 45 |
| 2. 親と子が健やかに成長できるまちづくり | P. 46 | 1 母子保健事業の実施で親と子の健やかな成長を支援します
2 医療費助成で親と子の健康増進を推進します
3 子どもの成長や発達への支援に取り組みます | P. 47 |
| 3. 安全・安心な教育環境が整ったまちづくり | P. 48 | 1 学校施設を適正に維持管理し耐震化や長寿命化に努めます
2 安全で安心して教育が受けられる環境づくりに努めます
3 安全でおいしい給食を安定的に提供します | P. 49 |
| 4. 子どもの「生きる力」を育むまちづくり | P. 50 | 1 魅力ある授業づくりを推進します
2 一人ひとりを大切に教育を推進します
3 豊かな学びを支える環境づくりを推進します | P. 51 |
| 5. 人を育み、若者を育てるまちづくり | P. 52 | 1 地域で子どもを守り育てる取り組みを進めます
2 家庭の教育力向上に取り組みます
3 子どもの読書活動を推進します | P. 53 |

基本目標2 健康で元気に暮らせるまち 【保健・福祉・医療・社会教育】

- | | | | |
|--------------------------------------|-------|---|-------|
| 1. 適度な運動や正しい食生活でみんなが健康なまちづくり | P. 54 | 1 健康増進事業の実施によりみんなの健康を作ります
2 検診事業の実施によりみんなの健康を維持します
3 心の健康事業の実施によりみんなの心の健康を作ります
4 予防接種事業の実施により疾病予防を行います | P. 55 |
| 2. 高齢者が元気にいきいきと暮らせるまちづくり | P. 56 | 1 高齢者の介護予防と生きがいづくりを進めます
2 地域包括ケアの体制を充実します
3 高齢者の生活を支援する介護サービスを推進します | P. 57 |
| 3. 地域のなかで、互いに支え合うまちづくり | P. 58 | 1 地域における市民の福祉活動を支援します
2 地域福祉の担い手を育成・支援します
3 地域のなかでの自立した生活を応援します | P. 59 |
| 4. 障がいのある人が地域のなかで、安心して暮らすことができるまちづくり | P. 60 | 1 障がいのある人の自立した生活を支援します
2 障がいのある人の地域での活動を促進します
3 障がいのある子どもの福祉サービスを充実します | P. 61 |
| 5. 入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまちづくり | P. 62 | 1 医療機関、介護・福祉施設などとの連携を進めます
2 菊川病院の機能を充実します
3 家庭医療プログラムを推進します
4 市民と行政が連携して地域医療支援の充実を目指します | P. 63 |
| 6. 生涯にわたり学べるまちづくり | P. 64 | 1 生涯学習活動を推進します
2 読書環境の整備に努めます
3 読書機会の提供・読書活動の啓発に努めます | P. 65 |
| 7. 芸術や文化に親しみ歴史・文化遺産が継承され活かされているまちづくり | P. 66 | 1 鑑賞機会の提供に努めます
2 市民の文化・芸術活動を支援します
3 文化財の保存・周知・活用を推進します | P. 67 |
| 8. スポーツが盛んなまちづくり | P. 68 | 1 誰もがスポーツに触れ合う機会を創出します
2 スポーツ活動の場を提供します
3 スポーツ団体・スポーツ活動を支援します | P. 69 |

基本目標3 活力があふれ地域の良さを伸ばすまち 【産業】

1. 農業振興と次世代農業モデルを推進するまちづくり	P. 70	1 菊川型農業モデルの創出を図ります 2 経営感覚に優れた担い手の確保と育成を図ります 3 農業経営基盤の強化を促進します 4 農地の適正な管理と利用を促進します 5 農業生産基盤の整備と維持管理を行います	P. 71
2. 活力と魅力のある茶のまちづくり	P. 72	1 活力ある茶業の振興を推進します 2 茶の消費拡大を図ります 3 茶文化を継承します	P. 73
3. 商工業が活気あるまちづくり	P. 74	1 就労機会の拡大を図ります 2 がんばる事業者を応援します 3 市内企業の応援と進出企業の獲得に努めます	P. 75
4. 人が訪れるまちづくり	P. 76	1 市民力による魅力発信を支援します 2 マスコットを活用した情報発信を行います 3 広域市町と連携した交流人口の増加を図ります	P. 77
5. 消費者が安心して暮らせるまちづくり	P. 78	1 消費者被害の軽減に努めます 2 消費生活センターの機能を強化し、消費者の保護に努めます	P. 79

基本目標4 快適な環境で安心して暮らせるまち 【防災・環境・社会資本整備】

1. 防災力を高めるまちづくり	P. 80	1 災害に強いまちをつくります 2 自主防災組織の体制及び連携強化を図ります 3 市民の防災意識の高揚を図ります 4 市民の防災活動への参加を推進します 5 避難情報の適切な伝達と避難体制の強化を図ります	P. 81
2. 交通事故・犯罪のないまちづくり	P. 82	1 交通事故を減らすため交通安全活動を推進します 2 交通安全施設の整備を進めます 3 犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します	P. 83
3. 消防力を高めるまちづくり	P. 84	1 消防施設・設備・体制の充実強化を図ります 2 消防技術の向上を目指します 3 消防団の防災力の維持・向上を図ります	P. 85
4. 豊かな自然や住みよい環境を未来へつなぐまちづくり	P. 86	1 地球温暖化対策・自然環境の保全を推進します 2 水質浄化・生活環境の改善を進めます 3 循環型社会の推進を図ります 4 適正な污水处理施設の管理・運営を進めます	P. 87
5. 良好な住環境や道路・公園を次世代に引き継ぐまちづくり	P. 88	1 良好な住環境をつくります 2 幹線道路や生活道路を整備します 3 公園などの整備を進めます 4 交通事業者と連携して交通手段の確保に努めます 5 橋梁や道路施設を適切に維持管理し、長寿命化を図ります 6 市営住宅を適切に維持管理し、長寿命化を図ります	P. 89
6. 上水道が安全に安定して供給されるまちづくり	P. 90	1 安定した水資源の確保と総合的な水質管理体制の構築を図ります 2 管路の整備及び改良を進めます 3 水道施設の管理及び整備を進めます 4 安定財源の確保を図り、健全な事業経営を継続させます	P. 91

基本目標5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち 【コミュニティ・自助・共助・公助】

1. 市民と行政との協働によるまちづくり	P. 92	1 地域のために活動している市民や団体を支援します 2 まちづくりを進めるために市政情報を共有します 3 地域文化の交流を通して人のつながりを地域の活性化に活かします	P. 93
2. まちの元気・魅力が発信されるまちづくり	P. 94	1 知名度向上に向けて情報を発信します 2 移住・定住に関する情報を積極的に発信します	P. 95
3. 性別、国籍を超えた共生社会を推進するまちづくり	P. 96	1 男女が平等な立場で参画できる社会づくりに取り組みます 2 外国人が暮らしやすい環境を整備します 3 人権擁護活動を推進します	P. 97
4. 未来に向かって行財政機能を高めるまちづくり	P. 98	1 市役所の組織力を向上します 2 ICT（情報通信技術）を活用し効率的な行政運営をします 3 健全で安定した行財政運営を構築します 4 新公共経営による行政運営を推進します 5 他市町との広域連携を推進します	P. 99

第4章 基本目標別取り組み

基本目標1 子どもがいきいき育つまち

1 安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちづくり

●現状・課題

共働き世帯や核家族の増加など就業や家族の形態の変化に伴い、保育所や放課後児童クラブの利用ニーズは高まり、的確に対処していくことが求められています。また、核家族化や地域との繋がり希薄化により、子育て家庭の孤立感や負担感が増大し、子育てに関する相談件数は増加の一途となっています。少子化が進むなか、合計特殊出生率を向上させ人口減少を抑制していくためには、これら子育て家庭の不安を取り除いていく必要があります。

市内においては、公立4園・私立11園の幼稚園・保育所が設置されており、各園でそれぞれの特性を活かした就学前教育を実施しています。また、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割を持ち、育児と就労の両立支援や地域の子育て機能を強化し、子育て中の親子が安心して暮らせる支援体制や「児童館」、「子育て支援センター」など、子育て世代の交流の場を充実させています。

今後は、就学前教育から小学校教育へ円滑に移行できる体制づくりと、子どもの安全を確保するため老朽化が進む幼児施設の整備や幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園の整備を検討していく必要があります。

また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育ニーズの高まりによって顕著となってきた、保育所の待機児童問題への対応も求められています。

●取り組みの方向

- 就学前教育から小学校教育へと円滑に移行できるように、幼稚園・保育所と小学校の連携や交流を図ります。
- 親子で交流できる場の提供など、子育て家族のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させ、仕事と子育てが両立できる取り組みを進めます。
- ライフステージの各段階に応じ、結婚・出産・育児がしやすい環境づくりを支援します。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「子育てしやすいまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)		
幼稚園に行くことを楽しみにしている園児の割合 (幼稚園アンケート)		
幼児施設入所待機児童数	●人 (H28))	0 人
子育て支援センター利用者数	62, 500 人	67, 700 人

●施策

(1) 教育・保育サービスの充実に取り組みます

保護者の就労形態の多様化など、子育て環境が変化するなか、さらなる子育て支援、**幼児施設**の充実に努めます。

(2) 幼児教育・保育の質の向上を目指します

家庭・園児との信頼関係を十分に築き、一人ひとりの育ちや課題を的確に捉え、**幼児のため**のよりよい教育環境を創造するように努めます。

(3) 安心できる子育て環境を整備します

放課後児童クラブなどを活用し、子どもが健やかに育つ環境整備に努めるとともに、子育て中の保護者同士のつながりを**強め**、子育て支援の充実に図ります。

また、子どもの健やかな成長を阻害する児童虐待の早期発見、児童や子育てに不安を感じる保護者からの相談など多岐に渡る内容に対応できるよう家庭児童相談室事業の強化に努めます。

(4) 子育て世代を応援します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成などの経済的支援を継続するとともに、多子世帯の応援、かつ定住促進のための各種支援を行います。

●関連計画

菊川市子ども・子育て支援事業計画

菊川市幼保施設整備計画 (基本方針)

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

2

親と子が健やかに成長できるまちづくり

●現状・課題

出生率の低下により少子化社会が進んできたことで、将来、人口減少が懸念されています。また、近年、子どもの育成に重要な環境である地域社会の変化により、「近所付き合い」といった身近な人とのふれあいやつながりでさえ希薄化するなど、子どもや妊婦、家族を地域で支え合い、温かく見守ることが困難な状況にあります。

このような情勢においても、子どもの健やかな成長と親の健全な生活を保つことは、大変、重要なことであり、子どもを生み育てるために、妊娠期から出産、育児に至るまで様々な母子にかかる保健と福祉の取り組みが求められています。

本市では、母子の健康を守るため、妊娠届から新生児の出生、月齢時における健康相談、健康診査を実施しております。また、新生児の月齢による予防接種の勧奨を行うとともに、子どもの成長に合わせた発達支援を行い、子どもが健やかに成長できるような取り組みを推進しています。あわせて、母子管理票へのデータ記録などにより、すべての乳幼児の健康管理を行っており、子どもの成長や母親の健康についての個別の事案についても対応を行っています。

今後も、充実した子育て支援には、乳幼児に対する保健事業（母子保健事業）を行うことが重要であり、人口減少が進むなか、さらなる母子保健事業の充実を図っていく必要があります。

●取り組みの方向

- 母子の妊娠期から出産、発育に関する情報やデータを一元管理し、すべての親と子どもに対してきめ細かな支援やサービスを提供するとともに、各種相談に取り組んでいきます。
- 親と子が健康で健全な生活が送ることができるよう、医療費助成等を行います。

●政策指標

	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「安心して子どもを育てられるまち」だと思える市民の割合 (市民アンケート)		
乳幼児健診の受診率（1 歳 6 カ月健診と 3 歳健診の平均）	97.4% (H26 現状値)	100.0%

●施策

(1) 母子保健事業の実施で親と子の健やかな成長を支援します

妊娠期から出産、乳幼児期にいたるまで、かけがえのない母子の健康を守り、健やかな成長を促すための支援を行います。

(2) 医療費助成で親と子の健康増進を推進します

医療費助成、歯科検診やフッ化物利用事業などを実施し、親と子が健康で生活できるように支援を行います。

(3) 子どもの成長や発達の支援に取り組めます

子どもの成長に合わせた発達支援を行うとともに、必要に応じて療育にかかる支援の実施や関係機関との連携を図り、それぞれの子どもに最適な支援などを行います。

●関連計画

菊川すこやかプラン

菊川市子ども・子育て支援事業計画

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

3 安全・安心な教育環境が整ったまちづくり

●現状・課題

平成 25 年に文部科学省が策定した第 2 期教育振興基本計画において、教育行政の方向性の 1 つとして「学びのセーフティネットの構築」が示されています。この方向性のもと、経済状況によらない進学機会や意欲ある全ての者への学習機会を確保する取り組み、学校施設の耐震化率の向上など安全・安心な教育環境が求められています。

本市では、確かな学力と思いやりに満ちた学校づくりを目標として、耐震性がやや劣る校舎の耐震化・更新の実施、教室用パソコンやタブレット端末などの I C T 機器の導入による確かな学力の定着を目指した授業の推進、要保護・準要保護世帯への経済的支援、児童・生徒の心身の健全な発達を担うため全校での学校給食を実施しています。

しかし、静岡県が提唱している耐震性をやや下回る施設も一部あることから、子どもたちが安心して教育が受けられるように、それら施設の耐震化を図っていく必要があります。また、減少が見込まれる児童生徒数に応じた学校教育や学校施設のあり方、学校教育制度の多様化や弾力化に対応するための方策も、今後の施設整備などを考える重要な視点となります。これら教育施設などの状況の変化や将来の教育環境のあり方、方向を検討し、それらを踏まえるなか、学校施設の長寿命化、整備の計画を検討していく必要があります。

●取り組みの方向

- 静岡県の基準から耐震性がやや劣る学校施設の耐震化を進めるとともに、施設の適正な維持管理により、良好な教育環境の維持に努めます。また、これからの学校施設のあり方について検討します。
- タブレット端末や校内 L A N など I C T 環境を整備するとともに、必要に応じ教材備品を更新し、教育環境を充実させます。
- 経済的に就学が困難な児童・生徒に対し就学に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担軽減、円滑な就学を図ります。
- 安定的かつ安全・安心なおいしい給食を提供するとともに、食育の充実を図ります。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「子どもが安全・安心に通うことができる教育環境が整うまち」 だと思ふ市民の割合（市民アンケート）		
学校施設の耐震化率	77.0%	100.0%

●施策

(1) 学校施設を適正に維持管理し耐震化や長寿命化に努めます

児童・生徒が安全で安心して授業を受けられるように、校舎・屋内運動場などの施設を適正に維持管理するとともに、耐震性の確保や施設の長寿命化、**学校施設のあり方の検討**を進めます。

(2) 安全で安心して教育が受けられる環境づくりに努めます

教育環境を良好に保ち、学校教育が円滑に行われるように授業で使用する I C T 機器・教育備品を整備します。また、経済的に就学が困難な児童・生徒に対する就学支援を行います。

(3) 安全でおいしい給食を安定的に提供します

児童・生徒が、心身の健全な発達と食に関する正しい理解、適切な判断力が身に付くよう、市内幼稚園、小学校、中学校への学校給食を実施します。

●関連計画

菊川市子ども・子育て支援事業計画

菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

4 子どもの「生きる力」を育むまちづくり

●現状・課題

国際化・情報化の進展や一層の少子高齢化など社会構造は刻々と変化しています。これからの社会においては、子ども一人ひとりが自ら考え、行動することができる自立した個人として、心豊かに、たくましく「生きる力」を育むことがより重要となります。そのためには、子どもたちの知・徳・体のバランスが取れた成長を目指し、質の高い教職員が指導に当たり、保護者や地域住民との適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開していくことが求められます。

本市では、基礎・基本の定着と、児童・生徒が主体的に課題を見つけ、自ら学び自ら考えることができるよう、知・徳・体のバランスがとれた育成に努めています。特に「確かな学力、豊かな感性、健やかな心身の育成」、「家庭地域との連携のもと、社会の変化に対応できる学校づくり」、「こころざしを持った頼もしい教職員の育成」の3点を重点項目としています。これらの考え方のもと、ICTを活用した授業改善の推進や市が主催する様々な行事や各校における人権教育、福祉教育や環境教育、「虹の架け橋」と連携した外国人児童・生徒に対する教育支援、各校への日本語指導講師や外国人支援相談員の配置などを行っています。

今後も、これらの考え方に基づき、児童・生徒が自ら進んで課題を見つけ、行動し、解決していく、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」を確実に育てていくことが必要です。

また、ICT技術については技術革新の速度が速いため、ICT機器の保守管理や更新、教職員の技能習得や指導力の向上といったサポート体制を充実させていくことが求められます。

さらに、少子化など教育を取り巻く環境の変化や教育現場における課題、教育制度の多様化、弾力化に応じた学校教育の在り方、小中一貫教育などの方策などについても研究・検討して行く必要があります。

●取り組みの方向

- 国際化、情報化、さらには少子化や高齢化など社会構造の変化が激しいこれからの社会において、学校の持つ意義について今一度とらえ直し研究・検討して行きます。
- 子ども一人ひとりが自ら考え、行動していくことのできる自立した個人としてこころ豊かにたくましく「生きる力」を育むためには、学校が社会や世界と接点を持ち様々な人と繋がりを持ちながら学ぶ開かれた環境であること、学校の中に教職員以外の専門家や地域人材を入れるなど真の意味での「チーム学校」を目指します。
- 子どもたちの知・徳・体バランスのとれた成長を目指し、質の高い教職員が指導に当たり、保護者や地域住民との適切な役割分担を図りながら、活気ある教育を展開していきます。

●政策指標		現状値	目標値 (平成 37 年度)
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合 (学校評価アンケート)	小学校		
	中学校		
「授業がわかる」と答える児童生徒の割合 (学校評価アンケート)	小学校		
	中学校		
「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合 (学校評価アンケート)	小学校		
	中学校		
全国学力学習状況調査における平均正答率（全国を 100）		103.7%	104.7%

●施策

(1) ICT環境を生かした魅力ある授業づくりを推進します

ICT機器を活用して子どもが自ら進んで課題を見つけたり、課題解決に意欲的に取り組んだりする授業、分かる授業、魅力ある授業づくりを進めます。

(2) 一人ひとりが生きる教育を推進します

全ての子どもが個の持つ力を発揮し夢実現に向かえる教育を行います。また、特別な支援が必要な子どもの状況に応じた指導・支援をきめ細やかに行うとともに、日本語指導が必要な子どものニーズに合わせた教育を行います。

(3) 中学校区等を核とした学びの環境づくりを推進します

家庭・地域・学校、行政が協力・連携し、子どもにとって最適な学びの場について考えると同時に、中学校区を核として目指す方向を揃えてみんなで子どもの成長を支えていきます。

今後の学校のあり方、保幼小中一貫教育について、有識者や専門家、地域人材を委員とした組織を立ち上げ考えていきます。

●関連計画

菊川市子ども・子育て支援事業計画

菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

5 人を育み、若者を育てるまちづくり

●現状・課題

子どもたちの安全・安心な居場所づくりには、学校教育のみならず家庭における教育力の向上と地域との連携が必須であり、これまで、家庭、学校、地域住民、行政が一体となって「次世代を担う人づくり」を進めてきました。静岡県においても「家庭教育支援条例」が制定され、社会全体が一体となり、次世代を担う若者を育てるための教育に取り組む体制を整えています。

読書活動は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念において、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものと位置付けられ、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。

本市では、子どもたちの安全・安心な居場所づくりの一環として、家庭での教育のあり方や保護者同士の悩みを話し合う「家庭教育学級」の開設や、放課後の子どもの居場所をつくる「放課後子ども教室」の全校開設に向けた取り組み、地域全体で学校を支援する体制づくりとして「学校支援地域本部」を設置しています。また、読書活動の推進として、「菊川市子ども読書活動推進計画（第2次計画）」を策定し、家庭・地域での読み聞かせ活動の充実、保育所・幼稚園などでの出張おはなし会、移動図書館なかよし2号の巡回、学校司書の巡回などに取り組んでいます。

今後は、これまでの取り組みに加え、社会全体がより一体となって子どもの教育に関わっていく環境の整備とともに、子どもが自主的に読書に親しむことができる環境の構築が求められています。

●取り組みの方向

- 社会全体が一体となって教育に取り組むため「家庭教育学級」の充実を図るとともに、地域で育った子どもたちが、地域を担う大きな力となるように、「ふるさと志向力」を育む取り組みを進めます。
- 全小中学校での「放課後子ども教室」の開設を目指すとともに、放課後児童クラブと連携したよりよい環境づくりを目指します。
- 子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、学校、図書館、地域を始め、社会全体で子どもが読書に親しむための環境整備と学校図書館の支援に努めます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められている まち 」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
12 歳以下の児童図書年間貸出冊数（1 人あたり）	28.7 冊	33.0 冊 以上

●施策

（１）地域で子どもを守り育てる取り組みを進めます

次世代を担う子どもたちが、安全・安心な環境のなかで地域と触れ合い、健やかに成長できるよう、青少年の健全な育成に向けた活動を地域ぐるみで推進します。

（２）家庭の教育力向上に取り組めます

家庭教育の知識や子どもの心の理解、親の役割など、正しい知識や実践していく力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小中学校と連携して家庭教育の推進を図ります。

（３）子どもの読書活動を推進します

子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書の状況などを踏まえ、子どもの読書活動に関する施策を推進します。また、**移動図書館やおはなし会の拡大など、子ども向けイベントの充実を図るとともに、学校図書館との連携を強化していきます。**

●関連計画

菊川市子ども・子育て支援事業計画

菊川市子ども読書活動推進計画（第２次計画）

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

1

適度な運動や正しい食生活でみんなが健康なまちづくり

●現状・課題

国においては、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、食生活・運動などの健康に関する生活習慣及び社会環境の改善など、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向を、「21世紀における国民健康づくり運動」（「健康日本21（第2次）」）において示し、具体的な取り組みを実施しています。

本市では、「健康づくりの推進」を重点事項として掲げ、乳幼児から成人、高齢者にわたって、市民一人ひとりに健康管理を適正に行うための情報提供を行うとともに、健康診断（特定健診を含む）や健康相談の充実を図っています。乳幼児に対しては、月齢健診や健康相談を実施し、成人（高齢者を含む）に対しては、検診（総合検診・婦人科検診）の実施、健康状態のチェックや疾病の予防に取り組んでいます。また、市民が身近で医療を受けられるよう「かかりつけ医」への受診を推奨しています。

今後は、少子高齢化が進むなか、各年代に応じた市民の健康維持に対する啓発や健診（検診）、健康相談などを引き続き実施し、すべての市民の「健康」の維持・確保を支援していく必要があります。また、健康づくりの取り組みにおいては、栄養・食生活の改善も必要であり、食育などの推進を図っていく必要があります。

●取り組みの方向

- 全ての市民の健康を保ち、元気に暮らせるまちづくりをすすめていきます。
- 市民一人ひとりが健康増進につながることに取り組めるよう健康増進事業の啓発を行うとともに、多くの市民に対し事業への積極的な参加を勧奨し、市民の健康への意識の高揚を図ります。
- 検診事業、予防接種事業の実施により、市民の健康を保っていきます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「心身ともに <u>健やか</u> に生活できるまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
「健康づくりに取り組む人が増えているまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
「健診や健康相談など病気の予防対策が充実しているまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
一般成人 栄養のバランスに「気をつけている」と「少し気をつけている」人の割合（ <u>食と健康に関するアンケート</u> ）	88.4%	90.0%
一般成人 「普段運動をしている」人の割合（ <u>食と健康に関するアンケート</u> ）	37.9%	45.0%

●施策

（１）健康増進事業の実施によりみんなの健康を作ります

健康に関する相談や健康教育、保健指導、健康でいることの大事さの啓発などを行います。

（２）検診事業の実施によりみんなの健康を維持します

特定健診・特定保健指導や成人検診を行います。

（３）心の健康事業の実施によりみんなの心の健康を作ります

心の不調や心配事について相談の受け付けや、保健指導を行います。

（４）予防接種事業の実施により疾病予防を行います

疾病予防のための予防接種を行います。

●関連計画

菊川市すこやかプラン

菊川市第 6 期介護保険事業計画第 7 次高齢者保健福祉計画

菊川市子ども・子育て支援事業計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

2 高齢者が元気にいきいきと暮らせるまちづくり

●現状・課題

急速に少子高齢化が進むなか、本市の高齢化率は24.6%（平成27年4月1日現在）に達し、平成37年（2025年）には29.2%になると見込まれています。このような社会においては、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を伸ばしたり、切れ目のない医療や介護を提供したり、認知症など介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる環境を整備したりすることが求められています。

本市においては、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備をはじめ、シルバー人材センターや老人クラブの運営の支援、高齢者の健康づくりや介護予防などに取り組んでいます。また、地域包括支援センターを中心とした総合相談体制を充実し、高齢者の日常生活における総合支援にも取り組んでいます。これらの取り組みから、増加傾向にある各種相談にも的確に対応し、福祉・保健・医療など他部署や他機関との連携や協力により、高齢者にかかる虐待対応や権利擁護、高齢者の生活支援、高齢者の見守りなど、適切な支援に結びつけています。

今後は、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加していくなか、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で元気にいきいきと安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

●取り組みの方向

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心していきいきと暮らしていけるよう、高齢者の健康づくり事業や介護予防事業への参加を促し、福祉・保健・医療・地域など関係機関の連携による地域包括ケア体制を充実します。
- 高齢者の生活に必要なサービスを、医療、介護などの多職種連携により切れ目なく提供できるようにするとともに、介護保険給付の適正化や介護保険事業を安定的に運営していきます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「高齢者が生きがいを持ち、 健やか に暮らせるまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
「高齢者とその家族を支える介護サービスが充実しているまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	85.22%	82.80%

●施策

（１）高齢者の介護予防と生きがいづくりを進めます

高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らせるよう、高齢者の健康づくり事業や介護予防事業への参加を促進します。

また、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の経験、技能や資格を活かせる機会や地域活動など社会参加することができる環境の整備を進めます。

（２）地域包括ケアの体制を充実します

地域包括支援センターを中心に、福祉・保健・医療・地域などの関係機関が連携し、医療と介護の連携、認知症施策、生活支援サービスなどが一体的に提供される地域包括ケアの体制を充実します。

（３）高齢者の生活を支援する介護サービスを推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者の生活を支援する各種介護保険サービスの質の向上を図ります。

●関連計画

菊川市第 6 期介護保険事業計画第 7 次高齢者保健福祉計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

3 地域のなかで、互いに支え合うまちづくり

●現状・課題

福祉行政に加え、地域住民を主体とする市民相互の「助け合い、支え合い」によって、安心して暮らすことのできる地域社会を目指す「地域福祉」が重要視されています。

本市では、自主防災会や民生委員児童委員・主任児童委員などの協力のもと、避難行動要支援者への避難支援を進めています。また、広報誌などを通じて、地域福祉活動への参加を呼びかけるとともに、市民ニーズを的確に把握し、求められる福祉サービスを取り入れ、必要に応じてサービス内容の見直しなども行っています。さらに、市民一人ひとりが挨拶や助け合いなどを通じて、隣近所同士の顔が見え、互いに支え合う地域づくりとともに、大規模災害を想定した備え、ゴミ拾いや草刈りなどの環境保全、高齢者や子どもへの見守り・声掛け、日常的な地域住民の交流などを通じた、安全・安心に住める地域づくりにも取り組んでいます。

今後は、平成 28 年 3 月に策定した「第 3 次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、『地域福祉の推進～つながりの“輪”きくがわ～』を目標にして、市（行政）、社会福祉協議会、地域の取り組みをつなぎ合わせ、地域の課題や多様化する福祉ニーズへ対応するため、役割を分担し、未来へ向けて地域福祉を推進していくことが求められています。

●取り組みの方向

- 地域福祉を推進する各種機関や団体などの役割を踏まえつつ、多様化するニーズに対応するため、さらに相互の連携強化に取り組めます。
- 福祉ボランティアの新たな担い手となる人材や、団体などの育成に取り組み、地域福祉の強化を図ります。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「市民同士が地域で互いに支え合うことができているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）		
コミュニティ協議会の福祉部会に携わる人数	200 人	220 人

●施策

(1) 地域における**市民**の福祉活動を支援します

地域住民の生活上の問題に対して、**市民**自らが自主的に参加し、行政や福祉事業者などの関係機関と協働しながら問題解決に向けて行う地域の福祉活動を推進します

また、各種福祉団体や福祉サービス事業者などが実施する地域福祉活動の支援とともに、自治会、自主防災会などの協力のもと、避難行動要支援者への避難支援を進めます。

(2) 地域福祉の**担い手**を育成・支援します

民生委員児童委員・主任児童委員や社会福祉協議会、福祉関連事業者などの福祉活動の担い手に対する支援を強化します。

また、福祉関連ボランティアへの支援とともに、新たな担い手となる人材や団体・グループなどの育成を図ります。

(3) 地域の**なか**での自立した生活を応援します

安定した日常生活を送ることが困難となった方に対し、生活保護などの経済的支援や就労支援などを行います。

また、生活保護に至る前の生活困窮者が、自立して社会生活を送ることができるよう支援事業を行います。

●関連計画

第3次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

4

障がいのある人が地域のなかで、安心して暮らすことができるまちづくり

●現状・課題

障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲に「難病等」が加わり、「障害程度区分」が、「障害支援区分」に改められ、障がいの度合いではなく、必要としている支援の度合いで示されるようになりました。また、障がい者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう「共同生活介護」が、「共同生活援助」へ一元化され、重度訪問介護・地域移行支援の対象者の拡大も行われています。平成 28 年年 4 月より、障害者差別解消法が施行されたなか、障がいなどの有無にかかわらず、尊重し合いながら共生するまちの実現が求められています。

本市では、「東遠地域広域障害者計画・しあわせネットワークプラン」に基づき、平成 27 年 3 月「第 4 期東遠地域広域障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業を推進するとともに、障害福祉サービスなどを推進する仕組みづくりに取り組んできました。平成 26 年 4 月には、「重度心身障害児（者）通所施設」が開設され、医療的ケアを必要とする人の支援が進んでいます。

障害福祉サービスなどの利用については、利用者に最適な計画の作成とともに、指定相談事業所の設置も進められ、相談支援体制が整えられています。また、児童福祉法の改正により、障害児通所支援のなかでもニーズが多い「放課後等デイサービス」の提供事業所の整備が進み、障がいのある子どもに対する支援も強化されています。

今後も、障がいの状態や特性により必要に応じたきめ細かなケアやサービスの提供を行なうとともに、施設中心のサービス実施から地域で支える福祉へ構築を促していくことが求められます。

●取り組みの方向

- 障がいのある人への、地域における自立支援と社会参加を促すとともに、社会的、経済的な自立性が保たれるよう、相談・就労支援の充実を図ります。
- 中東遠地域全体として障がい者の地域生活を支援する機能・拠点などの整備が進められていることから、その実施に向けた協力体制を整え、各種福祉サービスの充実を図っていきます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「障がいのある人が安心して暮らしていけるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）		
自立支援給付等決定対象者数	363 人	482 人

●施策

（１）障がいのある人の自立した生活を支援します

障がいのある人の、社会的、経済的な自立性が保たれるよう、相談・就労支援の充実を図っていきます。

（２）障がいのある人の地域での活動を促進します

様々なニーズに対応できるサービス提供事業者の確保に加え、障がいのある人への支援を強化することにより、地域における自立支援と社会参加を促します。

（３）障がいのある子どもの福祉サービスを充実します

障がいのある子どもたちの利用希望の高い「障害児通所支援等サービス」について、サービス提供事業者との連携により、適切なサービス提供体制を整えます。

●関連計画

東遠地域広域障害者計画・しあわせネットワークプラン

第４期東遠地域広域障害福祉計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

5

入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまちづくり

●現状・課題

団塊世代が平成 37 年（2025 年）には 75 歳以上となり、今後は超高齢化がさらに進み、医療需要は今以上に増加することが見込まれ、さらなる医療体制の充実と連携体制の強化が求められます。

本市は中東遠二次医療圏に属しており、医療圏での医師数は、平成 24 年 10 月 1 日現在 605 人で、人口 10 万人当たり 129.7 人と県平均の 186.5 人と比較して大きく下回っています。このような限られた医療資源のなか、地域から真に必要とされる医療を提供し続けていくために、中東遠 5 病院や地域診療所、訪問看護ステーション、調剤薬局と情報通信技術（ICT）を活用し、診療情報を共有するネットワークシステムを導入するなど、関係機関との機能分担・連携強化を進めてきました。また、磐田市立総合病院、公立森町病院、市立御前崎総合病院と連携し、地域医療を担う家庭医の養成プログラムを推進し、医師の確保とともに地域医療体制の充実に努めてきました。これらの取り組みにより、関係機関との連携体制が構築され、入院から在宅までの幅広い診療体制が整いつつあります。また、市民自らが地域医療を考え、ともに育む市民活動を展開する「菊川市地域医療を守る会」も設立され、様々な活動が展開されています。

しかし、地域医療の核となる菊川市立総合病院では、常勤医師の退職などにより、一部の診療科においては入院患者の受入が困難な状況が発生するなど、医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、近隣病院や地域診療所とのさらなる連携と機能分担を進め、介護・福祉施設などとの連携・協力体制も強化していくことが必要です。

●取り組みの方向

- 菊川市立総合病院の臓器別専門医の招へいを進めるとともに、計画的に高度医療機器などを更新し、地域医療の中核施設としての機能を充実します。
- 浜松医科大学地域家庭医療学講座との新たな連携体制を構築し、家庭医養成プログラムを推進します。
- 近隣病院や地域診療所とのさらなる連携と機能分担を進めるとともに、介護・福祉施設などとの連携・協力体制も強化し、地域で必要とされる入院から在宅まで幅広い医療が地域で提供できるよう努めます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまち」だ と思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
菊川病院への紹介率	35.6%	40.0%
菊川病院からの逆紹介率	27.7%	30.0%

●施策

（１）医療機関、介護・福祉施設などとの連携を進めます

地域住民に必要な医療が地域で完結できるよう、近隣病院、地域診療所と機能分担・連携強化を進めます。また、退院後も安心して地域や家庭で過ごすことができるよう、行政や介護・福祉施設などとの連携・協力体制を強化します。

（２）菊川市立総合病院の機能を充実します

中東遠二次医療圏内の中核医療施設としての役割を担うために、高度医療機器などを計画的に更新し、急性期・回復期・精神科医療や二次救急医療を継続して提供します。

（３）家庭医養成プログラムを推進します

住み慣れた家庭や地域で療養できるよう、家庭医による幅広い外来診療と予防・健診事業に加えて、多職種事業所との連携により 365 日、24 時間の救急往診にも対応できる在宅医療を提供します。

（４）市民と行政が連携して地域医療支援の充実を目指します

地域完結型の医療提供体制を理解し、適時・適切に医療機関を受診していただくよう、市民と行政が連携して、地域医療に対する啓発や支援活動を展開します。

●関連計画

菊川市立総合病院第二次中期計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

6 生涯にわたり学べるまちづくり

●現状・課題

平成 25 年に文部科学省が策定した第 2 期教育振興基本計画に基づき、「自立」、「協働」、「創造」をキーワードとした生涯学習社会の実現に向けて、様々な場や機会における学習の充実・環境整備に取り組んでいます。

本市では、生涯学習活動の拠点である中央公民館、菊川文庫、小笠図書館が市民にとって身近に利用できるように適切な維持管理と効率的な運営を行っています。だれもが学びたいと思ったときに学習できる環境づくりのための各種講座の開設や、多様な知的欲求に応えられる図書館資料の収集・整備・提供を通じて、市民が豊かで潤いのある文化的な生活を営むための支援を行っています。具体的には、利用者の利便性の向上のため、インターネット利用端末の設置や新聞オンラインデータの導入、持ち込みパソコンの利用席設定、無線 LAN の導入など、図書館の情報化に取り組んでいます。

また、生涯学習を始める機会の提供としての「ステップアップ講座」や、高齢者がいきいきと活動できる「ことぶき講座」などを実施し、多くの市民が参加しています。これらの講座の修了生がグループを作り学習を継続している姿も見られ、市民の主体的な学習機会の拡大に繋がっています。

ライフスタイルや社会の急激な変化のなか、市民の学習意欲も多種多様なものとなり、今後も引き続き時代のニーズに沿った講座や、市民の自主的・自発的な学習活動の機会を提供していくとともに、利用者目線に沿った使いやすい図書館としていくことが求められています。

●取り組みの方向

- 時代のニーズに沿った講座の提供や、市民の自主的、自発的な学習活動の支援を行うとともに、生涯学習に関する情報のネットワークを広げ、多様な施設、人材の活用を図っていきます。
- 「いつでも」「どこでも」「だれにでも」「どんな資料でも」迅速に提供できるよう、資料の充実とサービスの強化を図り、利用者満足度の高い図書館の実現を目指します。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「生涯にわたり学習活動ができるまち」だと思える市民の割合 (市民アンケート)		
生涯学習講座の参加者数	515 人	600 人

●施策

(1) 生涯学習活動を推進します

生涯にわたりいきいきと暮らせるように、多様化する市民ニーズに沿った各種講座を開設します。また、各種講座をきっかけに、生涯の活動として続けられるようグループの自主的活動を支援し、交流の場を積極的に提供するとともに、地域の人材を生涯学習に活かせるよう支援します。

(2) 読書環境の整備に努めます

図書館は、就学前から成人・高齢者に至るまで、全ての市民が自ら学び、自主的な活動ができる生涯学習の拠点として、図書資料や視聴覚資料、郷土資料などの収集・貸出や資料相談に応じます。

また、I C Tを活用した民間データベースや学校図書館との連携など、施設整備を計画的に実施し図書館機能の充実に努めます。

(3) 読書機会の提供・読書活動の啓発に努めます

利用者ニーズに応じたきめ細かな図書館サービスを提供するとともに、市民が生活や仕事などで生じる様々な課題を解決するために、必要な情報の収集・提供に努めます。さらに、各種講座・講演会の開催など関係機関と連携しながら、様々な機会の提供や読書活動の啓発に努めます。

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

7

芸術や文化に親しみ歴史・文化遺産が継承され活かされているまちづくり

●現状・課題

地域独自の生活風景や文化財は、地域の歴史や文化を理解していくためにも欠くことのできない貴重な財産であり、地域づくりの核ともなるものです。本市を含めた県内の地域では、富士山の世界文化遺産登録や茶草場農法の世界農業遺産登録といった世界に誇る文化遺産を有しており、これらをはじめとした資源を再認識、再評価し、次世代へと継承していくことが求められています。

本市においては、菊川文化会館アエルや中央公民館、地区センターなどで各種の事業・講座を開設し、多くの市民が文化芸術活動に取り組んでいます。

また、郷土の歴史的遺産や芸能、伝統行事の保護・活用を図り、次世代へ引き継ぐため所有者や地域の団体などに支援を行うとともに、市内の文化財の保全及び活用に努めています。さらに、市内の埋蔵文化財を適切に保護するために「埋蔵文化財センターどきどき」を開館し、埋蔵文化財の調査研究、収蔵保管、普及活用が一体となった事業を行っています。

今後は、「埋蔵文化財センターどきどき」を中心に埋蔵文化財について、さらなる市民への周知のため情報発信に努めていくことが必要です。また、市内には、国、県、市の指定文化財が25件、国の登録有形文化財が1件登録されており、地域の団体などにより保護、保存、継承が図られていますが、文化財に対する意識は必ずしも地域住民に浸透しておらず、文化財に対する市民意識の向上が求められます。

●取り組みの方向

- 民間活力を活用し、芸術・文化や、本市の魅力を市内外に発信する拠点として、さらに、地域のふれあいの場、憩いの場となるように、各種施設の充実に取り組みます。
- 市民が文化財に親しむ機会を充実させ、歴史・文化遺産を継承し文化財の魅力を生かした地域、まちづくりに努めるとともに、文化活動団体との連携や支援に努めます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「気軽に芸術文化にふれられるまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
「歴史・文化遺産が継承され活かされている <u>まち</u> 」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
文化祭の来場者数	3,250 人	4,000 人

●施策

（１）鑑賞機会の提供に努めます

菊川文化会館アエルや中央公民館を活用し、芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。
また、地域のふれあいの場、憩いの場となるよう施設の充実を図ります。

（２）市民の文化・芸術活動を支援します

中央公民館や地区センターでは、各種の教室や講座を開設し、広く市民に芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、文化協会や各種団体と連携し多くの市民に文化芸術活動を広めるため、文化事業を推進します。

（３）文化財の保存・周知・活用を推進します

文化財の保護の意識と郷土の歴史への理解を深めていくよう、文化財の保護・周知・活用を図る事業を推進します。

●関連計画

菊川市文化振興計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

8 スポーツが盛んなまちづくり

●現状・課題

国においては、「スポーツ基本法」で示された基本理念にのっとり、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指しています。また、今後、国内ではラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなど国際的に注目される大きなスポーツイベントの開催が予定されており、これらイベントを契機としてさらにスポーツに親しむことのできる取り組みを推進していくことが求められています。

本市では、「スポーツをとおして市民が健康で、生きがいをもって生活できるまち」の実現に向け「菊川市スポーツ振興基本計画」を策定し、だれもがいつでも気軽に取り組む事ができるよう軽スポーツやスポーツ教室の開催、スポーツ環境の整備などに取り組み、市民一人1スポーツの推奨を通して生涯スポーツの普及に努めています。また、体育館、体育施設や公園などの運営を指定管理者に移行し、サービス向上や経費節減に努めました。また、菊川運動公園多目的グラウンドの改修（人工芝）や利用率の高い和田公園テニスコートの人工芝張替えなどの施設改善も行っています。このほか、体操教室の開催や、NPO法人菊川市体育協会や、スポーツ推進委員などと連携し多くの事業を実施し、「スポーツが盛んなまち」の振興に努めています。

今後は、これまでの取り組みを継続しつつ、いつでも、どこでも、だれでも取り組める運動やライフステージに応じたスポーツを推奨していくことが必要です。また、それらのスポーツ活動を支える施設などの老朽化が目立ってきていることから、施設の改善や整備を検討していくことが求められています。

●取り組みの方向

- スポーツが盛んなまちづくりをさらに進めていくため、NPO法人菊川市体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、ライフステージに応じたスポーツ事業の充実や、だれもがスポーツに触れ合う機会を創出していきます。
- スポーツ施設の計画的な改善や整備を進めます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「誰もが気軽にスポーツに取り組めるまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)		
スポーツ施設年間利用者数	237,984 人	255,000 人 以上

●施策

(1) 誰もがスポーツに触れ合う機会を創出します

いつでも、どこでも、だれでも取り組める運動やライフステージに応じたスポーツを推奨し、運動する人を増やし、市民の運動習慣の実施率を高めます。また、レクリエーションスポーツの普及活動を支援し、スポーツを通じた地域づくりを進めます。

(2) スポーツ活動の場を提供します

スポーツ施設の安全・安心な利用のため、拠点となるスポーツ施設の管理と計画的な改修・整備を進めます。

(3) スポーツ団体・スポーツ活動を支援します

NPO法人菊川市体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、スポーツ事業を開催します。また、体育協会に所属するスポーツ団体やスポーツ少年団などに加え、任意のスポーツ団体など多数のスポーツグループに対する活動支援を行います。

●関連計画

菊川市スポーツ振興基本計画

基本目標 3 活気があふれ地域の良さを伸ばすまち

1 農業振興と次世代農業モデルを推進するまちづくり

●現状・課題

日本の農業をとりまく環境は、食糧自給力の低下、農家人口の長期減少などの課題を抱えています。また、平成 27 年 10 月に大筋合意が成立した TPP が今後発行されることになれば、国際競争への対応などの問題も挙げられ厳しい状況にあります。

本市では、温暖な気候や広い農用地面積などの特徴を活かして、茶や水稻をはじめとした様々な農産物が生産されています。市は、農業の活性化を目的として、農地の集積、担い手の維持・確保や荒廃した農地の復元、農畜産物の積極的な PR など、様々な支援事業を行っています。

あわせて、生産者が安定的な経営を図るため、より収益性の高い作物生産への転換促進や、生産コスト削減、作業の省力化を促すための事業費助成などを行うとともに、農地や農道、用排水施設、ため池などの生産基盤の整備、維持管理を図ってきました。

今後も、農業基盤の整備や経営の安定化に必要な事業を継続するとともに、高い付加価値を持った農畜産物の提供など、農業力の一層の強化が求められています。

また、TPPをはじめとした国際競争への対応ができる体質強化を図っていく必要があります。

●取り組みの方向

- これまでの実施内容をさらに拡充し、TPPをはじめとした国際的な情勢にも対応した施策・事業の展開により、農業の持続的発展を図ります。
- 変化する農業情勢に対応した安定的な農業経営を営むことができるよう地域農業の体質強化を図ります。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「安全・安心で魅力ある農産物が生産されているまち」だと思 う市民の割合（市民アンケート）		
地域特産作物の開発数	0 件	4 件 (累計)

●施策

(1) 菊川型農業モデルの創出を図ります

安定的な農業経営を図るため、担い手への農地集積や高収益作物の研究、経営所得安定対策の実施及び資金的な助成を行います。また、高収益作物との複合経営による儲かる次世代農業や、農業女子が輝けるプロジェクトなどの、菊川型農業モデルの創出を目指します。

(2) 経営感覚に優れた担い手の確保と育成を図ります

地域農業の体質強化のため、後継者の確保、育成や効率的な経営等の指導を行い、他地域との差別化を図り、本市の地域農業の活性化に繋がっていきます。

(3) 農業経営基盤の強化を促進します

農業従事者及び農業所得の減少と高齢化が進むなか、農業の持続的発展を図りつつ食料の安定供給を図るため、中心経営体などが、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売などの経営の多角化などに取り組み、変化する農業情勢に対応した経営感覚に優れた経営体の育成と地域農業の体質強化を図ります。

(4) 農地の適正な管理と利用を促進します

農地は、地域における貴重な資源であることから、農地の転用を規制するとともに、有効利用のため、耕作者による地域との調和に配慮した利用関係を調整し、担い手への農地集積を図ります。

(5) 農業生産基盤の整備と維持管理を行います

農村地域における農業用施設の整備と維持管理を行い、良好な農業環境の維持を図ります。

●関連計画

人・農地プラン

菊川市農業再生協議会水田フル活用ビジョン

菊川市農業振興地域整備計画

菊川市酪農・肉用牛生産近代化計画

基本目標 3 活気があふれ地域の良さを伸ばすまち

2 活力と魅力のある茶のまちづくり

●現状・課題

農業全般をとりまく状況は、国内生産力の低迷や、農家の高齢化、生産性の低下が見られています。一方、平成 27 年 10 月に大筋合意が成立した T P P が今後発行されることとなれば、輸出も含めた茶の販路拡大が期待されます。

深蒸し茶発祥の地である本市では、茶園の維持のため、再編整備にかかる支援や、かん水施設の導入、組織経営体に対する乗用型摘採機購入や残留農薬分析に関する補助、経営改善計画作成支援などを実施しています。

茶業協会においては、グリーンツーリズム事業などにより、市内外への P R を実施するとともに、手揉み保存会の活動や小学生の茶業学習、T-1 グランプリ開催のほか、各団体にて茶文化に触れる機会を設け、茶に関する学習機会の提供や茶文化の継承に努めています。

また、世界農業遺産推進協議会や世界緑茶協会などの団体との連携を図り、茶文化の伝承や農業遺産としての普及啓発、保全活動への支援や海外輸出に向けた研修会などを実施しています。

今後は、茶業の生産性の向上に取り組みながら、菊川茶のブランド化や、茶に親しむ機会の提供など、きめ細かな対応を一層進めていく必要があります。

●取り組みの方向

- 茶農協や担い手、農業生産法人などに対する支援や補助の継続、生産者の独自・直接販売強化、販路拡大に向けて支援していきます。
- 茶業協会と連携し、より効果的な宣伝体制の構築やイベント出展先などの見直しにより、菊川茶の流通の促進を図ります。
- 各種事業を充実させ、より多くの集客を図ることで、菊川の茶文化継承に向けた幅広い学習機会の提供などを継続していきます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「茶の生産が盛んなまち」だと思う市民の割合(市民アンケート)		
茶園管理組織経営体数	4 経営体	16 経営体 (累計)

●施策

（１）活力ある茶業の振興を推進します

将来にわたり生産性の高い安定的な茶業経営体の育成や茶産地維持のための茶園管理の共同化、共同摘採など組織的な茶業経営への転換を進めます。またGAP制度などによる認証取得を進め、環境にやさしい安全安心な茶産地づくりに努めていきます。

（２）茶の消費拡大を図ります

菊川茶の宣伝及び消費拡大事業に取り組む、茶農協や担い手、農業生産法人などに対する支援により、本市の茶業の安定及び発展を図ります。

（３）茶文化を継承します

多くの先人の功労、さらには研究に努められた企業の功績を貴重な文化遺産として再認識し、深蒸し茶発祥の地として引き継いできた茶文化を継承していきます。

●関連計画

菊川市茶業振興計画

基本目標 3 活気があふれ地域の良さを伸ばすまち

3 商工業が活気あるまちづくり

●現状・課題

原油価格の下落、中国経済の減速など、世界の経済は不安定な状況のもと、国内では長いデフレが続くなか、国の経済政策の効果が現れ始めています。しかし、グローバル化の流れのなか、企業の海外への生産拠点移転の加速化、人口減少による市場規模の縮小など、国内経済は厳しい状況が続くことが予想されます。地方においては、若年人口の首都圏への流出や人手不足、経営者の高齢化など首都圏と比べて経済状況の回復は遅れています。

本市の工業は、昭和 50 年代以降 5 箇所の工業団地が整備され、全ての用地に企業が進出し、雇用の場の創出と地域振興が図られ、工業団地では 72 社が操業し、団地以外でも 30 人以上の従業員を抱える事業所は 19 社が操業しています。

商業では、高度成長期に発展した商店街は高齢化と後継者不足により活力が低下しており、中心市街地では、集客事業により賑わい創出に向けた取り組みが行われています。

今後は、工業の振興については、新たな進出企業の獲得に向けて、進出を受け入れる工業用地の確保が求められています。

また、商業については、新たな大型店やサービス産業の進出により賑わいを見せる地域があるなか、特色を活かしたがんばる商業者も増える傾向にあり、継続して操業に邁進する小規模事業者や新たに創業を志す事業者に対する一層の支援が必要とされます。

加えて、人・ものの流れが活発で、だれもが活躍できる就労の場が必要です。

●取り組みの方向

- 人口の減少対策として重要な雇用の場の確保を図るため、既存事業所の継続操業の支援、新たな進出企業の確保に取り組みます。
- 「人」の流れを生み、「もの」「金」の流通につながる賑わい創出事業、小規模事業者の操業支援、新たな創業の支援に取り組みます。
- 地域経済の活力となる労働力を高めるため、若者、女性などの就業機会の拡大に取り組みます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「買物がしやすいまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
「企業（工業関係）に活力がある <u>まち</u> 」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
事業所数（二次産業・三次産業の計）	1,738 事業所	1,800 事業所

●施策

（１）就労機会の拡大を図ります

従業員のワークライフに合わせた労働環境の改善に取り組む企業の拡大に努めます。

また、セミナー・研修会・情報交換会の開催により、労働力の向上と就業機会の拡大や、シニア世代などの技術・能力が活かされる就業マッチングの機会拡大を図ります。

（２）がんばる商業者を応援します

地域の賑わい創出と活性化に向け、がんばる小規模事業者、新たな創業者を支援するとともに、賑わいづくりと交流人口の増加を図るため、市民が主体となる魅力発見・情報発信事業を支援します。

また、新たな産業、商品開発などの推進を図るため、農・商・工業の連携、産官学の連携を図ります。

（３）市内企業の応援と進出企業の獲得に努めます

既存企業との友好関係の構築により、市内継続操業を支援します。

また、遊休地情報の収集と提供により、進出企業の獲得に努めることや、新たな工業用地の確保に向け、工業団地の造成計画を検討します。

●関連計画

第３次菊川市男女共同参画プラン

菊川市子ども・子育て支援事業計画

菊川市創業支援事業計画

菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 3 活気があふれ地域の良さを伸ばすまち

4 人が訪れるまちづくり

●現状・課題

国や地方公共団体、関係団体が連携して取り組む観光政策により、外国人観光客数は増加しています。しかし、訪日客の多くは東京周辺の観光から、箱根、富士山、名古屋などを經由して関西を巡る、いわゆるゴールデンルートを周遊する傾向にあり、旅行先に偏りが見られます。

本市は市内に J R 東海道本線菊川駅や東名高速道路菊川インターチェンジを有し、富士山静岡空港にもアクセスしやすい立地条件にありますが、他市と比べて交流人口が少ない状況にあります。

そのため、交流人口の増加に向けて、様々なイベント開催や、ウォーキングと情報発信を組み合わせた賑わいづくりなどに取り組んでいます。

また、県外や国外からの来訪者数を増やすため、空港周辺の市町と連携し、集客事業を行っています。このような取り組みの結果、ゴルフを目的とした県外からのツアー客が増加するなどの効果が現れています。

平成 26 年 4 月に誕生した、市のマスコットキャラクター「きくのん」を市内外のイベントに積極的に参加させ、市の認知度の向上に努めています。

今後、さらなる交流人口増加に向けて、宿泊施設や旅行業者との連携や市民との協働による地域資源の活用、情報発信の充実が求められます。

●取り組みの方向

- さらなる交流人口の増加を図るため、市民力を活用したリアルタイムで多様性に富んだ情報発信に取り組むとともに、広域的な連携を図ります。
- 継続した交流人口の獲得に向け、歴史を大切にしながら新たな魅力を求める市民や事業者が主役となるイベントの開催、交流事業や情報発信事業の取り組み支援を行います。
- マスコットキャラクターの「きくのん」を活用し、全国に向けて市の認知度向上を図ります。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「観光や地域間交流など人の交流が盛んなまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）		
観光交流客数	364,659 人	400,000 人

●施策

（１）市民力による魅力発信を支援します

民間事業者や市民団体による情報発信を支援するとともに、市民目線のパンフレット作成や市民主導のイベントの開催を推進します。

また、人のつながりによる交流機会の拡大に向け、出展PRでは事業者・市民参加型の事業展開を図ります。

（２）マスコットを活用した情報発信を行います

マスコットキャラクターの集客力を活かし、市内のイベントを盛り上げ、情報発信に努めます。また市外、県外のイベントに積極的に参加し、本市の認知度向上に努めます。

（３）広域市町と連携した交流人口の増加を図ります

富士山静岡空港周辺や中東遠地域を中心とした市町と連携し、交流人口の増加につながるPR事業や誘客事業を行うとともに、宿泊施設や大型商業施設との連携を図り、宿泊や購買につながる交流人口増加に向けて取り組みます。

●関連計画

菊川市文化振興計画

菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 3 活気があふれ地域の良さを伸ばすまち

5 消費者が安心して暮らせるまちづくり

●現状・課題

インターネットの普及や経済社会のグローバル化により、ネット通販や消費の多様化によって生じる消費者問題が増加しています。また、高齢者が巻き込まれるトラブルも発生しています。

本市では、平成 22 年 4 月に消費生活センターを設置し、市民から寄せられる相談に対応してきました。電話、窓口で相談に応じることにより、相談者の都合に合わせた柔軟な対応を行っています。
あわせて、関係機関との連携を密にし、迅速で適切な対応に努めています。

消費生活相談の基盤整備は進んできましたが、相談内容が広範囲にわたり、複雑、高度化してきており、消費生活相談員の確保、研修会などによる相談員の資質向上を図るなど、相談体制の拡充が必要です。

●取り組みの方向

- 国・県などの専門機関、弁護士会などとの連携を図り、消費者からの相談対応の強化に取り組みます。
- 高齢者、障がい者などの消費者被害を未然に防ぐため関係機関との連携や体制整備、研修機会の拡大に取り組みます。
- 消費生活センターにおける消費生活相談員の確保など、相談体制及び機能強化に取り組みます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「消費者が悪質商法の被害に合わない消費者保護の取り組みがされているまち」 だと思う市民の割合（市民アンケート）		
消費生活センター相談件数	197 件	100 件

●施策

(1) 消費者被害の軽減に努めます

消費者被害の未然防止に向け、警察署、民生委員、ケアマネージャーなどと連携した見守りネット体制の充実と研修機会の拡大に努めます。

また、広報などを活用して消費者被害に遭わないための意識啓発に努めます。

(2) 消費生活センターの機能を強化し、消費者の保護に努めます

消費生活センター機能の強化に向け、消費生活相談員の確保と知識習得の機会拡大に努めます。

また、消費者団体、弁護士会など、外部機関との連携に加え、行政内における医療・福祉・教育分野との連携を図り、消費者の安全確保に取り組みます。

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

1 防災力を高めるまちづくり

●現状・課題

平成25年5月に内閣府が公表した、南海トラフ巨大地震モデル検討会のケースでは、市内における最大震度が7と想定されており、平成25年11月に静岡県が公表した第四次地震被害想定（第二次報告）において、市内でも大きな被害の発生が危惧されています。

あわせて、本市は中部電力浜岡原子力発電所に関する原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に含まれていることから、県が策定を進めている「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づく市の避難計画の策定が求められています。

一方、近年の地球温暖化の進行に伴い、巨大台風や集中豪雨などの自然災害も増加しています。

本市では、地域防災計画に基づき備蓄資材の充実・災害時相互応援協定の締結などを行うとともに、自主防災会の防災資機材の整備に対する補助金を交付するなど、防災体制を強化しています。

また、ハザードマップの作成や市民防災講演会の開催、消防機関誌の発行、防火ポスターコンクールの開催、住宅用火災報知器の設置により、防災・防火意識の高揚に努めてきました。

さらには、建物の耐震化に向け、耐震性が低い住宅の補強計画策定及び補強工事に対する支援、土砂災害防止に向けた急傾斜地崩壊対策事業、重要水防箇所に対する浸水対策事業などを関係機関と連携し進めてきました。

今後は、各種災害に備えるため、さらなる防災意識・防火意識の高揚と知識の普及による、地域の防災力の向上を図っていく必要があります。

●取り組みの方向

- 市民の生命・財産を災害から守るため、引き続き「自助」・「共助」の意識を広く普及することに努めます。
- ハードとソフトの防災対策を効果的に組み合わせた事業を推進します。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「災害に備え防災対策が整っているまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)		
「地域が防災・防火活動に取り組んでいるまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)		
住宅の耐震化率	84.2% (H25)	95.0%
地域防災訓練 (12 月) への参加者数	14,318 人	15,000 人

●施策

(1) 災害に強いまちをつくります

地震による人的被害を抑えるため、耐震性が低い住宅などの耐震化を促すとともに、近年の**大雨などの異常気象**により多発が懸念される水害などに対応するため、計画的な河川改修や雨水流出抑制対策及び急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

また、**火災発生を減らすため**、市内事業所などの防火・保安体制の強化を図ります。

(2) 自主防災組織の体制及び連携強化を図ります

自主防災会の防災力の向上と、地域ぐるみによる防災活動を推進するため、地区防災連絡会の立ち上げと組織力の強化を図ります。

(3) 市民の防災意識の高揚を図ります

市民の防災意識の高揚を図るため、住宅用火災報知器の設置推進に伴う調査の実施、幼少期からの親子防災教室や防火教室への参加促進、**防災講演会や原子力市民学習会**の開催など防災に対する情報を積極的に発信します。

(4) 市民の防災活動への参加を推進します

年齢や性別を問わず、積極的に参加できる防災訓練を実施するとともに、応急手当協力事業所の認定及び普通救命講習会を開催して市民の救命率の向上を図ります。

(5) 避難情報の適切な伝達と避難体制の強化を図ります

市民のニーズにあった情報を提供できるよう、また、災害時に確実に情報が伝達できるよう、情報を多重化して発信**するとともに**、各自主防災会と連携し、避難体制の周知・確認・見直しなどを進めます。

また、**原子力災害広域避難計画**を策定し、市民に周知することで避難体制を確立します。

●関連計画

菊川市耐震改修促進計画

菊川市地域防災計画

菊川市水防計画書

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

2 交通事故・犯罪のないまちづくり

●現状・課題

県が行った課題調査における防犯及び交通事故に関する意識項目によると、交通事故に遭うのではないかと不安を感じている人の割合は7割を超えており、依然として多くの県民が、「スピード違反」や「信号無視」など、交通事故に直結する交通違反に不安を感じています。

また、犯罪遭遇への不安感も依然として高く、「空き巣」や「車上ねらい」など日常生活のなかで身近に発生する犯罪に対して不安を感じていることが認められます。

このような状況のもと、本市では、交通事故を未然に防ぐため、菊川警察署、菊川市交通安全会、交通指導隊など関係団体などと連携し、啓発活動、交通安全教室や安全安心まちづくり市民大会などを実施しています。

また、縁石部への反射材の設置や区画線などの引き直しなどの整備を進めるとともに、各関係機関との合同点検により登下校指導の徹底やグリーンベルトの設置など、通学路の安全対策を実施しているため、交通事故は年々減少傾向にあります。

防犯については、「犯罪不安0（ゼロ）運動」推進キャンペーンなどを実施するとともに防犯灯の設置、防犯パトロールなど、菊川警察署、防犯協会など関係団体と連携し、街頭キャンペーンや高齢者の振り込め詐欺防止教室、薬物乱用・非行防止教室の実施など防犯対策に努め、市内の犯罪認知件数は年々減少しています。

今後も、地域住民の生活において、交通事故、犯罪がない、より一層安全で安心な環境づくりを進めていく必要があります。

●取り組みの方向

- 交通安全意識のさらなる高揚と交通安全施設などの整備に引き続き努めます。
- 高齢者を対象とした交通教室の開催を充実するとともに、運転免許証の自主返納制度について周知を図ります。
- 交通安全施設については、歩行者や自転車通行の安全確保対策を進めるとともに、安全協会や学校などと連携し、通学路の安全点検を行うなど、ハードとソフトの両面から交通事故防止に努めます。
- 防犯灯の設置や防犯パトロールを継続するとともに、市民、警察、企業、学校、行政の連携を密にし、地域ぐるみの見守り体制を強化していきます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「交通事故の危険が少ないまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）		
「身近に犯罪がなく安心して暮らせるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）		
交通事故年間発生件数	314 件	300 件
刑法犯罪認知件数	234 件	200 件

●施策

（１）交通事故を減らすため交通安全活動を推進します

交通事故を未然に防止するため、市民の交通安全意識の高揚とともに、菊川市交通安全会及び交通指導隊による啓発活動や交通安全教室などを実施します。

（２）交通安全施設の整備を進めます

道路管理者・警察・自治会・学校・教育委員会・市による合同点検を行います。また、ハードとソフトの両面からの通学路の安全を確保します。

（３）犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します

犯罪のない明るい地域社会をつくるため、地域ぐるみによる防犯体制の強化や活動を促します。

●関連計画

菊川市都市計画マスタープラン

菊川市空家等対策計画

第 1 次菊川市国土利用計画

第 10 次菊川市交通安全計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

3 消防力を高めるまちづくり

●現状・課題

近年は、地球温暖化の影響による自然災害や東日本大震災などの広域的な大規模災害の発生など、予断を許さない状況にあります。

本市では、新たな防災拠点となる消防庁舎が完成、平成 26 年 4 月から新庁舎での業務を開始しています。また、地域防災の要としての消防団蔵置所について、耐震性に課題のある 5 か所の蔵置所の建替え整備を平成 26 年度から順次進めています。

施設の整備や的確な装備強化、通信指令業務の共同運用によって、現状の消防力が効果的に発揮され、さらに関係機関との合同訓練などにより連携のとれた組織的な災害活動が図られています。

署内では、4 月から 5 月にかけて災害救助の基本訓練を集中的に 2 ヶ月間実施し、その後は定期的に毎月 2 回の各種訓練を実施しています。また、救急救命士を中心とした救急隊は、中東遠地域の各病院で開催される、救急事案に対しての事後検証会やドクターヘリコプター事後検証会など各種研修や病院実習に参加しています。

今後は、複雑化・多様化・高度化する火災、救急などの各種災害への対応や大規模災害時における対応が可能となるよう、さらなる消防力の強化が求められています。

●取り組みの方向

- 発生頻度の高まる自然災害や社会構造の変化により多様化している各種災害から、市民の生命・身体・財産を守るため、迅速かつ的確な災害対応ができるよう、各種研修、実習教育による専門的知識及び技術習得に取り組みます。
- 実践的訓練によって消防団や消防防災航空隊など関係機関との連携を図り、組織的な活動能力の向上に努めます。
- 大規模な防火対象物における災害時の活動強化に取り組みます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「防災・救急体制が整備されたまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
消防団員数比率	87. %	95. %

●施策

（１）消防施設・設備・体制の充実強化を図ります

火災を**はじめ**とする各種災害に的確に対応するため、消防の拠点である庁舎を**はじめ**、緊急車両や資**機**材の適切な維持管理、的確な整備などを進め災害対応力の強化に努めます。

（２）消防技術の向上を目指します

災害による被害軽減を目指し、複雑多様化する災害現場での、迅速かつ的確な活動のための技術、能力向上に努めます。

消防隊、救助隊、救急隊による、各種災害に対応する実践的訓練のほか、大規模防火対象物**など**の災害対応をマニュアル化します。

また、消防戦術**など**の教育研修や救急救命士の病院実習を行い、災害対応の充実を図ります。

（３）消防団の防災力の維持・向上を図ります

地域防災の担い手である消防団の処遇や活動環境の推進及び資**機**材**など**の装備強化を行い、地域防災力の強化を図ります。

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

4

豊かな自然や住みよい環境を未来へつなぐまちづくり

●現状・課題

地球温暖化の影響は年々深刻となり、再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷に配慮する社会づくりが重要となっています。

本市では、太陽光や太陽熱利用に対する補助制度などにより、家庭での新エネルギーの利用促進に努めています。また、エコアクション 21 について、セミナー開催や、本庁舎をはじめ市庁舎関係施設で段階的に対象施設を拡大して認証取得を進めています。

また、地域住民やNPO法人との協働で、棚田や里山の保全、育成を図るなど、自然環境の保全に取り組んでいます。各種団体と連携してごみの減量や3Rに取り組み、1日1人当たりのごみ排出量は少なく、リサイクル率は静岡県内でも高い水準にあります。

本市のシンボルである一級河川菊川は、市街化の進展や生活様式の変化などにより、水質の悪化が進んだ時期がありました。このため水質汚濁防止法に基づく市内事業所への立入検査、市内河川における定点水質調査などを実施するとともに、下水道事業や合併浄化槽の設置を進めた結果、水質の汚れを表す数値は環境基準以下となっており、水質の改善が図られています。

また、市民団体や小中学校を対象に環境学習を実施するなど、意識啓発にも取り組んでいます。

今後も、これら環境保全や循環型社会の形成に向けた取り組みは、一過性のものとせず、継続して実施することが必要です。

●取り組みの方向

- 市全体で地球温暖化防止対策に取り組むため、行政が先導的に取り組むとともに、市民や事業者が実施する取り組みの普及啓発や新エネルギーの導入促進を図ります。
- 自然の恵みや豊かさを実感し理解を深めるために、棚田など地域資源を活かしたエコツーリズムを推進します。
- 市民・事業者・行政が一体となって、3Rを総合的に推進し、ごみの減量・資源化を推進します。また、さらなる水質浄化に向けて、定常的な検査と排水処理対策を充実します。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「市民や企業が環境保全に取り組むまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)		
「水質が保全され川がきれいなまち」だと思う市民の割合 (市民 アンケート)		
水質環境基準の達成状況 (BOD値) ・ 菊川：高田橋 (2.0mg/ℓ 以内)	環境基準 2.0 mg/ℓ 以内の維持 (H27 現状値 1.2 mg/ℓ)	
水質環境基準の達成状況 (BOD値) ・ 牛渕川：堂山橋 (3.0mg/ℓ 以内)	環境基準 3.0 mg/ℓ 以内の維持 (H27 現状値 2.3 mg/ℓ)	

●施策

(1) 地球温暖化対策・自然環境の保全を推進します

化石燃料に代わる温室効果ガス排出削減の有効な手段として、再生可能であるクリーンな新エネルギーの導入促進を図るとともに、行政が先導的に地球温暖化対策の推進や市民、事業者における地球温暖化防止に向けた取り組みの普及啓発に取り組みます。

また、市民による棚田や里山の保全・育成の支援やPRを行なうとともに自然や農業を体験できるエコツーリズムを推進し、自然環境保全活動の促進を図ります。

(2) 水質浄化・生活環境の改善を進めます

工業排水の水質に関して監視・調査を行うなど、水質浄化に向けた対策に取り組むとともに、家庭でできる生活排水対策の普及徹底や市民による河川の水質調査を実施します。

また、公共下水道や合併浄化槽のより効率的・効果的な整備を推進します。

(3) 循環型社会の推進を図ります

リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用) の3Rを総合的に推進し、ごみ減量と再生利用に取り組みます。

また、説明会や講座などの実施により、ごみ減量意識の高揚を図ります。

(4) 適正な污水处理施設の管理・運営を進めます

予防保全を軸とした下水道施設の維持管理や災害リスクを考慮した管理運営に取り組みます。

また、污水处理サービスの安定的な継続のため経営健全化に取り組みます。

●関連計画

菊川市環境基本計画 (後期基本計画)
第2次菊川市地球温暖化対策実行計画
菊川市一般廃棄物処理基本計画
菊川市森林整備計画書

菊川市鳥獣被害防止計画
第11次鳥獣保護管理事業計画
菊川市公共下水道事業中期経営計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

5

良好な住環境や道路・公園を次世代に引き継ぐまちづくり

●現状・課題

今後も人口減少が見込まれるなか、各自治体は、移住・定住施策など様々な取り組みを実施しています。そのなかで、「選ばれるまち」として、住宅や道路、緑地、公共交通などの社会基盤が整備された、良好な住環境が求められています。

本市では、日常生活の安全性や利便性の向上を図るため地域・集落間を結ぶ生活道路や、市内外を結ぶ幹線道路の整備を進めています。公園については、街区公園を整備するとともに、市民などとの協働による維持管理に取り組んでいます。

また、これまで橋梁や道路施設などは損傷が著しくなった際に補修をするといった事後保全の維持管理を行ってきました。しかし、異常箇所の発見が遅れ重大な事故を引き起こす恐れもあることから、損傷が軽微なうちに補修を行う予防保全の維持管理を実施しています。

市内の一部の空家について、周辺環境に悪影響を及ぼす空家を特定空家と認定し、必要な措置を行うなど、住みよい環境づくりを推進しています。

また、ＪＲ東海道本線菊川駅を公共交通の拠点として民間路線バスが運行され、さらに民間路線バスを補完するコミュニティバスを平成 19 年 4 月から運行し、平成 26 年度までに 26 万人余の方が利用していますが、利用者は年々減少傾向にあります。

市営住宅については、計画的に長寿命化を進めています。

今後も、良好な住環境を維持していくため、道路をはじめとした都市基盤整備や、ＪＲ東海道本線菊川駅周辺の有効利用をはじめ適正な土地利用の誘導が求められます。また、交通弱者に配慮したより利便性の高い交通手段が求められています。

●取り組みの方向

- 土地区画整理事業を行い、良好な住環境の整備を進めます。
- 特定空家の指導や生活環境の保全を図るとともに、市内への移住または定住を促します。
- 未着手、未整備の計画道路について、計画の再検証と必要な見直しを行います。
- 既存の路線バスを確保するとともに、交通事業者と連携し、コミュニティバスを含めた多様な交通手段の導入について、地域公共交通会議で検討します。
- 点検結果に基づき、損傷度・緊急度に応じて橋梁や道路施設の補修を行います。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「市内外にスムーズに移動できる道路整備がされたまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
「利用しやすい交通手段が確保されたまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
「市民の憩いの場として整備された公園があるまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
都市計画道路の整備率	63.5%	65.5%
コミュニティバス 1 日当りの利用者数	125 人/日	145 人/日

●施策

（１）良好な住環境をつくります

社会情勢の変化に応じ、地区計画制度による住宅地の整備や土地区画整理事業により、**良好な住環境をつくるとともに、ＪＲ東海道本線菊川駅北側など、ポテンシャルを活かしたまちづくりを進めます。**

また、空家等対策計画に基づき、地域環境に深刻な影響を与える特定空家などについて必要な措置を行い、良好な住環境の保全とともに、空家の有効活用を推進します。

（２）幹線道路や生活道路を整備します

都市計画区域内の円滑な交通体系を確立し人や物資の流通を活性化させるため、都市計画道路の再検証・見直しを行**う**とともに、交通量を分散させ交通渋滞を緩和し、道路周辺環境の改善が図られるよう幹線道路を整備します。また、通学・通勤など市民の日常生活で利用する**生活道路**を整備します。

（３）公園**など**の整備を進めます

市民への「やすらぎ」の提供や、地域の活動の場として利用できるように、安全面にも配慮した公園を整備するとともに、市民や地域団体などとの協働による適切な維持管理を推進します。

（４）交通事業者と連携して交通手段の確保に努めます

交通弱者の移動手段確保にあたって、交通事業者との連携に努めます。

（５）橋梁や道路施設を適切に維持管理し、**長寿命化を図ります**

橋梁や道路などについて、点検による状況把握や診断により、将来的な損傷・劣化などを予測しつつ、最も費用対効果の高い維持管理を実施します。

（６）市営住宅を適切に維持管理し、**長寿命化を図ります**

市営住宅の適切な維持管理と屋根及び外壁などの計画的改修により、建物の長寿命化を図ります。

●関連計画

菊川市都市計画マスタープラン 第 1 次菊川市国土利用計画 菊川市橋梁長寿命化修繕計画
 菊川市営住宅等長寿命化計画 第 10 次菊川市交通安全計画 菊川市空家等対策計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

6 上水道が安全に安定して供給されるまちづくり

●現状・課題

今日、水道事業においては、施設の大規模な更新が到来しており、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、直面する課題に適切に対応していくことが求められています。

本市の上水道事業は合併後の平成 22 年 2 月に、2 つの水道事業を統合し創設されました。

安全かつ良質な水道水の安定供給に努め、現在は配水 2 系統による安定した供給を行っています。また、市内 2 箇所にあった浄水場を平成 25 年度に統合し、効率的な運営を図っています。

水道事業経営については、効率的な運営の観点から水道料金の賦課・徴収業務を平成 20 年度から外部に委託しています。

今後も、安心な水道水の安定供給の維持とともに、事業の合理化による健全な水道事業の運営が求められます。

●取り組みの方向

- 水道事業の基本理念である「みんなで創るみんなの水道」に基づいて、「安全な水道」、「強靱な水道」、「水道サービスの持続」を進めていくため、より良い水道事業の運営に努めていきます。
- 持続可能な水道事業を実現していくために、水道事業経営の現状を分析・評価し、中長期的な視点で効率的かつ効果的な水道施設の管理運営を行っていきます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「上水道が安定して供給されているまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)		
上水道有収率	85.7%	90.0%

●施策

(1) 安定した水資源の確保と総合的な水質管理体制の構築を図ります

市民に水道水を安定して供給ができるよう、静岡県大井川広域水道企業団から受水を行うとともに、自己水源を適正に維持・管理します。また、水質検査計画を基に、水質基準に適合した安全で良質な水道水供給のため、浄水場における適切な水質管理及び検査を実施します。

(2) 管路の整備及び改良を進めます

計画的な管路整備と改良工事を進めることにより、水道水の安定供給の確保と有収率の向上を図ります。また、あわせて管路耐震性の強化を図り、災害時における安全・安心な水道水の供給を図ります。

(3) 水道施設の管理及び整備を進めます

水道施設の構造的脆弱性の解消のため、施設の耐震化に向けた改良や老朽化した施設の更新を行います。また、施設の安全性を維持するために設備の更新を進めます。

(4) 安定財源の確保を図り、健全な事業経営を継続させます

人口減少社会の進展や社会情勢の変化により給水収益が減少するなか、健全な事業経営を継続していくため、水道料金の適正化を図ります。また、安定した財源確保のため、水道料金収納率の向上に努めます。

●関連計画

水道施設管路耐震化計画

菊川市水道事業中期経営計画

菊川市水質検査計画

基本目標 5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち

1 市民と行政との協働によるまちづくり

●現状・課題

現代は、個々のライフスタイルがより尊重される「個人主義」の時代といわれています。一方、個人主義が過度に浸透すると、地域社会での支え合いや助け合いが行われにくくなるという面も生じるといわれています。

本市では、地域を核とした、コミュニティ協議会の設立を推進するとともに、市民活動推進講座の開催や市民活動ガイドブックの作成などにより、市民活動の活性化に取り組んでいます。また、コミュニティ協議会やNPO法人などの市民活動団体の活動を支援するため、1%地域づくり活動交付金制度を創設するとともに、まちづくり出前行政講座を**実施**し行政情報を提供しています。しかし、団体組織内の高齢化、人材不足などにより、今後の活動の継続性に懸念もあります。複雑多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、行政と市民、市民と企業など異なる分野がつながり協働するための中間支援機能の充実が求められます。

広報や広聴事業については、広報菊川、ホームページ、Facebookによる市政情報などの提供や、市政情報のオープンデータ化を行い、公共データの活用を促進しています。まちづくり懇談会では、市民に身近なテーマの情報提供、意見交換のほか、パブリックコメントなどにより市民意見の把握・反映に努めています。

また、地域間友好交流や災害協定を結ぶ**長野県**小谷村とは、市内のイベントへの参加、雪のプレゼントなどがあり交流を深めています。加えて、災害応援協定の締結を縁に**山口県**下関市、**愛知県**小牧市、**岩手県**滝沢市との交流も進めています。

今後は、市民と行政が、地域社会での支え合いや助け合う市民協働の視点を持ち、これからのまちづくりを進めるなど、市民レベルでの交流機会の創出や交流活動が求められています。

●取り組みの方向

- 市政情報の提供や市民からの意見聴取を行うとともに、市民協働の4つの主体(市民、NPO法人、行政、企業)によるまちづくりを**さら**に推進します。
- 行政を中心とした交流から市民レベルでの交流に繋がるよう交流機会の創出や交流活動の支援のあり方について協議します。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「地域のコミュニティ活動などが市のまちづくりに活かされているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）		
「広報誌・市ホームページ・出前講座などを通して市の情報が発信されているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）		
市ホームページへのアクセス件数（年間）	284,361 件/ 年	315,000 件/ 年
市民協働センターへの団体登録数	0 団体	90 団体

●施策

（１）地域のために活動している市民や団体を支援します

協働推進の拠点となる菊川市市民協働センターを平成 28 年 4 月に設置し、1 %地域づくり活動交付金制度の見直しやコミュニティ協議会への支援を引き続き行うことにより、地域のために活動している市民や団体を支援します。

（２）まちづくりを進めるために市政情報を共有します

市民が市政を理解し行政と一緒にまちづくりを進めるため、幅広く市政情報などを提供するとともに、市民の意見を聞く機会を設定します。

（３）地域文化の交流を通して人のつながりを地域の活性化に活かします

地域間交流活動の機会を創出することで、地域の活性化や人的ネットワークの構築を図ります。

基本目標 5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち

2 まちの元気・魅力が発信されるまちづくり

●現状・課題

人口減少社会への対応として、東京一極集中を是正し、地方の自立的な取り組みを促す「まち・ひと・しごと創生法」が平成 26 年 11 月に成立しました。全国の自治体は地域の特色を活かした人口ビジョン・地方版総合戦略を策定し、地方の活性化に向けて様々な施策を実施しています。

本市においても、進学によるものと推定される若年層の市外への転出が増加しています。また、将来推計では、生産年齢人口は今後も減少し、少子高齢化の進展が予想されます。

このような状況のもと、本市では広報活動として、市内の行事を積極的に報道機関へ提供し新聞記事掲載に努めるとともに、テレビCMによる知名度の向上、ホームページや Facebook による情報提供など、メディアの特性に応じた情報発信に取り組んでいます。

また、市長定例記者会見により、市政や特色あるイベントに関する情報を発信しています。

今後は、従来の広報活動に加えて、市外からの移住・定住につながるよう、市の魅力を発信していくことが求められます。

●取り組みの方向

- 本市の知名度向上に向けて、市の魅力を掘り起し、メディアを利用し、効果的な情報発信を行います。
- 人口減少・少子高齢社会に対応し、東京一極集中を是正するため高校生を含めた若年層へ本市の魅力を発信します。
- 移住・定住につながる住まいと仕事に関する情報について、対象者を絞り、ニーズに応じて提供します。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「市内外に市の魅力が発信されているまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)		
「菊川市に行ったことがある」「菊川市を知っている」と回答した人の割合 (インターネットアンケート)		
新聞（静岡・中日）への掲載件数（年間）	377 件	410 件

●施策

（１）知名度向上に向けて情報を発信します

人口減少社会が進むなか、住んでよかった・住みたくなるまちとして選ばれるように、知名度向上のための情報発信を行います。

（２）移住・定住に関する情報を積極的に発信します

人口減少・少子高齢社会において、本市が住み続けたいまち、住みたいまちとして若者・子育て世代に選ばれるために、本市の魅力を際立たせながら、移住・定住につながる情報を積極的に発信します。

●関連計画

菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 性別、国籍を超えた共生社会を推進するまちづくり

●現状・課題

経済のグローバル化や少子高齢化などにより、多様な人材を活用した社会を構築していくことが求められており、その実現のためには、性別、国籍などを問わず、多様な人たちの基本的な人権を擁護していく必要があります。

本市では、第2次菊川市男女共同参画プランにおいて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを5つの重点目標に定め推進してきました。その結果、「男女共同参画社会づくり宣言事業所数」は平成22年当時6団体であったものが、27年12月末現在では、15団体に増加しました。各種審議会などへの女性の登用率なども微増しています。加えて人権相談、街頭啓発活動など人権擁護活動も推進しており、人権についての関心や理解を深めさせることもできてきましたが、男女共同参画に関する意識の浸透や女性が社会で活躍していくための仕組みなどが十分な面があります。

また、日本人と外国人との相互理解を深めるため、第2次菊川市多文化共生推進行動指針を策定し、行政情報の多言語化やポルトガル語の通訳の配置などを行うとともに、外国人集住都市会議へ参加し外国人市民に対する施策や活動状況に関する情報交換を行いました。近年は、南米系だけでなく、フィリピンや中国などのアジア系の外国人市民も増えており、ポルトガル語以外の言語の対応を検討していく必要があります。

今後は、女性が社会に参画・活躍していく仕組みや、外国人が暮らしやすい環境づくりなど、基本的な人権を擁護していくことが求められています。

●取り組みの方向

- 第3次菊川市男女共同参画プランの策定により、女性の社会参画をさらに促進する取り組みや女性の職業生活での活躍を促します。
- 第3次菊川市多文化共生推進行動指針の策定により、多文化共生の相互理解の促進や外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。
- 人権相談、街頭啓発活動など行い人権擁護活動を推進していきます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
「文化や国籍が異なる人々が共に暮らしやすいまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
市協議会、委員会などの女性登用率	26.5%	33.3%
多文化共生サポーター数	0 人	10 人

●施策

（１）男女が平等な立場で参画できる社会づくりに取り組みます

第３次菊川市男女共同参画プランを策定し、女性の社会参画をさらに促進する取り組み及び女性の職業生活における活躍の推進を図ります。

（２）外国人が暮らしやすい環境を整備します

第３次菊川市多文化共生推進行動指針に基づき、多文化共生の相互理解の促進や外国人が暮らしやすい環境整備を推進します。

（３）人権擁護活動を推進します

市民の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、人権相談や街頭啓発活動、また市内幼保、小・中学校への人権教室などを行い、人権擁護活動を推進していきます。

●関連計画

第３次菊川市男女共同参画プラン

第３次菊川市多文化共生推進行動指針

4 未来に向かって行財政機能をもつまちづくり

●現状・課題

市民のニーズや地域が抱える課題が複雑化・多様化しており、行政だけでは対応が難しいことから、市民、団体、企業、**学校**といった様々な主体が行政と共に対応方策や新しい価値を生み出していくことが求められています。

本市では、「最小の経費で最大の効果を上げる」ための組織を目指して、市役所に求められる機能を高めるため、組織づくりを進めてきました。また、職員の知識や経験、能力に応じた人事配置とともに、意欲を引き出す人事評価制度を運用するなど、組織力の向上に努めてきました。

また、ICT（情報通信技術）を活用した庁内情報システムや電子申請システムなどを導入し、業務の効率化、市民の利便性向上を図っています。

市民アンケート結果や業務棚卸表を活用した行政評価により、市民満足度を重視した行政サービスを行っています。また、指定管理者制度の導入、ネーミングライツ事業など民間の活力を導入し、自治体の経営改善に取り組んできました。

合併以降、行財政改革や公債費適正化計画、基礎的財政収支の黒字化**など**の取り組みにより、市債残高や債務負担額は減少しておりますが、一方で社会保障費の増加、今後予想される人口減少による税収減が見込まれています。

今後も、社会情勢の変化に柔軟に対応**することや、健全な行財政基盤を確立し**、多様な行政サービスに対応するため、これまで以上に企業や団体などと行政が互いに連携していくことが不可欠となっています。

●取り組みの方向

- 引き続き、新たな行政需要や多様化する市民ニーズに応えるため、機能的な市役所組織の構築**や広域連携**に努めていきます。
- ICTを活用し**さら**に効率的な行政運営を目指します。
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）施行開始に伴い、**さら**なる市民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、地域の特性に応じた利活用を検討し推進していきます。
- 健全な行財政基盤を確立するため、効率的な行政運営・積極的な歳入確保・公営企業会計の健全化と事業会計の安定化・財政基盤の強化・公有財産の最適管理に取り組めます。

●政策指標	現状値	目標値 (平成 37 年度)
「効率的・効果的な行財政運営が行われているまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）		
将来負担比率	58.1% (H26 決算)	40.0%

●施策

（１）市役所の組織力を向上します

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに応えるため、機能的な市役所組織の構築に努めるとともに、そこで働く職員の「活力」と「能力」を高めます。

（２）ＩＣＴ（情報通信技術）を活用し効率的な行政運営をします

ＩＣＴを活用し効率的な行政運営ができるよう、システムの安定稼働と利活用の推進、新たなシステムの検討と導入を行います。

（３）健全で安定した行財政運営を構築します

良質で充実した市民サービスの提供と効率的・効果的な行財政運営を目指します。

（４）新公共経営による行政運営を推進します

民間企業の経営手法を行政運営へ積極的に導入し、効率化や市民サービスの向上を目指します。また、民間企業、関係団体、学校などと行政が連携を深め、「共創」の取り組みを進めます。

（５）他市町との広域連携を推進します

遠州広域や三遠南信が交流し連携することで、広域的な課題を解決するとともに、人と人との交流を通じて、市民や行政が刺激を受け、活力を生みだします。

●関連計画

菊川市新行財政改革推進方針

菊川市ＣＡＰＤお！

菊川市公共施設等総合管理計画

菊川市長期財政計画

菊川市人材育成基本方針

菊川市定員管理計画

第5章 基本構想の推進に向けて

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を示します。

（１）協働と自主自立によるまちづくりの浸透と実践

協働と自主自立によるまちづくりとは、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を持って、お互いに協力し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという責任を持ってまちづくりに取り組むものです。これを浸透させるには、市民と事業者、行政がお互いを良きパートナーとして、それぞれの特徴や役割を理解し、対等の関係でまちづくりに取り組みことが重要です。

（２）地方創生に基づく取り組みの重点的な推進

本市への定住及び市民の豊かな暮らしの実現に向けて、国の地方創生と歩調をあわせ、**菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略**の取り組みについて市をあげて、重点的に推進していくことが重要です。

（３）PDCAサイクルに基づく構想の進捗管理・評価

総合計画に基づいて実施される施策・事業は、PDCAサイクルにより**進捗**管理・評価をしていきます。

施策・事業を具体的な実行計画に**位置付け**（Plan）、計画に沿って実施（Do）します。より効果の高い施策・事業の展開を図るため、定期的の実施状況を点検（Check）し、改善すべき施策・事業について、新設、拡充、縮小、廃止などの見直し（Action）を行うとともに、次の実行計画へ反映させていきます。

（４）健全な行財政基盤を確立するための行財政改革の推進

人口減少や社会保障費の増大により、今まで以上に厳しい財政運営になることが見込まれます。そのため、効率的な行政運営を行うと同時に、積極的な歳入確保・民間活力の活用・公営企業会計の健全化や事業会計の安定化・公共施設の最適化を図るための方針を定め、健全な行財政基盤を確立する行財政改革を推進します。

（５）財政の将来の見込み

今後の人口減少が予想されるなかで、社会情勢や行政需要の変化に柔軟に対応した行政サービスを提供することにより、市民満足度の高い行政運営を目指すことが必要です。そのため、長期的視点に立ち、将来にわたる収支見込を明らかにした上で総合計画に基づいて実施される施策・事業を適切に進め、健全で安定した財政運営を行うことが重要です。

（６）各部門の重点課題の明確化と柔軟かつ機動的な取り組みの確立

変化に柔軟かつ機動的に対応し行政を運営していくために、各部が重点課題の設定や取り組む施策・事業、目標を明確にし、職員が丸手となって責任を持って取り組みます。また、緊急に対応すべき課題に対しては、プロジェクトチームなどの横割り組織を積極的に活用する手法の確立を図ります。

第3編 資料編

1 第2次菊川市総合計画策定体制と市民参加

第2次菊川市総合計画の円滑かつ効率的な策定に資するため、次の組織を設置し策定しました。

また、市民の意向や意見などを反映させるため、意識調査や、市民ワークショップを開催し、計画全般にわたり市民参加に努めました。

(1) 菊川市総合計画審議会 <菊川市総合計画条例>

目的	基本構想の策定及び進捗、検証に関する事項を調査審議する組織。
役割	総合計画案について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。また、総合計画の進捗や検証についても調査審議します。
対象	公共的団体が推薦する者、学識経験のある者、市長が必要と認める者から15人以内で構成します。

菊川市総合計画審議会名簿

※会長・副会長以外の掲載順は五十音順

役職	氏名	現職若しくは勤務先	選出区分
会長	西野 勝明	静岡県立大学 経営情報学部 大学院経営情報イノベーション研究科 教授	第2項第2号
副会長	齋藤 久司	菊川市連合自治会 会長	第2項第3号
委員	天野 幸男	社会福祉法人白翁会 理事長	第2項第3号
委員	岩水 素江	菊川市スポーツ推進審議会 会長	第2項第1号
委員	内山 博幸	菊川市消防団長	第2項第1号
委員	大橋眞佐美	菊川市社会福祉協議会 副会長	第2項第3号
委員	加藤百合子	(株)エム・スクエアラボ 代表取締役	第2項第3号
委員	鈴木久美子	常葉大学短期大学部保育科 教授	第2項第2号
委員	橋本 勝弘	静岡県西部地域政策局 局長	第2項第1号
委員	久村 孝治	(有)ライトスクエア 代表取締役	第2項第3号
委員	藤川 伸二	フジオーゼックス(株) 取締役 国内事業本部長兼統括本部管理部長	第2項第3号
委員	堀川 佳通	茶づくり堀川園 店長	第2項第3号
委員	松村 奈津	菊川市女性消防団リーダー	第2項第1号
委員	八木 武則	(株)フジヤマ 技術顧問	第2項第3号
委員	山口 久芳	静岡大学 特任教授 (大学院教育学研究科教育実践高度化専攻)	第2項第2号

選出区分 <第2項第1号> 公共的団体が推薦する者
 <第2項第2号> 学識経験のある者
 <第2項第3号> 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(2) 菊川市総合計画庁内策定委員会 <菊川市総合計画庁内策定委員会要綱>

目的	総合計画の原案を作成する組織。
役割	総合計画に関する計画原案を作成します。
対象	副市長を委員長に、教育長、各部長職をもって構成します。

菊川市総合計画庁内策定委員会名簿

役 職	職 名	氏 名		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
委員長	副市長	石田 辰芳	石田 辰芳	
副委員長	教育長	石原 潔	石原 潔	
委員	総務部長	沢崎 久雄	河本 大輔	
委員	危機管理部長	浅羽 睦巳	浅羽 睦巳	
委員	企画財政部長	赤堀 慎吾	赤堀 慎吾	
委員	生活環境部長	澤島 延行	澤島 延行	
委員	健康福祉部長	落合 哲郎	五島 将行	
委員	建設経済部長	赤堀 正人	加藤 容章	
委員	教育文化部長	栗田 正弘	原田 修一	
委員	消防長	坂部 浩之	坂部 浩之	
委員	病院事務部長	野賀 済	野賀 済	

◆平成26年度：平成27年1月13日～平成27年3月31日

(※平成27年1月13日は第1回菊川市総合計画庁内策定委員会開催日)

◆平成27年度：平成27年4月1日～平成28年3月31日

◆平成28年度：平成28年4月1日～平成29年3月31日

(3) 菊川市総合計画庁内策定部会 <菊川市総合計画庁内策定委員会要綱>

目的	総合計画の素案を作成する組織。
役割	各部局の計画素案作成のため資料収集などを行い素案を作成します。
対象	各部長、課長で構成します。

菊川市総合計画庁内策定部会名簿 (部会長：◎ 副部会長：○)

【第1部会】 協働・広域・行財政 交通・防犯	【第2部会】 生活環境・福祉・医療 教育・文化・スポーツ	【第3部会】 産業・経済・都市基盤 防災・防犯・交通安全
◎ 総務部長	◎ 健康福祉部長	◎ 建設経済部長
○ 企画財政部長	○ 生活環境部長	○ 危機管理部長
○ 議会事務局長	○ 教育文化部長	○ 消防長
総務課長	○ 病院事務部長	建設課長
秘書広報課長	市民課長	都市政策課長
地域支援課長	環境推進課長	都市整備課長
企画政策課長	下水道課長	商工観光課長
財政課長	水道課長	農林課長
税務課長	小笠総合サービス課長	茶業振興課長
会計課長	福祉課長	危機管理課長
監査委員事務局長	長寿介護課長	消防総務課長
	健康づくり課長	消防警防課長
	病院総務課長	消防署長
	病院経営企画課長	消防予防課長
	教育総務課長	
	学校教育課長	
	幼児教育課長	
	社会教育課長	
	図書館長	

(4) 意識調査

目的	市民のまちづくりに対する意見などを把握し、総合計画策定のための基礎資料とします。
内容	市民、企業、団体や学生（若い世代）のまちづくりに対する意識を調査し、総合計画で取り組むべき課題などを分析します。
対象	市民、企業・事業所、団体、自治会長、中学生、高校生、大学生など

- ◆団体とは、市内で公共・公益的な活動を行う団体です。
- ◆中学生とは、菊川西中学校、菊川東中学校、岳洋中学校、牧之原中学校、常葉学園菊川中学校の生徒です。
- ◆高校生とは、小笠高等学校、常葉学園菊川高等学校、菊川南陵高等学校の生徒です。
- ◆大学生などとは、菊川市出身の現役大学生、短期大学生、専門学校生などです。

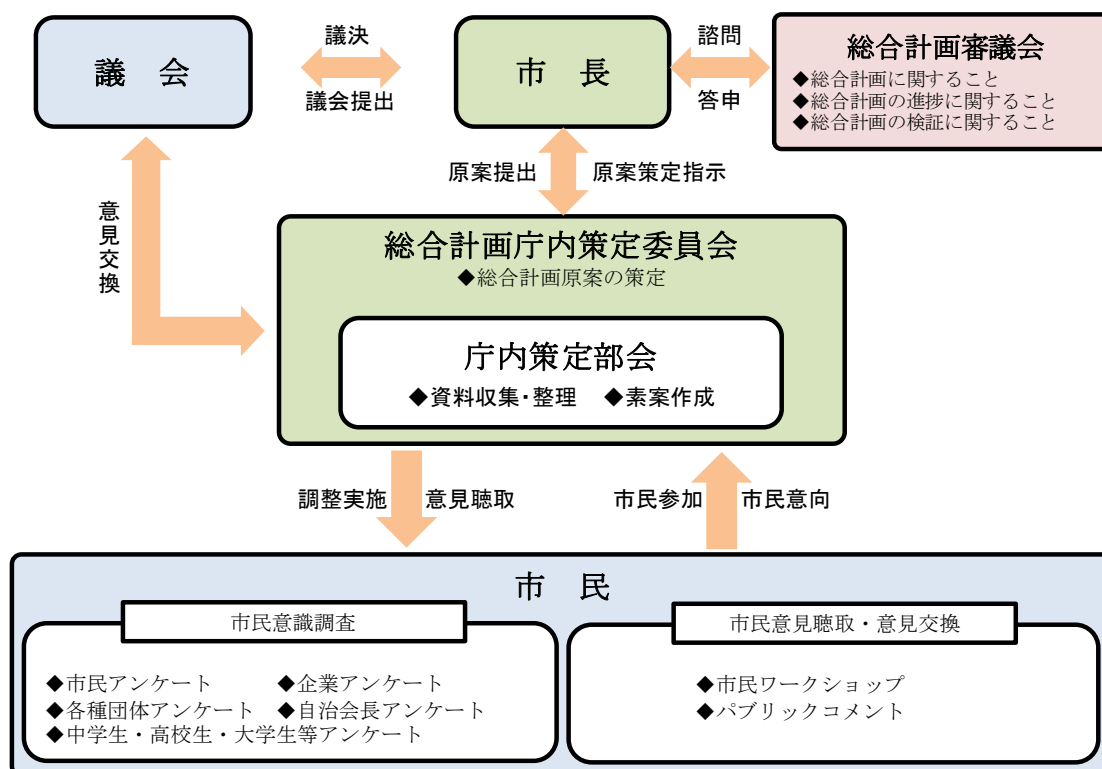
(5) 市民ワークショップ（未来のきくがわまちづくりワークショップin2015）

目的	広く市民の意見を求める機会を設定します。
内容	各分野において、市民の皆さまと意見交換させていただき、広く市民の意見を求めます。
対象	各分野に関係する団体や市民

(6) パブリックコメント

目的	基本構想（案）について市民から意見を求めます。
内容	総合計画の原案を事前公表して、広く市民の意見や、情報提供を求めることによって、 市の政策形成過程における校正の確保及び透明性の向上を図ります。
対象	市民など

< 総合計画策定組織図 >



2 菊川市総合計画条例

菊川市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示すものであって、基本構想及び実行計画から成るものをいう。

(2) 基本構想 市が目指すべき将来像及びその将来像を実現するための基本目標を示すとともに、その基本目標を踏まえた市政の各分野における施策及びその基本的方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。

(3) 実行計画 基本構想に基づく施策を実現するために実施する具体的な事務事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(策定方針)

第4条 市長は、総合計画を策定しようとするときは、総合計画が市の最上位の計画として位置付けられるものであることを踏まえ、総合的見地からこれを策定するものとする。

2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、その時々地域の实情、社会経済情勢の変化、財政状況等を勘案し、これらに適合するようにこれを策定するものとする。

3 市長は、総合計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じた上で、これを策定するものとする。

4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(基本構想の策定)

第5条 市長は、前条に規定する策定方針に基づき、基本構想を策定するものとする。

(菊川市総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想を策定しようとするときは、あらかじめ、第12条に規定する菊川市総合計画審議会に諮問するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(議会の議決)

第7条 市長は、前条に規定する手続を経た後、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(実行計画の策定)

第8条 市長は、基本構想に基づき、実行計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第9条 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(総合計画策定後の措置)

第10条 市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画の実施の状況について、公表するものとする。

(総合計画と市政の各分野における計画との整合)

第11条 市は、市政の各分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(菊川市総合計画審議会の設置)

第12条 総合計画を策定し、及び総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、菊川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第 13 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想に関し、第 6 条に規定する事項を処理すること。
- (2) 総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施の状況を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を処理すること。

(審議会の組織)

第 14 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第 15 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第 16 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 17 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の意見の聴取等)

第 18 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(審議会の運営)

第 20 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定される総合計画について適用する。

(菊川市総合計画策定委員会条例の廃止)

3 菊川市総合計画策定委員会条例（平成 17 年菊川市条例第 166 号）は、廃止する。

3 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市総合計画条例(平成26年菊川市条例第16号)第2条第1号に定める菊川市総合計画(以下「総合計画」という。)の円滑かつ効率的な策定に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理部長
- (5) 企画財政部長
- (6) 生活環境部長
- (7) 健康福祉部長
- (8) 建設経済部長
- (9) 教育文化部長
- (10) 消防長
- (11) 病院事務部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

附 則（平成18年3月20日訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月4日訓令第27号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年5月17日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月25日訓令第27号）

この訓令は、菊川市総合計画条例の施行の日から施行する。

4 第2次菊川市総合計画策定経過

◆菊川市総合計画審議会

開催年月日	会議名	内容
平成27年 2月24日	※第1回	委嘱状交付、正副会長選出、総合計画策定方針(案) など
5月1日	※第2回	各種意識調査結果報告、基礎調査報告 など
6月30日	※第3回	SWOT分析による戦略課題の検討 など
7月31日	※第4回	SWOT分析結果報告、「基本理念」「将来像」の検討 など
9月17日	※第5回	基本構想骨子(案)、基本構想(素案)検討 など
12月25日	第6回	基本構想(案)、政策大綱(案)の検討 など
平成28年 1月25日	第7回	基本構想(案)、政策指標の検討 など
3月2日	第8回	基本構想(案)、政策・施策指標の検討 など
3月29日	第9回	
月 日	第 回	

「※」は菊川市人口ビジョン・菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討も含む

◆菊川市総合計画庁内策定委員会

開催年月日	会議名	内容
平成27年 1月13日	第1回	策定体制、各種意識調査実施報告、策定方針(案)の検討 など
4月16日	※第2回	各種意識調査結果報告、基礎調査報告 など
5月13日	※第3回	SWOT分析の検討 など
6月8日	※第4回	※(総合戦略の素案検討)
7月7日	※第5回	SWOT分析結果報告、「基本理念」「将来像」の検討 など
7月17日	※第6回	SWOT分析結果報告、「将来像」の検討 など
7月31日	※第7回	基本目標(案)、「将来像」の検討 など
8月12日	※第8回	基本構想骨子(案)の検討 など
8月19日	※第9回	※(総合戦略の素案検討)
8月27日	※第10回	基本構想骨子(案)、基本構想(素案)の検討 など
10月13日	※第11回	※(人口ビジョン・総合戦略パブリックコメント状況報告)
11月12日	第12回	基本構想(素案)の検討 など
12月14日	第13回	体系図、基本目標部取り組み(素案)の検討 など
平成28年 1月20日	第14回	基本構想(案)、政策指標の検討 など
2月19日	第15回	基本構想(案)、政策・施策指標の検討 など
3月16日	第16回	基本構想(案)、パブリックコメント(案) など

「※」は菊川市人口ビジョン・菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検討も含む

◆菊川市総合計画庁内策定部会

【合同部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年 5 月 27 日	※第 1 回	意識調査結果、策定方針等報告、策定スケジュール、SWOT 分析 など
平成28年 3 月 23 日	—	基本構想(案)報告、今後の部会の作業等説明 など

【第 1 部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年10月 5 日	第 2 回	第 2 次総合計画、部会協議内容説明基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
10月13日	第 3 回	部会スケジュール、市民ワークショップ報告、基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
10月26日	第 4 回	基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
11月11日	第 5 回	基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」確認 など
11月25日	第 6 回	基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」確認 など
12月16日	第 7 回	総合計画体系図、基本目標別取り組み(素案)検討 など

【第 2 部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年10月 7 日	第 2 回	第 2 次総合計画、部会協議内容説明基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
10月14日	第 3 回	部会スケジュール、市民ワークショップ報告 など
11月30日	第 4 回	基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」、政策指標の確認・修正
12月14日	第 5 回	総合計画体系図、基本目標別取り組み(素案)検討 など

【第 3 部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年10月 7 日	第 2 回	第 2 次総合計画、部会協議内容説明基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
10月16日	第 3 回	部会スケジュール、市民ワークショップ報告、基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」検討 など
11月 2 日	第 4 回	基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」、政策の「現状」「課題」「取り組みの方向」確認・検討 など
11月12日	第 5 回	基本目標(案)に基づく「政策」「施策」「事業」、政策の「現状」「課題」「取り組みの方
12月18日	第 6 回	総合計画体系図、基本目標別取り組み(素案)検討 など

◆各種意識調査

調査区分	調査期間	調査対象	配布・回収数（回収率）
市 民	平成26年11月～12月	菊川市に住む20歳以上の市民2,000人	配布数：2,000票 回収数：1,023票（51.2%）
企 業	平成26年11月～12月	菊川市内の企業・事業所	配布数：96票 回収数：58票（60.4%）
団 体	平成26年11月～12月	菊川市で活動している各分野の団体	配布数：145票 回収数：93票（64.1%）
自治会	平成26年11月～12月	菊川市内の自治会長	配布数：128票 回収数：111票（86.7%）
中学生	平成26年11月～12月	菊川市内の中学校に在籍する中学生	配布数：485票 回収数：459票（94.6%）
高校生	平成26年11月～12月	菊川市内の高校に在籍する高校生	配布数：472票 回収数：447票（94.7%）
大学生	平成26年12月～ 平成27年1月	菊川市出身の学生	配布数：100票 回収数：76票（76.0%）

◆未来のきくがわまちづくりワークショップin2015

開催年月日	会議名	内容
平成27年9月18日	第1回	オリエンテーション・グループワーク
9月25日	第2回	グループワーク
10月2日	第3回	グループワーク・提案まとめ

◆市議会

開催年月日	会議名	内容
平成27年5月19日	市議会全員協議会	各種意識調査結果報告 など
8月25日	市議会全員協議会	S W O T分析結果報告 など
平成28年1月25日	市議会全員協議会	総合計画策定中間報告 など

5 菊川市総合計画審議会への諮問

諮問内容記載

6 菊川市総合計画審議会の答申

答申内容記載

7 用語解説

本文中に記載される、専門性の高い用語などについて下記に概説します。

【あ～お】

◆一億総活躍

- ・我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプラン。

◆ウェアラブル端末

- ・身につけて持ち歩くことができる情報端末の総称。

◆エコアクション21

- ・環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度。全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を公表するための方法が織り込まれている。

◆エコツーリズム

- ・自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、その持続可能性を考慮するツーリズム（旅行、リクリエーションのあり方）のこと。

◆小笠山丘陵

- ・掛川市の小笠山を中心とする丘陵性山地。本市ではその東麓が菊川低地に接する位置にあり、小起伏丘陵の形態を示している。

【か～こ】

◆街区公園

- ・市街地などの中にある公園の内、半径250m程度の街区に居住する人々が利用する0.25haを標準とする公園のこと。かつては「児童公園」と呼ばれていた。

◆外国人集住都市会議

- ・ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として設立されたもの。

◆掛川丘陵

- ・掛川市周辺から本市北部にかけての丘陵と丘陵性山地。浸食されやすい地層のため開析が進み、幅広い浸食谷が樹枝上に発達している。

◆菊川型農業モデル

- ・担い手と農地を確保することにより、安定的な農業経営を維持、継続し、以って本市地域農業の活性化に繋げることを目的としたもの。また、菊川型農業モデルには、「高収益作物との複合経営による儲かる次世代農業」や、「農業女子が輝けるプロジェクト」などが含まれている。

◆グローバル化

- ・一般に、グローバル化とは、資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まることを意味する。

◆グリーンツーリズム

- ・農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ペール（緑の旅）と呼ばれている。

◆グリーンベルト

- ・歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としている。

◆経常収支比率

- ・自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。

◆合計特殊出生率

- ・人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求める。

◆ゴールデンルート

- ・メジャーで人気のある観光スポットを回る旅行の行程のこと。日本のゴールデンルートのひとつに、成田空港から入国し、東京周辺の観光スポットを巡ってから、箱根、富士山、名古屋などを經由し関西を観光し、関西国際空港から帰国するというルートがある。または関西から関東という逆のルートもある。

◆国勢調査

- ・我が国の人口及び、その性別や年齢、配偶の関係、就業の状態や世帯の構成といった「人口及び世帯」に関する各種属性のデータを把握するため、5年間隔で実施する全数調査のこと。

◆国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）

- ・どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。

【さ～そ】

◆財政力指数

- ・地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、普通地方交付税の交付を受けない。

◆自然的土地利用

- ・田、畑などの農地や、山林、河川水面など、自然的な要素で構成される土地利用のこと。

◆実質公債費比率

- ・自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18%以上だと、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上だと借金を制限される。

◆実質収支比率

- ・標準財政規模に対する実質収支の割合をいいます。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額（形式収支から繰越すべき財源を差し引いたもの）、つまり市町村の「黒字」または「赤字」を意味します。一般的には、3～5%程度が望ましいとされている。

◆市民力

- ・自律した市民が連帯して地域共同体の運営に参画することで生まれる新たな地域を担う力。

◆住民基本台帳

- ・住民に関する記録を正確かつ統一的行う目的のため、主に自治体で作成される台帳。

◆将来負担比率

- ・将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

◆親水

- ・水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。

◆生活様式

- ・ライフスタイルとも呼ばれ、ある独特のアイデンティティを持った個人や家庭、或いは社会に見られる生活のパターンを指します。これは、大なり小なり、一個人の日々の大まかで包括的な行動体系であるともいえる。

◆人口置換水準

- ・人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

◆生産年齢人口

- ・(国や自治体の) 総人口に占める15歳から64歳までの人口。経済学的な側面として、国内の生産活動に従事する、中核の労働力となるような年齢の人口。

◆世界農業遺産

- ・社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的に、国連食糧農業機関（FAO）が2002年（平成14年）から開始したプログラム。

◆世界文化遺産

- ・ユネスコが登録する世界遺産は、その特質に応じて「文化遺産」「自然遺産」「複合遺産」に分類されている。そのうち「文化遺産」について扱うこと。

【た〜と】

◆地域包括ケアシステム

- ・介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

◆地方人口ビジョン

- ・菊川市の将来人口推計を行い、総人口や年齢3区分別人口などの将来展望を行うもの。

◆地方版総合戦略

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づき各自自治体で作成する総合戦略。地方自治体の人口を確保するための方策を位置づけている。

◆茶草場農法

- ・茶園の畝間にススキやササを主とする刈敷きを行う伝統的農法のことである。この茶草によって茶の味や香りが良くなると言われている。静岡県の茶栽培では、秋から冬に掛けて、茶園の周辺にある【茶草場】の草を刈って茶園の畝間に敷く作業が行われている。

◆中心的経営体

- ・今後の地域農業を支えていく、農業者（個人・法人・集落営農）のこと。

◆デジタル・デバイド (Digital Divide)

- ・デジタル・デバイドとは、コンピュータやインターネットなどの情報技術（IT：Information Technology）を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差があること。

【な〜の】

◆ニーズ (needs)

- ・人間の基本的要件、すなわち、人間が生きていく上で基本的に必要となる条件を指します。例えば、食料、空気、水、衣服、風雨を避ける場所、教育、娯楽などがニーズです。ニーズは欲求とは異なります。

◆年少人口

- ・（国や自治体の）総人口に占める0歳から14歳までの人口。

◆農業女子が輝けるプロジェクト

- ・農業女子とは、野菜や果物づくりなど農業の世界で働く女性の総称。本市では、女性農業者特有のハードルをクリアするために県機関と連携し、女性の本市への就農を拡大するなど支援メニューを行う。

【は～ほ】

◆ビッグデータ

- ・市販されているデータベース管理ツールや従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合の集積物を表す用語。

【ま～も】

◆マイナンバー法

- ・国民一人ひとりに番号を割り振り、社会保障や納税に関する情報を一元的に管理する「共通番号（マイナンバー）制度」を導入するための法律。

◆牧之原周辺丘陵

- ・市東部の牧之原台地と中央部の菊川低地の移行部分にあり、斜面が細かい谷によって刻まれているので台地縁辺の礫層部分で急斜面ができやすい。また、丘陵地などの第三系の部分は浸食が早く進んで緩傾斜となり、両者の耐食性の差が地形に現れている。

◆牧之原台地

- ・島田市金谷付近から御前崎先端まで伸びる旧大井川の堆積による隆起扇状地。

◆無形文化遺産

- ・ユネスコの事業の一つ。同じくユネスコの事業である世界遺産が建築物などの有形の文化財の保護と継承を目的としているのに対し、民族文化財、フォークロア、口承伝統などの無形のもの（無形文化財）を保護対象とすることを目指したもの。

◆儲かる次世代農業モデル

- ・農業者の高齢化などによる耕作放棄地の増加が見込まれる一方、新規就農者や事業を拡大したい農業者がいるなど、ギャップを解消するために、マッチングや農地整理などへの支援を行うことで、効率的な経営体制の確立を目指したもの。

【ら～ろ】

◆リーマンショック

- ・2008年9月15日、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻（Bankruptcy of Lehman Brothers）したことに端を発し、世界的金融危機が発生した事象の総括的呼称。

◆リサイクル

- ・廃棄物として処分される物を回収し、再生利用すること。紙、アルミ、ガラス、鉄、プラスチックなどの回収が行われている。

◆リデュース

- ・廃棄物をリユース、リサイクルする前に、発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しないこと、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努めることである。

◆リユース

- ・使用を終えた製品を、形を変えずに他の利用法で用いること。一例として、使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」があり、その代表的なものがビールびんである。

◆ 老年人口

- ・(国や自治体の) 総人口に占める65歳以上の人口。

【英数】

◆ C O P 21

- ・「気候変動枠組み条約第21回締約国会議」の略。”Conference of the Parties”の略で条約に参加する国々の会議という意味。1992年、国連の地球サミットで「気候変動枠組み条約」が採択され、国際会議の場で地球温暖化対策を話し合った。

◆ F a c e b o o k

- ・Facebook, Inc. が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) である。「FB」と略されることもある。Facebookという名前は、アメリカ合衆国の一部の大学が学生間の交流を促すために入学した年に提供している本の通称である「Face book」に由来している。

◆ G A P 制度

- ・「Good Agricultural Practice」略。農業生産活動を行う上で必要な関係法令などの内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

◆ G I S

- ・「Geographic Information System」の略。位置や空間に関する様々な情報を、コンピュータを用いて重ね合わせ、情報の分析・解析を行ったり、情報を視覚的に表示させるシステム。

◆ I C T (アイ・シー・ティー)

- ・「Information and Communication Technology」の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

◆ I o T

- ・「Internet of Things」の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

◆ L A N

- ・ケーブルや無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピュータや通信機器、プリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。「構内通信網」と訳されることもある。より対線や同軸ケーブル、光ファイバーなどで配線するものを「有線LAN」、電波を用いるものを「無線LAN」という。

◆ P D C A (ピー・ディー・シー・エー)

- ・業務実行の管理手法の一つで、計画 (plan) → 実行 (do) → 評価 (check) → 改善 (action) という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

◆ P P P

- ・「Public Private Partnership」の略。行政と民間がパートナーを組んで事業を行うという、新しい「官民連携」の形のこと。

◆ T P P

- ・「Trans-Pacific Partnership」の略。日本・米国を中心とした環太平洋地域による経済連携協定 (EPA) の意味。日本は、アベノミクスの政策の一環として2013年7月より正式参加。2015年10月5日、日本の交渉参加から2年以上を経て大筋合意に至る。これにより5年程度をめどに段階的に関税が撤廃されることが決まりました。

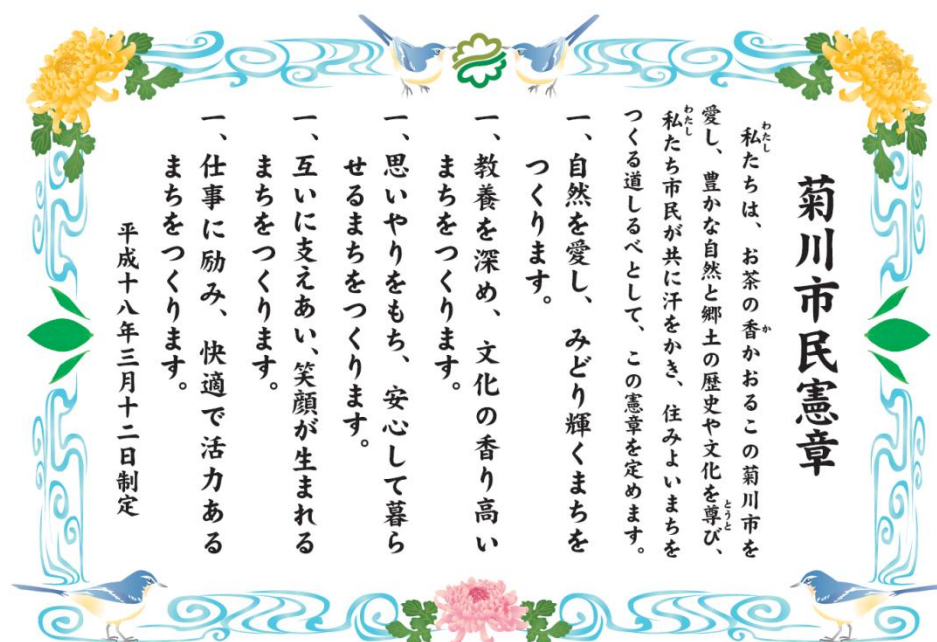
◆ U I J ターン

- ・Uターンとは都市圏以外の地方などで生まれ育った人が、都市圏での勤務経験を経た後、再び生まれ育った土地に戻って働くこと。

- ・ I ターンとは都心部で生まれ育った人が、地方の企業に転職し移住すること、または直線的に都会から地方へ転居することをいう。
- ・ J ターンとは地方で生まれ育った人が都心部で働き、元の生まれ故郷ではない別の地方に転居することを指す。

◆ 3 R

- ・ リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の3つの頭文字をとったものをいう。



菊川市の市章

菊の花と菊川の流れをモチーフに、2町が合併し一つの市となる様子をデザイン。

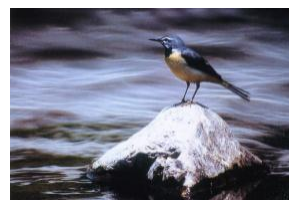
菊川茶に代表される自然を生かした産業豊かな市の特徴を、2色の緑で表現している。現在から未来へと受け継がれる、人と緑が共にいきいきと発展する姿を表現している。



市の花
【菊】



市の木
【茶】



市の鳥
【キセキレイ】

第2次菊川市総合計画

平成〇年〇月発行

発行

菊川市 企画財政部 企画政策課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61 番地

(TEL)0537-35-0900 (FAX)0537-35-2117

E-mail : kikaku@city.kikugawa.shizuoka.jp

【ホームページ】 <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>